



わたしたちが 創るまち大磯



大磯町長

大磯 久雄

大磯町は、先人たちが育んできた美しい自然環境と、歴史の積み重ねの中で培われてきた文化に恵まれ、これらを誇りとして連綿と受け継ぎながら、まちが育まれてきました。

1973年(昭和48年)には第一次となる総合計画を取りまとめ、まちの将来像として「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を掲げ、現在の第四次総合計画に至るまでこの将来像を引き継ぎながら、発展を続けてきました。

このたび、第四次総合計画の15年間という計画期間が終了することから、2021年度(令和3年度)以降の新たなまちづくりの指針となる「第五次総合計画基本構想」を2020年(令和2年)9月に町議会の議決を経て策定しました。そして、2021年(令和3年)2月には、基本構想をより具体化し実現化のための基本的な方向を示す「第五次総合計画前期基本計画」をとりまとめました。

第五次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた総合計画審議会委員及び議会議員の皆さん、様々なご意見をいただいた町民及び町内団体の皆さんなど、計画策定にご協力いただいた関係各位に感謝申し上げます。

第五次総合計画では、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像として引き継いでいます。約半世紀にわたってこの価値観を共有できることは稀有なことであり、ここに大磯町の魅力や価値が凝縮されています。この変わらない価値観を将来に引き継ぎつつも、常に移り変わる時代や社会の変化に適応していかなければなりません。

令和の時代に突入し、新型コロナウイルスによる影響が拡大するなど、社会は大きく変容し、先を見通すことが非常に困難な時代を迎えています。このような不安定な世の中において、大磯町がめざすのは、大磯町に携わる皆さん一人ひとりが、この大磯町を舞台として自分に合った快適な生活として、「あなただけの大磯らしいライフスタイル」を実現している姿です。

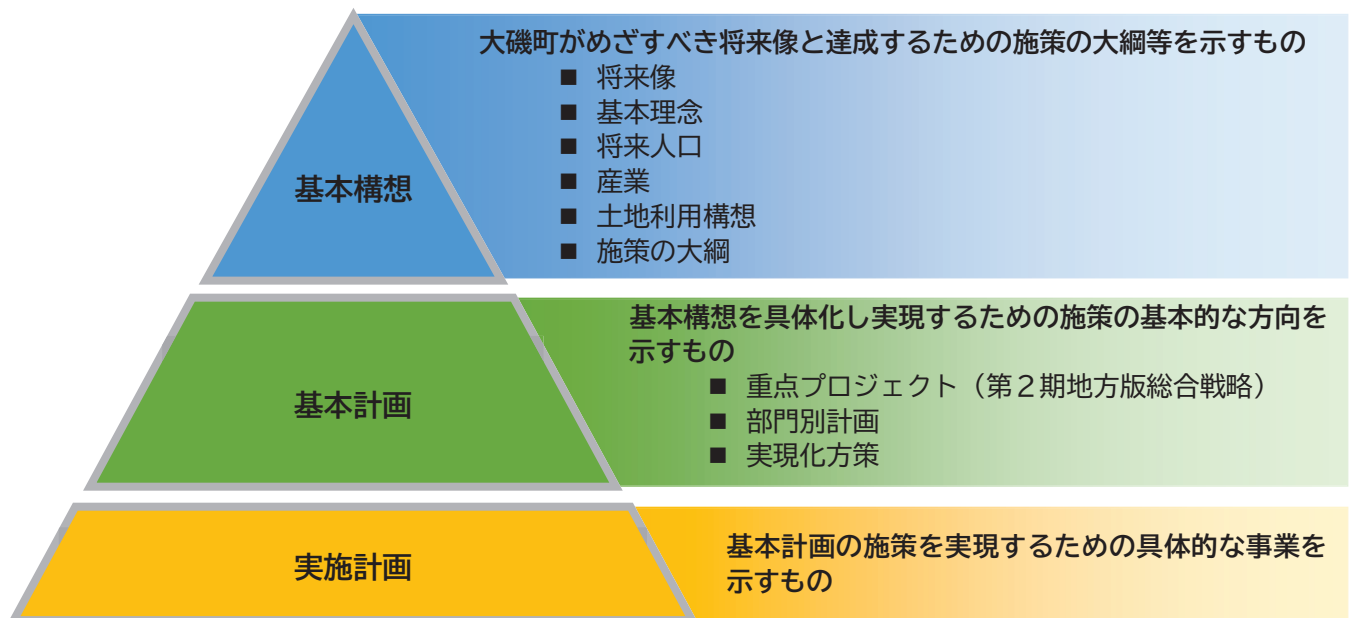
しかしながら、これを実現するためには、行政だけの力で成し得ることはできません。町民、行政、事業者が一体となってまちづくりに携わることで実現する「わたしたちが創るまち」です。新たな未来をともに築いていけるよう、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【第五次総合計画策定の趣旨】

本町では1973年（昭和48年）に総合計画を策定して以降、これまで四次にわたり大磯町総合計画を策定し、総合計画に基づくまちづくりを継続してきました。今後は全国的に急速に進行する人口減少や少子高齢化、それに伴う税収の減少や社会保障費の増大による財政の悪化など、地方自治体はますます厳しい状況下に置かれることが予測されます。その一方で、高度情報化、国際化社会への対応、防災・防犯への町民意識の高揚、また、地域コミュニティの希薄化への対応など、町政に求められる役割が多様化してきています。

このような状況下で、これらの課題に的確に対応し、誰もが豊かで満足できる生活を実現するため、長期ビジョンを示すとともに総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、「大磯町第五次総合計画」を策定するものです。

【第五次総合計画の構成】



【第五次総合計画の計画期間】

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	基本構想(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画	実施計画(3年間)			実施計画(3年間)						
	実施計画(3年間)				実施計画(3年間)			実施計画(3年間)		
	実施計画(3年間)					実施計画(3年間)				

目 次

I 基本構想 2021 年～2030 年（10 年間）	4
第1章 基本構想の目的	4
第2章 基本構想の期間	4
第3章 まちの将来像	4
第4章 まちづくりの基本理念	4
第5章 将来人口	5
第6章 産業	5
第7章 土地利用構想	6
第8章 施策の大綱	7
柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらすまちづくり	7
柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり	8
柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり	9
柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり	10
柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり	11
II 前期基本計画 2021 年～2025 年（5 年間）	12
1 社会経済情勢の変化	12
2 これまでの成果・課題	13
3 計画の体系	16
4 重点プロジェクト	18
1 重点プロジェクトの方針	18
2 重点プロジェクトの関連性	19
重点プロジェクト1	20
重点プロジェクト2	22
重点プロジェクト3	24
5 部門別計画	26
柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらすまちづくり	28
柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり	50
柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり	56
柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり	70
柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり	82
6 実現化方策（計画の推進に向けて）	90
7 実効性の向上	94

資料編	96
1 大磯町第2期人口ビジョン	96
2 主な個別計画体系	100
3 SDGs（持続可能な開発目標）	102
4 策定経過	103

【本計画における指標値の取扱いについて】

本計画では、事業の進捗度合いを定量的に示せるよう、重点プロジェクト及び部門別計画において指標値を設定しています。これらの指標値は当該施策に関する代表的なものを位置づけていますが、あくまで当該施策の状況を示す一つの要素であり、指標値の達成だけが各施策の目標となるものではありません。

また、各種指標値は、事業の進捗や社会経済情勢の変化に合わせて、実施計画にて適宜見直しを図るものとします。

① 基本構想（2021年～2030年）

第1章 基本構想の目的

基本構想は、大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするものです。

また、町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民等と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すものです。

第2章 基本構想の期間

第五次総合計画基本構想は2030年度（令和12年度）を目標年度とし、2021年度（令和3年度）からの10年間とします。

第3章 まちの将来像

「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、その価値を高めながら、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とします。

第4章 まちづくりの基本理念

まちの将来像の実現に向け、「郷土の誇りとくらしの親和」「つながりと創生」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めます。

■ 郷土の誇りとくらしの親和

私たちの大磯町は、先人たちから受け継いだ高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治期に発展した邸園文化などに恵まれ、郷土への愛着や誇りの源となっています。この郷土の誇りを次世代に引き継ぎ、環境と親和したまちづくりを行っていくことは、私たちの使命であり責任でもあります。一方で自然環境の豊かさは、近年頻度と激しさを増す自然災害とも表裏一体のものです。

これからのまちづくりは、環境と親和するくらしを築き上げていくことが重要になってきます。自然の循環に負荷をかけない質を重視した生活を広め、美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に、新しい息吹を吹き込みながら、未来につながる郷土の誇りと安全・安心なくらしとの親和が図れるまちづくりを推進していきます。

■ つながりと創生

人口減少・少子・超高齢社会の到来と情報化社会の進展に伴い、地域のつながりが薄れつつあり、まちの活力を維持していくためには、町民一人ひとりがまちや地域への愛着と誇りを持ち、まちづくりに積極的に参加することが重要となってきます。

「住んでみたい」、「住み働きたい」、「いつまでも住み続けたい」と思える大磯を創っていくために、町民一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げることで、新しい創造や活力が生まれます。

こうした町民の力を背景に、町民、行政、事業者がみんなで情報を共有し、力を合わせるつながりと創生の協働社会を築き、くらしの豊かさを分かち合うことができるまちづくりを推進していきます。

第5章 将来人口

人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、大磯町人口ビジョンでは、目標年度とする2030年（令和12年）の将来人口は約2万8,000人になり、その後も人口減少の傾向は続くものと見込んでいます。

今後、人口減少の進行を抑制することを基本に、自然動態（合計特殊出生率の向上）と社会動態（転入促進、転出抑制）の両面から各施策を積極的に推進することにより、人口ビジョン*で設定した目標を達成するため、総合計画の目標年次である2030年度（令和12年度）の目標人口を3万人とします。

＊ 第2期人口ビジョン：P96参照

第6章 産 業

社会経済情勢に柔軟に対応した産業の活性化を図り、町内外における様々なつながりを生かし、地域の産業全体が持続可能で活力あるものとなるよう取組みを進めます。

農林漁業については、多様な担い手の確保や育成による生産力の維持・向上を図るとともに、農地や山林の保全・再生・活用、地場産物の消費拡大、生産物の付加価値向上への取組みを進めることで活性化を図っていきます。

商工業については、事業承継や担い手の発掘・確保、経営環境の改善や経営基盤の強化に向けた取組みを図るとともに、本町の自然や歴史・文化などの地域資源を活用した取組みを進めることで活性化を図っていきます。

これらの地域産業と町内への交流や周遊をもたらす観光の取組みとの連携を図り、地域経済循環を向上させるよう取り組んでいきます。

① 基本構想（2021年～2030年）

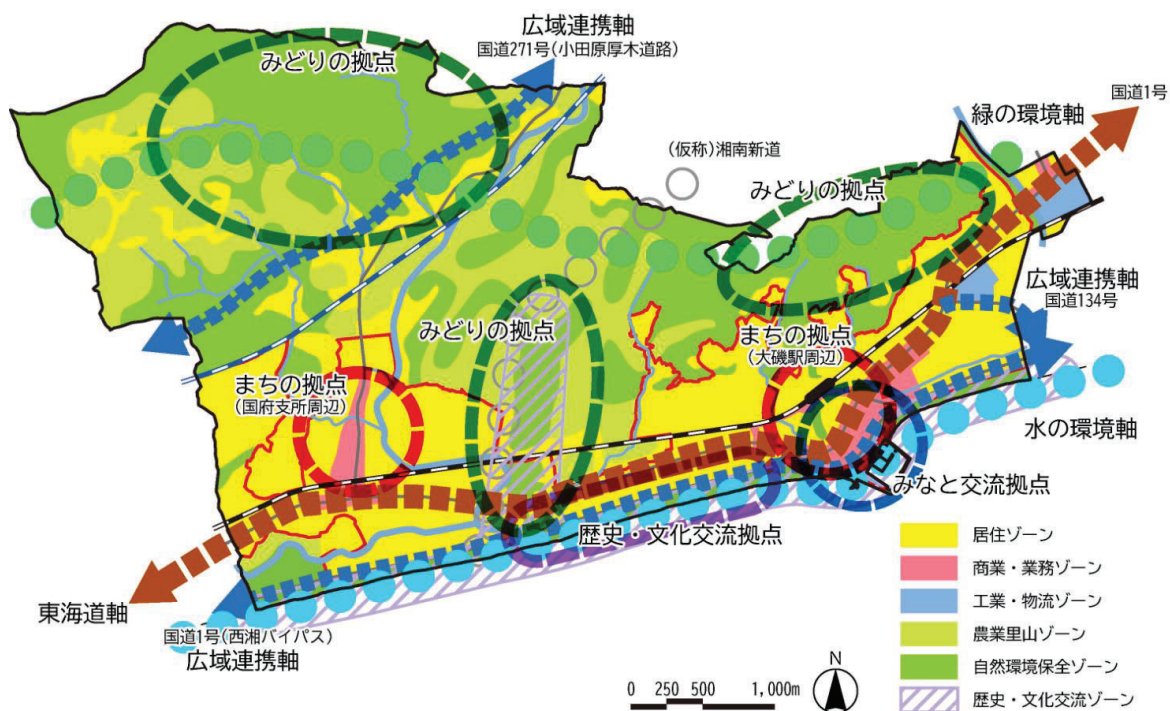
第7章 土地利用構想

土地利用構想は、まちの将来像の実現に向け、都市機能のあり方や町域の特性に応じた発展を図るための土地利用の方向性を示すものであり、将来のめざすべき町の姿を概念的に示し、都市計画法に基づく都市マスタープランを包含するまちづくり基本計画の基礎となるものです。

土地利用構想では、地形的にコンパクトである市街化特性を生かすとともに、現在の環境を将来にわたり持続していくため、自然資源や田園資源のゾーニングを行っていきます。

また、都市圏連携と円滑な都市活動、歴史的な背景による都市軸や環境軸を位置付けながら都市間、地域間ネットワークや防災力の強化を進めていくとともに、大磯、国府の2つの都市機能、みどりや交流といった既存資源を生かした拠点を配置することで、持続可能なまちづくりをめざします。

■ 将来都市構造図



第8章 施策の大綱

まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて、「郷土の誇りとくらしの親和」と「つながりと創生」の2つの基本理念のもと、次のとおり5つの方針をまちづくりの柱に据え、施策を展開していきます。

柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらせるまちづくり

少子高齢化の急速な進展や、自然災害や感染症への関心が高まる中で、町民の安全安心なくらしをしっかりと支える基盤や地域における支え合いを促進します。

安全なまちづくりの推進	地震や津波、集中豪雨、火災などの様々な災害の発生に備えた防災・減災対策を徹底し、災害から町民の命と財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、自助・共助・公助の考えの下、地域の防災対策を充実し、災害に強いまちづくりをめざすとともに、消防・救急体制の整備と予防体制の充実を推進します。感染症のまん延も災害の一種と捉え、予防対策と危機管理体制の充実を図ります。 また、地域ぐるみの交通安全、防犯、消費者保護への対策を推進し、町民生活の安全確保を図ります。
子どもを産み育てやすい環境づくりの推進	子育て世代が未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目なく地域社会全体で子どもたちの成長を支えるための教育・保育への環境づくりと、子育て世代のニーズに合った多様な子育て支援機能の充実を図ります。
健康と生きがいつくりの推進	町民一人ひとりがこころと体の健康の大切さを自覚し、健康づくりを意識した生活を送ることができるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康増進や疾病予防に対する支援を行い、健康寿命の延伸をめざすとともに、医療機関との広域連携などを図り、町民が安心できる医療体制を確保します。 また、世代間交流や地域のボランティア活動など、高齢者の社会参加機会の充実を図り、住み慣れた地域の中でいきいきとくらせる地域づくりや仲間づくりを促進します。
こころふれあう共生社会の推進	高齢者や障がいを持つ人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような支援を進めます。 また、少子高齢化が進む中、町民一人ひとりの多様な生活ニーズに柔軟に対応し、町民が将来にわたり安心して生活を送れるよう、地域での支え合い、助け合いの仕組みをつくり、共生社会の推進を図ります。

① 基本構想（2021年～2030年）

柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり

地域の生活課題が多様化する中、官と民の垣根を取り払い、町民の地域に貢献したいという思いを結集し、その力や知恵を生かしていくことで、幅広い分野での協働によるまちづくりをめざします。

交流と協働のまちづくりの推進	世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行い、町民が主体となり地域の課題に取り組むなど、コミュニティ活動の活性化を図ります。 また、一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げ、町民等との交流・協働型のまちづくりをめざします。
開かれた町政と情報化の推進	高度情報化によるＩＣＴの活用など、様々な手段や機会を通じて、広報・広聴活動を充実するとともに、町民と行政がお互いにコミュニケーションをとり、町政運営やまちづくりに関する情報共有を図ります。
持続可能な行財政の運営	中長期的な視点に立ち、将来あるべき姿に至るための課題に計画的に取り組むとともに、持続可能な行財政運営に努めます。 また、時代の変化に即した行政サービスを提供するため、民間経営の視点や自治体間の広域連携、未来技術の活用など、積極的に行財政改革を推進します。

柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり

先人が遺した自然や歴史・文化との関わりを大切に、住み続けることに楽しさや生きがい、充実した人生を実感できる快適なくらしの実現を図ります。

身近な自然環境空間の形成	自然と調和した歴史・文化資源とともに、高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、遺された優れた自然環境の保全・再生に努めます。 また、海岸や河川、里山などの人と自然とがふれあい、楽しめる環境づくりを推進します。
良好な地域環境と循環型地域社会の形成	町民、行政、事業者などが適切な役割分担と連携のもと、環境保全や美化活動の促進を図るとともに、河川管理や公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及による河川等の水質保全、環境に負荷の少ないくらしや、再生可能エネルギーと省エネルギーの普及促進を進め、地域環境の保全と意識向上を図ります。 また、あらゆる主体が協力し、家庭や事業所における廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用を進める循環型社会の形成を推進するとともに、一般廃棄物の広域処理を推進します。
魅力ある快適なくらし空間の形成	ゆとりや快適さが確保されたくらしやすい住まいの場や、魅力ある町並みを整備するとともに、空き家等の利活用を促進し、住み心地の良さを感じることのできるまちづくりを推進します。 また、大磯港「みなとオアシス」、明治記念大磯邸園や旧吉田茂邸などの交流拠点を太平洋岸自転車道等でつなぎ、一体的に活用することにより、ふれあい交流の空間として、町の魅力を高めていきます。

① 基本構想（2021年～2030年）

柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり

次代を担う子どもや若者に対する教育を充実し、これらの世代はもとより町民一人ひとりの郷土への愛着や誇りを醸成し、一人ひとりの個性を尊重し、多様性のあるまちづくりを推進します。

次世代を担う人づくりの推進	学校、家庭、地域が一体となって、次世代を担う子どもたちをみんなで育てます。子ども一人ひとりの教育ニーズに対応し、子どもたちが生きる力を身につけるよう、時代の変化に対応した特色ある教育内容や教育環境の充実を図り、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育を推進します。 また、地域の人たちとの様々な関わりの中で、青少年が自主的に参加できる社会参加活動や体験学習などを通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。
つながりを育む生涯学習の推進	町民の一人ひとりが生涯にわたり、自由に学習機会を選択し、ともに学ぶことができるように、学習機会や学習情報提供の充実を図ります。 また、町民主体の地域に根ざした文化・芸術活動が行われる環境づくり、学びを通じて地域に生かす心豊かな人づくり、人とのつながりを広げるまちづくりを推進します。
誰もが尊重される社会づくりの推進	町民一人ひとりが互いを認め合うとともに、人権意識を高め、性別、年齢、人種等に関わりなく、あらゆる分野で個性や能力が発揮できる、差別や偏見のない思いやりと多様性のあるまちをめざし、人権教育や啓発活動を推進します。
先人から引き継いだ文化の継承と活用	文化財や伝統文化など、先人から引き継いだ文化に愛着と誇りをもち、次世代へ継承するとともに、様々なまちづくりの分野での活用を推進します。 また、様々な文化活動を支援し、講座や学習機会の充実を図ることにより、本町の香り高い文化価値の再評価につなげます。

柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり

町内の自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、様々な活力をもたらす交流の拡大を図ることで、本町の産業の可能性を引き出すとともに、これらの事業や活動を展開していく多様な機会や場の創出につなげ、まちの活性化をめざします。

生活を支える交通基盤の形成	安全かつ円滑に移動できるように、長寿命化計画等に基づき町道の計画的な維持管理保全や改良、整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の改良、整備を促進します。 また、誰もが気軽に外出できるように、町民ニーズを踏まえたこれからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。
地域の特性を生かした産業の活性化	地域経済の活力を生み出すため、産業基盤への支援を進めるとともに、自然や歴史・文化などの地域資源を生かした観光施策や金融機関などと連携し、活力ある産業振興を図ることで、地産地消の拡大や後継者及び担い手の育成に努めます。
地域資源を生かした特色ある観光の推進	恵まれた自然や歴史・文化といった本町が持つ地域資源の魅力を積極的に発信するとともに、民間資本とも連携した中で地域資源を幅広く活用し、「食べる」「買う」「泊まる」といった消費行動へとつながる機会や場を生み出すことで、地域経済循環の向上を図り、大磯らしい潤いを創出します。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

❖ 1 社会経済情勢の変化

近年、社会経済情勢の変化は急速化かつ激化しており、これまで課題としてきた人口減少・少子・超高齢社会の到来という人口構造の変化に加え、グローバル化や情報通信技術の飛躍的発展、価値観の多様化も相まって、交流の障壁がなくなり、様々な交流が生まれるようになっていきます。また、地球環境問題の深刻化、安全を脅かす自然災害の頻発化・激甚化・広域化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により社会は大きな転換期を迎えており、本町をとりまく状況は先を見通すことが非常に困難になっています。

そのような状況下において、現状の課題をとらえつつ、将来のあるべき姿を見据え、その実現に向けて一歩ずつ進んでいく必要があります。

人口減少社会の到来

- ❖ 労働力人口の減少
- ❖ 生産・消費構造の変化
- ❖ 地域コミュニティの衰退
- ❖ 管理不全の空き家等の増加
- ❖ 税財源の減少

超高齢社会の到来

- ❖ 社会保障制度の不安定化
- ❖ 介護人材の不足
- ❖ 人生100年時代の到来

グローバル化の進展と国際情勢の流動化

- ❖ 世界経済の不安定化
- ❖ 感染症による移動機会の激減
- ❖ 保護主義*の台頭

情報通信技術の飛躍的発展

- ❖ Society5.0*への転換
- ❖ 次々と誕生し進化する未来技術

価値観の多様化

- ❖ 多様な働き方の拡大
- ❖ 性的少数者への権利擁護
- ❖ 異文化交流の増加

地球環境問題の深刻化

- ❖ 地球温暖化の進行
- ❖ 生態系の破壊
- ❖ 低炭素・脱炭素社会への転換
- ❖ SDGs（持続可能な開発目標）の設定

安全・安心な暮らしの確保

- ❖ 自然災害の頻発化・激甚化・広域化
- ❖ 特殊詐欺の増加
- ❖ サイバー犯罪の増加

社会インフラの老朽化

- ❖ 老朽化による安全性低下
- ❖ 管理コストの増大

感染症の影響拡大と社会変革

- ❖ 急激なデジタル化の進行
- ❖ 分散型社会への転換
- ❖ 地域経済の後退

■ 用語解説

保護主義

自国の輸入量を制限したり、高い関税をかけることにより、自由な貿易を制限すること。

Society5.0

デジタル革新と多様な人々の創造・想像力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会。

❖ 2 これまでの成果・課題

(1) 第四次総合計画後期基本計画及び第1期総合戦略の進行状況

令和元年度総合計画重点プロジェクト（総合戦略事業）の評価検証

	KPI 達成率	評価
花プロジェクト -観光による魅力づくり- (戦略1)	75%	Ⅱ
鳥プロジェクト -笑顔の子育てまちづくり- (戦略2)	38%	Ⅱ
風プロジェクト -交流によるしごとづくり- (戦略3)	43%	Ⅲ
輪プロジェクト -多世代による地域づくり- (戦略4)	29%	Ⅲ

<評価基準>

- Ⅰ - 重点事業が順調に進捗しており、事業の効果が認められるため、重点事業を継続して実施する。
- Ⅱ - 概ね重点事業が順調に進捗しているが、一部の事業を改善する必要がある。
- Ⅲ - 重点事業を実施したものの、十分な成果が得られておらず、一部の事業を見直す必要がある。
- Ⅳ - 重点事業のさらなる推進が必要である。
- Ⅴ - 達成状況を検証する数値目標を見直す必要がある。

<評価方法>

総合計画審議会（委員15名）での協議により決定

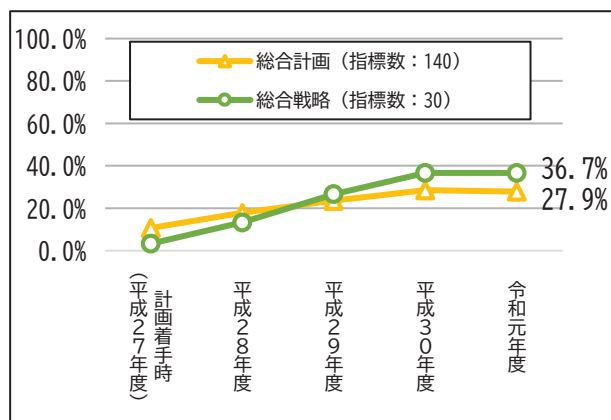
<KPI（重要業績評価指標）とは>

Key Performance Indicatorsの略称で、目標の達成度合いを測る定量的な指標のこと

数値目標達成状況

第四次総合計画後期基本計画及び第1期総合戦略では、すべての部門に数値目標を設定し、進行状況を定量的に把握できるようにすることで、適宜事業計画を見直しながら実施してきました。

各種施策の進捗に伴い、数値目標の達成状況は向上しており、徐々に成果が現れてきています。



(2) 町民の意向等

町民ワークショップ（みんなで考えよう！未来のおおいそ）による方向性

■ 実施の趣旨

第五次総合計画の策定にあたり、町民意向を反映させるため、未来の大磯町について町民同士の意見交換を通じて意見聴取を行う場として実施

■ 対象者

第五次総合計画に係るアンケート調査対象者（無作為抽出）で参加を希望した方

■ 実施概要

全4回開催（延べ参加者数：50名）

■ 導き出された町のイメージ

- ・今あるものを大事にする、活かす町
- ・ちょっと立ち寄れる居場所、魅力のある町
- ・大磯らしい観光を発信する町
- ・地元で働ける町
- ・誰もが風通し良く暮らせる町
- ・子育てや高齢者に優しい手助けのある町
- ・自然と共存した安心・安全な町

② 前期基本計画（2021年～2025年）

町民アンケート

■ 調査の目的

まちづくりに対する町民の意向などを把握し、計画策定の基礎資料とする。

■ 調査概要

○調査種別：(A)町民アンケート、(B)転入者アンケート、(C)窓口来庁者アンケート

○調査対象：(A)大磯町在住の18歳以上の男女1,500人
(B)転入して5年以内の大磯町在住の18歳以上の男女500人

(C)調査期間中に転入届または転出届を提出した18歳以上の男女

○抽出方法：2019年（平成31年）3月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出

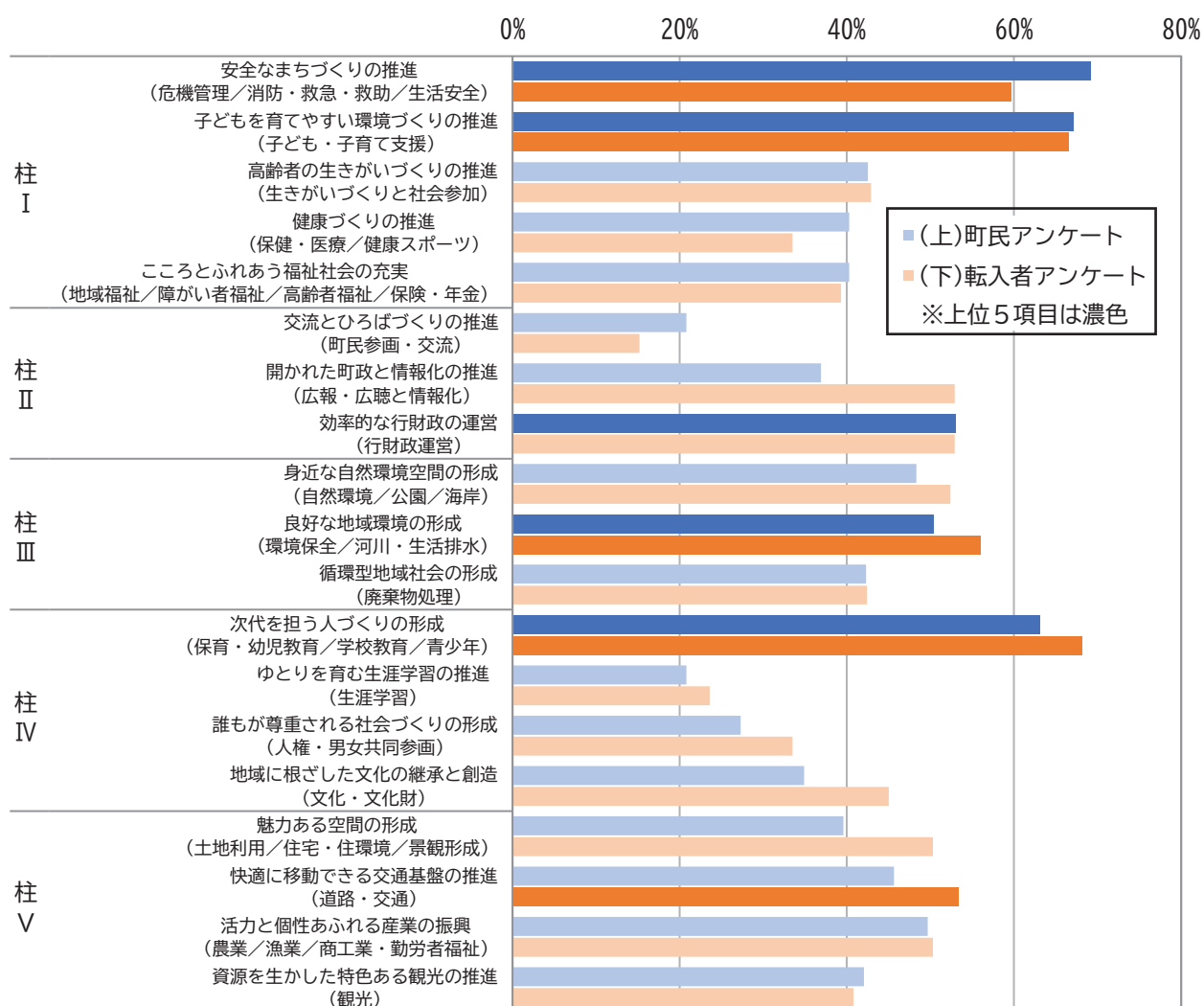
○回収状況：(A)29.8%、(B)38.2%、(C)全78件

■ 結果概要

（今後5年間で重点的に取り組むべき施策は？）

「安全なまちづくりの推進」、「子どもを育てやすい環境づくりの推進」、「次代を担う人づくりの形成」の3項目が、町民アンケート及び転入者アンケートともに上位3項目を占めています。

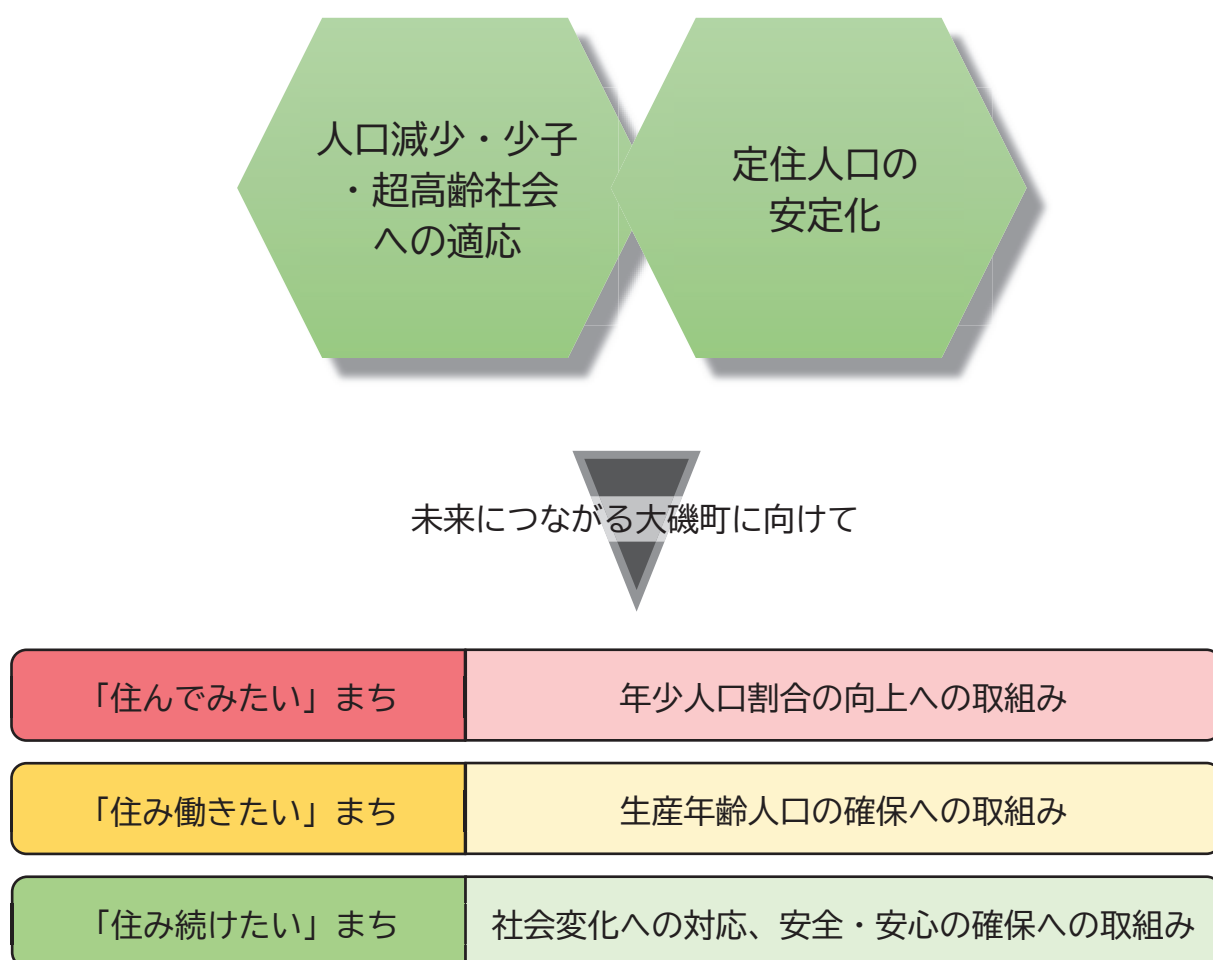
また、項目ごとに両者を比較すると、町民アンケートでは「健康づくりの推進」を重視する傾向が強く、転入者アンケートでは「開かれた町政と情報化の推進」、「地域に根ざした文化の継承と創造」、「魅力ある空間の形成」を重視する傾向が見て取れます。



（３）前期基本計画でめざす方向性

本町は、1973年（昭和48年）に第一次となる総合計画を策定して以来、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざし、先人たちから引き継いできた豊かな自然や歴史・文化を生かし、人口の増加とともに発展してきました。しかしながら、日本全体で人口減少を迎えるのと同様に、本町の人口は2010年度（平成22年度）に頂点に達し、以降は少子化や高齢化を伴いつつ、緩やかな減少を辿っています。人口減少と少子高齢化の進行は、今後も加速していくものと想定されており、歳入面では町財政の根幹をなす町税収入の減少、歳出面では社会保障関連経費の増大など、財政運営に大きな影響を及ぼすことが予測されます。また、このような潮流に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活様式や価値観の多様化も進んでおり、社会のありようが大きく変わろうとしています。

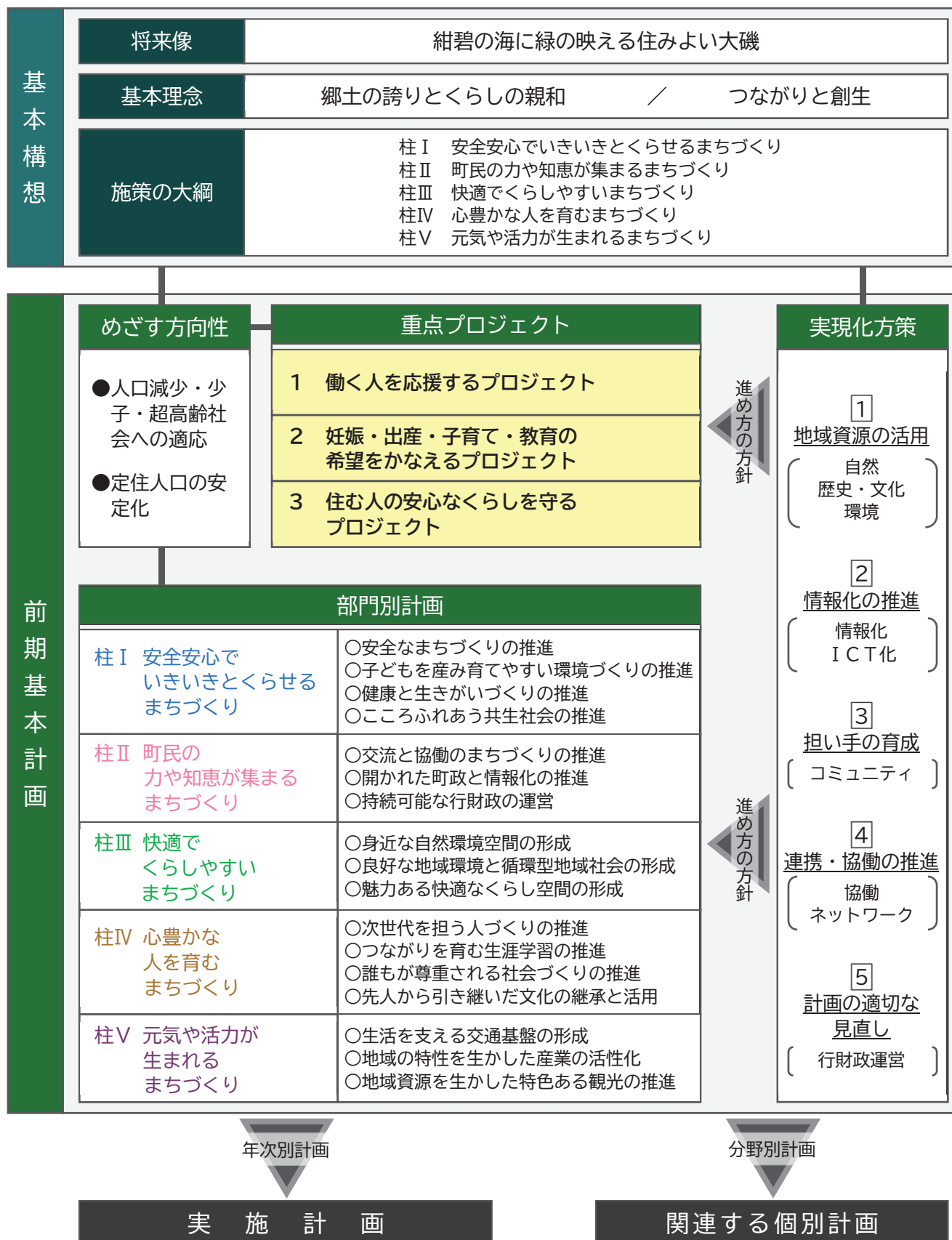
このような状況下で、郷土の誇りを次世代に引き継いでいくためには、定住人口の安定化をめざすことにより人口減少を抑制しつつ、年少人口や生産年齢人口の確保に向けた取組みを進め、これまでの枠組みにとらわれずに、急激に変化する社会に適応できる町を創り上げていくことが重要です。これらの実現に向けて、基本構想の基本理念で示す「住んでみたい」「住み働きたい」「いつまでも住み続けたい」と思える未来につながる大磯町を町民、行政、事業者が連携して創り上げていきます。



② 前期基本計画（2021年～2025年）

❖ 3 計画の体系

（1）体系図



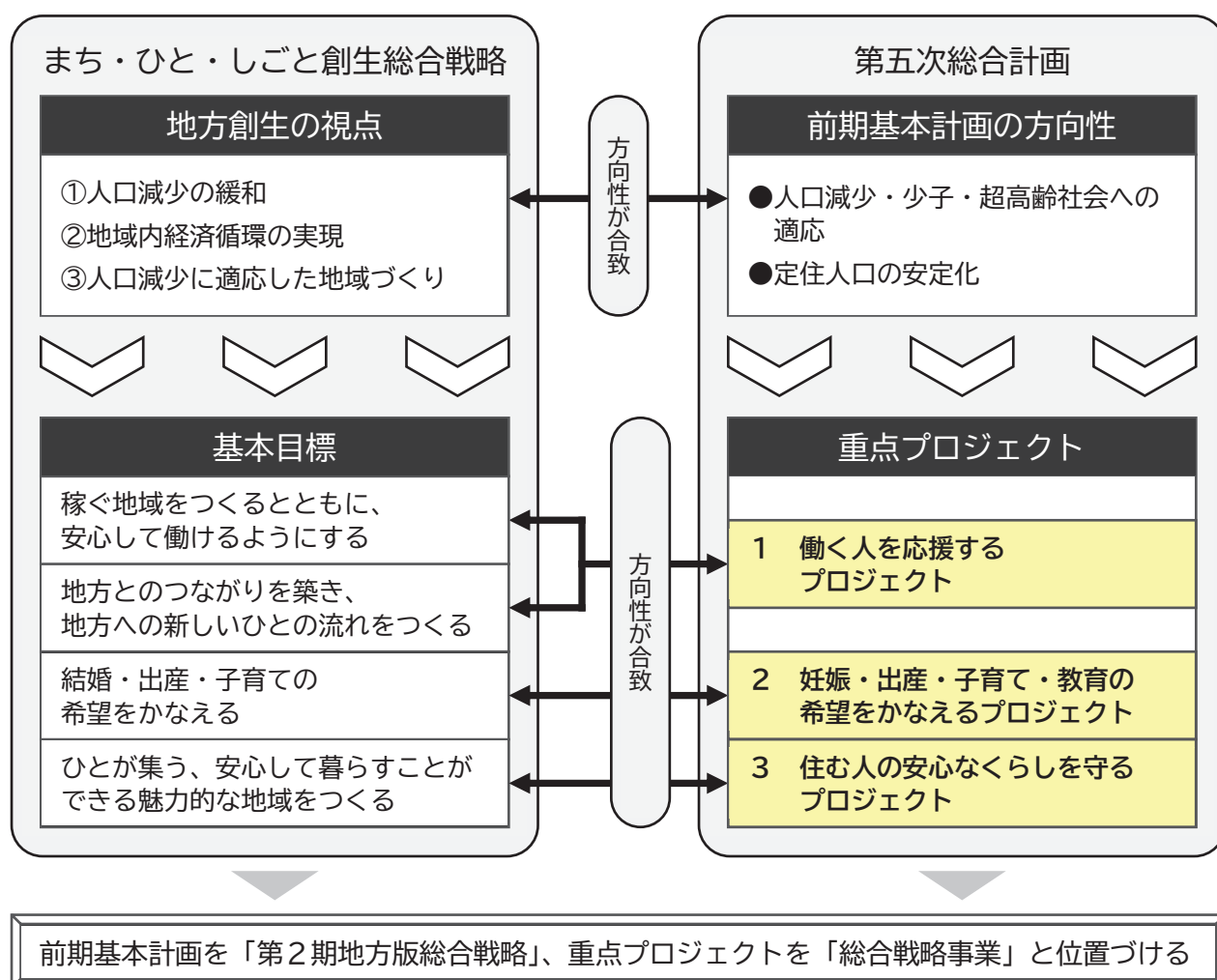
(2) 総合戦略との関係

■ 総合戦略とは

国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、人口問題に対する現状と展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口問題を克服するための基本的方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、2019年（令和元年）12月には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。地方公共団体においてもこれらを考慮した「地方版総合戦略」を策定し、地方創生への取組みを進めることが求められています。

■ 第2期地方版総合戦略の位置づけ

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「人口減少の緩和」「地域内経済循環の実現」「人口減少に適応した地域づくり」という地方創生の視点は、大磯町第五次総合計画前期基本計画でめざす方向性と合致することから、前期基本計画は「第2期地方版総合戦略」を兼ねるものとし、課題解決に向けて重点的に推進する取組みを示す重点プロジェクトを「総合戦略事業」として位置づけます。



② 前期基本計画（2021年～2025年）

❖ 4 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの方針

基本構想で掲げるまちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をめざし、基本理念で示す「住んでみたい」、「住み働きたい」、「いつまでも住み続けたい」まちの実現に向けて、分野別施策を牽引する重点プロジェクトを定めます。重点プロジェクトには、戦略的に重要かつ優先度が高く、大磯町らしいまちづくりを推進する取組みを位置づけ、以下のような課題を解決するために進めていきます。

重点プロジェクト1 働く人を応援するプロジェクト

課題 これまで大磯町は、自然や歴史・文化的な魅力を有する良好な住宅地として、人口増とともに発展してきました。近年は、人口減少・少子・超高齢社会という局面が到来し、生活の基盤となる地域産業の担い手不足や生産性向上といった課題に直面しています。また、新たな潮流として、働き方改革や感染症による新しい生活様式の実践も相まって、従来の住宅地としてだけではなく、良好な環境の中で住みながら働く町としての魅力が着目されつつあります。

方針 官民が連携して、働く世代を町に呼び込み、地域経済の活性化を推進していきます。

重点プロジェクト2 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト

課題 大磯町が魅力のある町として持続的に発展し続けるためには、大磯町の未来を担う子どもたちを育んでいくことが不可欠です。年少人口割合の低下が続いていますが、近年の積極的な子育て支援施策により、転入による子育て世代の増加や合計特殊出生率の改善が見られています。変化の激しい社会経済情勢の中で、複雑多様化する様々なニーズに応え、大磯町で子どもを産み育てたいと思える環境をより一層高めていくことが求められています。

方針 地域が一体となり子どもや子育て世代を支え、次世代へとつないでいきます。

重点プロジェクト3 住む人の安心な暮らしを守るプロジェクト

課題 人生 100 年時代とも言われるほどの超高齢社会を迎え、住み慣れた地域での自立した暮らしを継続していくためには、誰もが安心して暮らし続けられる地域を築いていくことが求められています。さらには、災害の頻発化、激甚化、広域化とともに、感染症というこれまで重要視されていなかった脅威への認識も高まっており、安全や安心を脅かす様々な危機事象への備えなど、平時から非常時まで、安心を実感できるようにしていく必要があります。

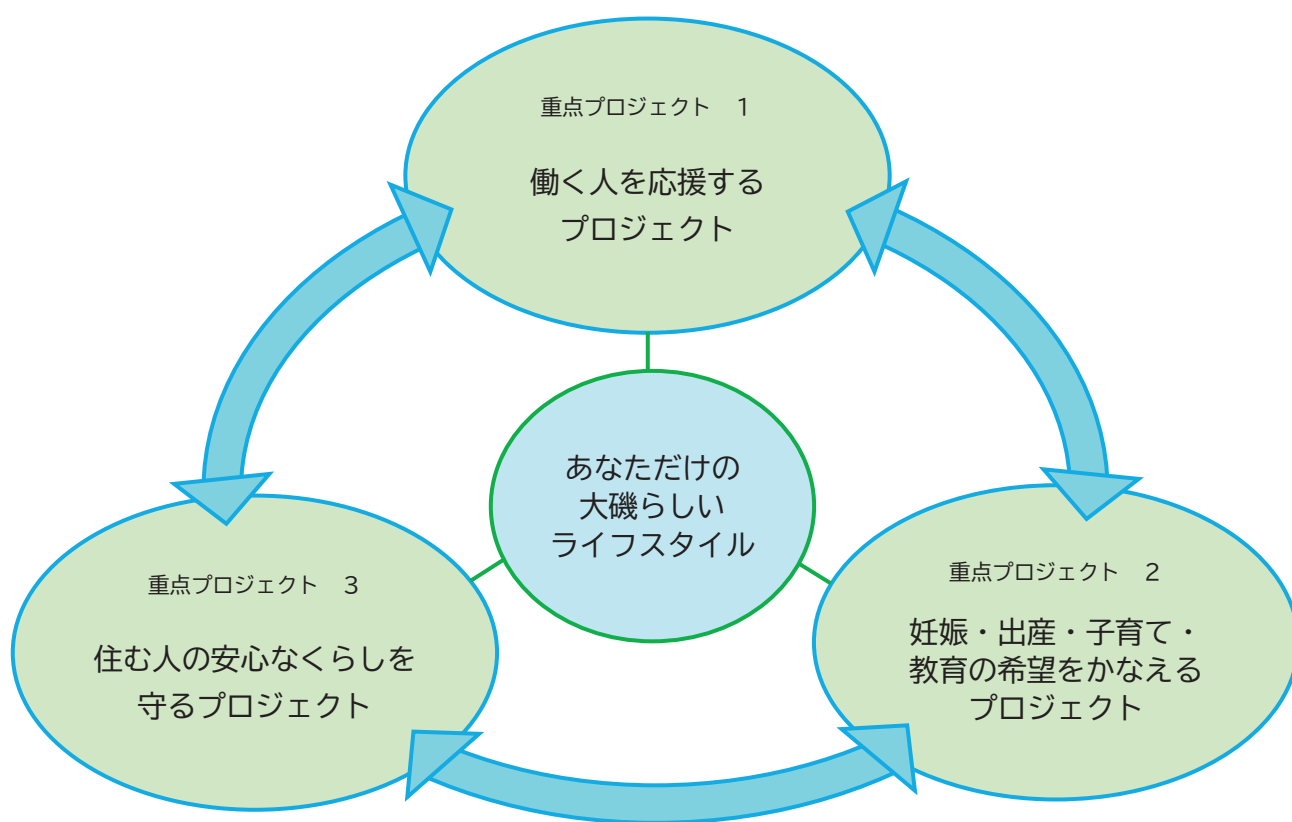
方針 あらゆる生活の基盤を支え、安全で安心を実感できる暮らしを実現していきます。

2 重点プロジェクトの関連性

価値観や生活のあり方は多種多様化しており、豊かな町を創り上げていくには、町民一人ひとりが主体となり、自らの、そして自分たちの暮らしを築き、その輪を広げていくことが重要です。

重点プロジェクトの取組みを土台として、まちづくりに参画しながら、それぞれが思い描く大磯らしい豊かな暮らしを創り上げていきましょう。

町民一人ひとりのライフステージに応じた暮らしを実現するために、こうした取組みを町民、行政、事業者が連携・協働しながら進めていきます。



- 3つのプロジェクトを関連させながら進めていきます。
- 3つのプロジェクトを通じて「あなただけの大磯らしいライフスタイル」の実現をめざします。

【あなただけの大磯らしいライフスタイルとは・・・】

「あなただけの」・・・町民一人ひとりが主人公、多様な価値観

「大磯らしい」・・・大磯を舞台として、大磯の環境を生かした

「ライフスタイル」・・・豊かな暮らしの享受

答えはひとつではなく、町民一人ひとりが、自分に合った快適な生活を手に入れてほしいという想いを込めています。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

重点プロジェクト1 働く人を応援するプロジェクト

（１）基本的な考え方

＜官民が連携して、働く世代を町に呼び込み、地域経済の活性化を推進する＞

大磯町の魅力を高め、開かれたまちとして持続していくために、働く人が元気になるまちをめざします。

町内外での交流による地域産業の担い手づくりや魅力的な拠点の形成・活用などを通じて、経営基盤の安定化を図るとともに地域経済の循環を育んでいきます。

こうした取り組みを町民・事業者と連携・協働しながら進めることで、大磯町民の誇り・憧れ・活気を育み、大磯らしい多様なライフスタイルを創出します。

（２）期待される効果

多様な産業・働き方の提案 ⇒ 多様なライフスタイルの実現

地域経済の循環促進 ⇒ 地産地消の促進・交流機会の創出

大磯町の魅力向上 ⇒ 移住促進・関係人口の増加



働く人を応援する
プロジェクト

Project 1

(3) 重点事業

重点事業① 地域産業基盤支援事業

地域産業の担い手を関係者と連携しながら多角的に支援します。

《実施事業》

- ◆多様な担い手の確保や育成への支援
- ◆生産力の維持・向上への支援
- ◆経営環境の改善や経営基盤強化への支援

【K P I】町内事業者数		
現状値(R元)		目標値(R 7)
1,259 件		1,259 件

重点事業② 地域経済循環形成事業

町内の各施設等を活用することにより地域経済の流れ・循環を形成します。

《実施事業》

- ◆みなとオアシスエリアの充実
- ◆大磯らしい潤いづくり*の促進
- ◆スマート産業*への転換の促進

【K P I】繁閑差率*		
現状値(H30)		目標値(R 7)
36%		50%以上

重点事業③ 働く世代の移住促進事業

住みながら働きたいと思う人々を大磯に惹きつけ、移住者の増加をめざします。

《実施事業》

- ◆移住支援総合窓口の開設
- ◆お試し居住の実施
- ◆多様な働き方の支援

【K P I】移住支援総合窓口の相談件数		
現状値(R元)		目標値(R 7)
0 件 (未開設)		10 件以上

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

図 P102 参照



■ 用語解説

大磯らしい潤いづくり

観光及び産業を通じた情報発信、通年での誘客や町内事業者への多角的な支援などを促進し、効果的かつ総合的に来訪地としての魅力を高めていくとともに、地域に賑わいを生み出すことを目的とする取組み。

スマート産業

人手不足や生産性向上等の課題解決を実現するため、ロボット技術やICTを活用する取組み。

繁閑差率

観光客数の繁忙期（5月～10月）と閑散期（11月～4月）の差を率で示したもの。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

重点プロジェクト2 妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト

（１）基本的な考え方

<地域が一体となり子どもや子育て世代を支え、次世代へとつないでいく>

少子・超高齢社会が到来する中、次世代へ引き継いでいく社会を形成するためにも子育て・子育ての環境を充実させることが求められています。

行政サービスの充実とともに、地域ぐるみでの子育て・子育て支援の拡充を図ることで、子育てしやすいまちとして大磯町の存在感を高めていきます。

また、大磯町が有する自然や歴史・文化を生かした魅力的な教育を推進し、次世代へと継承していきます。

（２）期待される効果

子育て支援の充実による仕事と子育ての両立 ⇒ 子育て世代の社会参加の促進

子育て環境の向上による定住促進・移住希望者の増加 ⇒ 定住人口の安定化

教育の質の向上と地域学習の推進 ⇒ 地域人材の育成・発掘



妊娠・出産・子育て・
教育の希望をかなえる
プロジェクト

Project 2

(3) 重点事業

重点事業① 子育て総合支援事業

妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた支援を行います。

《実施事業》

- ◆待機児童対策の推進
- ◆切れ目ない支援体制の構築

【KPI】待機児童数		
現状値(R元)		目標値(R7)
15人	 減少	0人

重点事業② 地域とともに見守り育む子育て事業

地域全体で子育てを支える環境を構築します。

《実施事業》

- ◆子育て支援センター機能の充実
- ◆子育て世代と支援者のマッチングの促進
- ◆自主的な活動の支援

【KPI】「つどいの広場*」利用者数		
現状値(R元)		目標値(R7)
13,807人	 増加	15,000人以上

重点事業③ 次代を育む「大磯教育」事業

幼保小中連携、地域連携など大磯町の特性を生かした教育を推進します。

《実施事業》

- ◆学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置
- ◆教育ICT環境の充実
- ◆グローバルな大磯カリキュラム*の実施

【KPI】学校運営協議会における実施事業数		
現状値(R元)		目標値(R7)
0事業 (未設置)	 増加	10事業以上

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

📄 P102 参照



■ 用語解説

つどいの広場

乳幼児とその保護者が安心して自由に遊ぶことができる場所。子育てコンシェルジュ・子育てアドバイザーによる、子育ての不安や悩みに対する相談を行っている。

グローバルな
大磯カリキュラム

グローバルとは地球規模を意味するグローバル（global）と地域を意味するローカル（local）を組み合わせた造語で、国際社会で求められる能力等を育む外国語教育、歴史資源を生かした郷土学習、恵まれた自然環境を生かした環境学習など、本町の特色や地域資源を生かした学習をめざす取組み。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

重点プロジェクト3 住む人の安心な暮らしを守るプロジェクト

（１）基本的な考え方

＜あらゆる生活の基盤を支え、安全で安心を実感できる暮らしを実現する＞

自然に囲まれた環境の中で、安心を実感できる暮らしを実現することが、大磯町の豊かさの原点です。

平時においては、暮らしを支える健康づくりを推進し、安心や交流の基礎となる移動環境の改善により、仕事や余暇などそれぞれの暮らしの場面を支えます。

災害などの非常時にも柔軟に対応できるよう地域防災力を高め、平時から非常時まで安全で安心してくらすことのできる地域づくりを進めます。

（２）期待される効果

災害に強い地域の形成 ⇒ 回復力の強いまちづくり

健康寿命の延伸 ⇒ 高齢者の社会参加の促進

地域での出会い・つながりの形成 ⇒ 地域での支え合いの強化



住む人の安心な
暮らしを守る
プロジェクト

Project 3

(3) 重点事業

重点事業① 地域防災力向上事業

あらゆる災害に対し、自助・共助・公助によりの確に対応できる体制づくりを進めます。

《実施事業》

- ◆防災・行政ナビ*の普及・機能拡充
- ◆総合防災訓練等の継続実施
- ◆業務継続性の強化
- ◆感染症対策の充実

【KPI】防災・行政ナビ登録者数		
現状値(R元)		目標値(R7)
0件 (導入前)		5,000件 以上

重点事業② 健康長寿推進事業

未病対策なども含めて健康寿命の延伸を促進します。

《実施事業》

- ◆地域での健康づくりの促進
- ◆地域とのつながりの構築

【KPI】健康寿命		
現状値(H28)		目標値(R7)
男性 81.51 歳 女性 84.73 歳		延伸

重点事業③ 地域モビリティ*推進事業

誰もが安心して行き交うことができる環境を整えます。

《実施事業》

- ◆公共交通の維持、新たな公共交通の導入
- ◆移動困難者、移動制約者への支援
- ◆交通結節点*の安全性向上

【KPI】新たな公共交通サービスの導入数		
現状値(R元)		目標値(R7)
1件		2件

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

📄 P102 参照



■ 用語解説

防災・行政ナビ	町からのお知らせ、防災や災害に関係する情報、生活に役立つ情報が通知されるスマートフォン専用の無料情報ポータルアプリ。
地域モビリティ	バスやタクシーといった公共交通など、地域における様々な移動手段。
交通結節点	鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など交通手段が相互に接続し、交通動線が集中的に結節する箇所。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

❖ 5 部門別計画

柱

I

安全安心でいきいきとくらせるまちづくり

安全なまちづくりの推進

1 危機管理	-----	P28
2 消防・救急・救助	-----	P30
3 生活安全	-----	P32

子どもを産み育てやすい環境づくりの推進

4 子ども・子育て支援	-----	P34
-------------	-------	-----

健康と生きがいづくりの推進

5 生きがいづくり・社会参加	-----	P36
6 保健・医療	-----	P38
7 健康づくり・スポーツ	-----	P40

こころふれあう共生社会の推進

8 地域福祉	-----	P42
9 障がい者福祉	-----	P44
10 高齢者福祉	-----	P46
11 保険	-----	P48



柱

II

町民の力や知恵が集まるまちづくり

交流と協働のまちづくりの推進

12 町民参画・協働	-----	P50
------------	-------	-----

開かれた町政と情報化の推進

13 広報・広聴・情報化	-----	P52
--------------	-------	-----

持続可能な行財政の運営

14 行財政運営	-----	P54
----------	-------	-----



柱

III

快適でくらしやすいまちづくり

身近な自然環境空間の形成

15 自然環境・公園	-----	P56
------------	-------	-----

良好な地域環境と循環型地域社会の形成

16 地域環境	-----	P58
17 河川・下水道・生活排水	-----	P60
18 廃棄物処理	-----	P62

魅力ある快適なくらし空間の形成

19 土地利用	-----	P64
20 住宅・住環境	-----	P66
21 景観形成	-----	P68



柱

IV

心豊かな人を育むまちづくり

次世代を担う人づくりの推進

22	幼児教育・保育	-----	P70
23	学校教育	-----	P72
24	青少年	-----	P74

つながりを育む生涯学習の推進

25	生涯学習	-----	P76
----	------	-------	-----

誰もが尊重される社会づくりの推進

26	人権・男女共同参画	-----	P78
----	-----------	-------	-----

先人から引き継いだ文化の継承と活用

27	文化芸術・文化財	-----	P80
----	----------	-------	-----



柱

V

元気や活力が生まれるまちづくり

生活を支える交通基盤の形成

28	道路・交通	-----	P82
----	-------	-------	-----

地域の特性を生かした産業の活性化

29	産業（農業・漁業・商工業）	-----	P84
30	勤労・就業	-----	P86

地域資源を生かした特色ある観光の推進

31	観光	-----	P88
----	----	-------	-----



部門別計画の見方

部門○ 部門名

現況	部門に関する現況について記載しています。
課題	部門に関する課題について記載しています。

めざすべき姿	現況と課題から導き出されるめざすべき将来の町の姿を記載しています。
実現のための施策	大施策名 中施策名

A-(1) 中施策名 中施策に関連する主な個別計画名

中施策の方針

施策指標名

現状値	増加	目標値または基準値
-----	----	-----------

個別施策名
・個別施策に基づく具体的内容

現状値：原則令和元年度末の数値
目標値：令和7年度末にめざす数値
基準値：令和7年度末に予測される数値

増加	現状値からの増加をめざします。	維持	現状値の維持をめざします。
減少	現状値からの減少をめざします。	増加抑制	基準値への悪化を抑制します。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

安全なまちづくりの推進

部門1 危機管理

現況

東日本大震災や台風、豪雨による風水害などにより、防災に対する町民の関心が高まっています。それらの災害を教訓として、本町では「大磯町地域防災計画」に基づき、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係者などによる防災ミーティングでの意見交換を踏まえた総合防災訓練、自主防災組織の育成及び各種訓練を実践しています。

また、武力攻撃事態等に対応するため、「大磯町国民保護計画」を策定しており、有事には、国・県・関係機関と連携した迅速な対応ができるよう体制を整備しています。

課題

町民の生命・財産を守るため、全庁的に対応できる危機管理体制を整備するとともに、地震被害想定や津波浸水想定、洪水浸水想定、土砂災害警戒区域等の指定に対応したハザードマップの作成や地域防災計画の見直しにより、町民へ正しい情報を提供し共有することで理解を深めていくことが重要となっています。

また、家庭や地域の防災力を継続して高め、あらゆる災害の発生に備える取組みを強化していくとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策を講じる必要があります。

めざすべき姿

- ・危機管理体制と総合防災体制が整備され、町民の安全・安心な暮らしが推進されている町
- ・訓練や研修等を通じて自助、共助の意識が浸透し、町民の地域防災への意識が高い町
- ・避難場所、避難施設が確保されるとともに、地震、津波、土砂災害への備えができている町
- ・公共施設や住宅などの耐震化の促進やバランスのとれた避難場所の配置など、災害に強い都市基盤が整備されている町
- ・県・地域団体等との連携のもとで、震後対策体制が構築されている町

実現のための施策

大施策	中施策
危機管理・防災体制の確立	A-(1) 災害・危機対応力の強化
	A-(2) 地域防災体制の強化
	A-(3) 防災意識の高揚
	A-(4) 被災者への支援体制の充実
防災基盤の整備	B-(1) 災害に強い基盤の強化

用語解説

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の頭文字をとったもので、登録された利用者同士が交流できるインターネットを活用したコミュニケーション・サービス。

MCA無線

MCA(Multi-Channel Access)方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、大磯町では公共施設や地域会館等に配備している。

A-(1) 災害・危機対応力の強化

地域防災計画、国民保護計画

危機事態及び災害等に迅速に対応できる組織体制の確立と計画の推進に取り組みます。

災害協定数		
現状値		目標値
51 件		60 件以上

危機管理体制の充実

- ・業務継続計画に基づくマニュアルの整備
- ・危機管理研修の実施

地域防災計画及び国民保護計画の推進

- ・防災会議の開催及び災害対策基本法に基づく計画見直し
- ・国民保護計画の周知・啓発

防災協定の推進

- ・各種災害協定の締結

感染症対策の充実

- ・避難所における3つの密（密閉・密集・密接）防止、分散対策
- ・運営マニュアルの充実
- ・対応物品の備蓄

A-(2) 地域防災体制の強化

地域防災計画

住民の自助、共助の取組みを推進します。

防災リーダー資格者数		
現状値		目標値
30 人		48 人以上

自主防災組織の育成の推進

- ・自主防災組織の運営支援
- ・リーダー育成研修会の実施

災害弱者に対する支援の推進

- ・避難行動要支援者の名簿の更新
- ・地区による個別計画策定の促進

A-(3) 防災意識の高揚

地域防災計画

防災訓練、講演会、啓発等を通じて意識の高揚を図ります。

防災訓練（安否確認訓練）参加率		
現状値		目標値
80.2%		90%以上

各種防災訓練の推進

- ・防災ミーティング、総合防災訓練及び避難訓練の実施

災害危険箇所等の周知・啓発

- ・各種ハザードマップの更新・配布

防災講演会、出前講座、シェイクアウト（安全確保行動）の推進

- ・防災講演会や出前講座の開催
- ・かながわシェイクアウト、シェイクアウトおいその実施

A-(4) 被災者への支援体制の充実

地域防災計画

被災者発生時に迅速で適切な支援体制の整備を図ります。

備蓄食糧品の計画数に対する確保率		
現状値		目標値
108%		100%以上

災害ボランティア育成の推進

- ・災害ボランティア、コーディネーターの育成
- ・災害ボランティアセンターの開設訓練の実施

災害時医療体制及び避難所運営体制確保の推進

- ・医療救護所開設体制の構築及び医薬品等の備蓄
- ・避難所運営に必要な物品の調達

防災備蓄品の整備の推進

- ・防災備蓄計画に基づく備蓄品や防災資機材の整備

B-(1) 災害に強い基盤の強化

地域防災計画、耐震改修促進計画、まちづくり基本計画

災害に対する情報基盤と都市基盤を強化し、災害に強いまちづくりをめざします。

防災・行政ナビ登録者数		
現状値		目標値
0 件 (導入前)		5,000 件 以上

情報伝達手段の確保及び多重化

- ・防災行政無線設備の維持管理
- ・防災メール及びSNS*による情報発信
- ・防災・行政ナビの普及促進・機能充実
- ・MC A無線*の維持管理

防災性と避難の安全性の向上

- ・建築物の耐震化、道路や公園の整備、住環境の整備、地区計画の策定
- ・震後対策のマニュアル整備
- ・河川・海岸管理者への整備・安全対策に向けた取組みの実施

② 前期基本計画（2021年～2025年）

安全なまちづくりの推進

部門2 消防・救急・救助

現況

消防・救急・救助を必要とする出動件数は、近年は増減の少ない状態ですが、異常気象に起因する自然災害をはじめとした災害出動が増加傾向にあり、形態は複雑多様化しています。高齢化の進展により、救急搬送される高齢者の割合は増加し、救急車の現場到着までの時間及び現場での活動時間は延伸している傾向にあります。また、防災の拠点となる消防庁舎は、築40年以上が経過し老朽化が進んでいます。

課題

複雑多様化する災害現場に対応できるよう、資機材の整備充実、近隣市町との広域連携の強化により、出動態勢の充実を図っていく必要があります。また、消防団を増強するための団員の加入促進・資機材の充実を図るとともに、女性防火クラブとの連携を充実させることで、消防力の向上をめざす必要があります。

救急体制については、救急救命士の養成・確保に努めるとともに、救急車の適正利用について普及啓発を図る必要があります。

大規模災害時の活動の拠点となる消防庁舎の安全性や機能性を確保するために、消防庁舎の大規模改修または建替を検討していく必要があります。

めざすべき姿

- ・消防・救急・救助体制が充実し、地域住民が安心してくらす災害に強い安全な町
- ・救急車の適正利用が浸透して、救える命を救えるようになっている町
- ・災害時の拠点となる施設が整備され、安全・確実に機能する町

実現のための施策

大施策	中施策
消防・救急・救助体制の充実	A-(1) 消防・救助体制の強化
	A-(2) 火災予防体制の推進
	A-(3) 消防施設・設備等の整備
	A-(4) 救急体制の強化

A-(1) 消防・救助体制の強化

複雑多様化する要請に対応するため、資機材の導入や更新・整備し、高度な専門知識を備えた職員を養成します。

消防団員の充足率		
現状値		目標値
89.1%		100%

湘南地区1市2町（平塚市・大磯町・二宮町）での消防広域化事業の推進

- ・指令業務の共同運用の維持及び広域化に向けた調査・検討
- ・広域災害による被害軽減対策の実施

消防団員活動の充実

- ・消防団員の加入促進、資機材の充実
- ・消防団員の訓練・研修の充実

消防及び救助に関する資機材等の充実

- ・消火資機材、水難・救助資機材の更新・整備

高度な専門知識と技術を備えた職員の養成

- ・各種専科教育の受講推進

初期消火体制の確保

- ・街頭消火器の更新

A-(2) 火災予防体制の推進

一般住宅の火災や危険物に係る事故の未然防止に取り組みます。

住宅用火災警報器の設置率		
現状値		目標値
68%		83%以上

火災予防体制の推進

- ・住宅用火災警報器や家庭用消火器の設置促進
- ・防火対象物・危険物施設の災害の防止
- ・女性防火クラブとの活動連携

A-(3) 消防施設・設備等の整備

消防庁舎及び消防団詰所の適正な維持、出動車両や資機材の高機能化・効率化、消防水利施設等の計画的な整備を図ります。

消防水利設置数		
現状値		目標値
689 基		710 基以上

消防庁舎及び消防団詰所の維持

- ・拠点施設である消防庁舎及び消防分団詰所の維持

消防車両・資機材の高機能化・充実

- ・消防自動車、救急自動車及び資機材の高機能化・充実
- ・消防団車両及び資機材の高機能化・充実

消防水利の整備・更新

- ・消火栓・防火水槽などの消防水利の整備・更新

A-(4) 救急体制の強化

多様化する救急事案に対応できる高度な知識や技術の習得、応急手当の知識や技術の普及啓発に取り組みます。

上級・普通救命講習・救命入門コース受講者数		
現状値		目標値
8,965 人		12,000 人以上

救急救命士の養成・確保

- ・救急救命士養成課程の出向推進
- ・病院実習による高度な知識・技術を備えた救急救命士の養成
- ・認定救急救命士の養成・確保・研修の推進
- ・上級・普通救命講習の推進及び救命入門コースの推進

応急手当等の普及啓発

- ・応急手当の知識・技術の普及啓発及びAED設置促進
- ・24時間営業事業所へのAED設置推進

救急車の適正利用の推進

- ・適正利用の周知・啓発

② 前期基本計画（2021年～2025年）

安全なまちづくりの推進

部門3 生活安全

現況

近年、自動車や自転車の運転者によるルール違反やマナー低下に起因する事故が多いことから、歩行者の安全確保のためのグリーンベルト*の設置、ゾーン 30*の整備など、交通マナーの向上や事故防止に向けた取組みが求められています。

また、神奈川県では「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車の安全適正利用等の取組みを進めています。

防犯対策については、犯罪の凶悪化・多様化が進み、身近な場所で子どもや高齢者を狙った犯罪が増えています。特に、高齢者を狙った特殊詐欺は手法が巧妙化しており、詐欺の手法や予防方法について情報提供が求められています。

消費生活活動においては、訪問や電話、インターネットによる消費者被害が複雑多様化しており、自ら進んで知識を身につけ、行動できる消費者の育成と啓発活動を展開することが重要となっています。

課題

安全・安心な地域社会をつくるため、警察、行政、町民、団体、事業者が連携し交通安全、防犯、消費者保護への対策に取り組むことが重要となっています。

めざすべき姿

- ・歩行者が安全で快適に通行できる環境が整備され、交通マナー向上により交通事故がない町
- ・各地域の自主的な防犯組織と関係機関等との連携のもと、地域の安全が保たれている町
- ・町民一人ひとりが消費に対する正しい知識を身につけ、安全な生活を送っている町

実現のための施策

大施策	中施策
交通安全対策の充実	A-(1) 交通安全意識の高揚・充実
	A-(2) 交通安全環境の整備
防犯対策の推進	B-(1) 防犯意識の高揚・強化
消費者意識の向上・環境づくり	C-(1) 消費生活活動者の育成の推進

用語解説

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路において、車と歩行者の接触事故を防止するために、道路の路側帯の範囲内を緑色に着色し、車道と歩道の区分を視覚的に認識させる交通安全対策。

ゾーン 30

住宅地域等の区域（ゾーン）を設定して、その区域の道路の最高速度を時速30キロメートルに制限することで、歩行者等の安全を確保する交通安全対策。

A-(1) 交通安全意識の高揚・充実

交通安全計画

交通安全の啓発活動と交通安全教育に取り組めます。

交通安全教室等の開催回数		
現状値		目標値
6回		8回

交通安全の啓発活動

- ・交通安全運動の実施
- ・運転者に交通安全に関する冊子等による啓発の実施

交通安全教育の推進

- ・学校や地域を対象とした交通安全教室の実施
- ・自転車の安全で適正な利用のための教室の実施

A-(2) 交通安全環境の整備

交通安全計画

歩道等の道路環境整備と交通事故未然防止のための安全対策に取り組めます。

放置自転車台数		
現状値		目標値
22台		12台

交通安全対策の推進

- ・カーブミラーや交通安全啓発看板等の整備
- ・通学路安全点検の実施

道路環境整備の推進

- ・グリーンベルトやゾーン 30 など通学路等の歩道整備

B-(1) 防犯意識の高揚・強化

警察や関係団体と連携し、防犯意識の高揚に取り組めます。

防犯に係る講座や街頭キャンペーン等の開催回数		
現状値		目標値
10回		12回以上

各種犯罪に対する情報提供の充実

- ・防犯に必要な情報収集及び情報提供
- ・高齢者を狙う特殊詐欺等の予防法の周知

防犯啓発活動や防犯教育の推進

- ・防犯に関する講演会や講座の開催
- ・街頭防犯キャンペーン等の啓発の実施
- ・防犯に関する冊子等による啓発の実施

C-(1) 消費生活活動者の育成の推進

消費生活活動者の育成を推進するとともに、町民の意識の向上を図ります。

消費生活出前講座や講演会の開催回数		
現状値		目標値
10回		13回以上

消費者の意識啓発

- ・消費生活展や各種講座の開催
- ・広報等による情報提供
- ・消費者教育や啓発の充実
- ・高齢者を狙う架空請求詐欺等の予防法の周知

消費生活活動者の自主的活動の促進

- ・消費者団体の活動支援

② 前期基本計画（2021年～2025年）

子どもを産み育てやすい環境づくりの推進

部門4 子ども・子育て支援

現況

社会経済情勢や、結婚・出産に対する価値観の変化から、依然として晩婚化・未婚化は進行しており、長期的な少子化傾向が社会問題となっています。

また、家庭の就労状況やひとり親家庭など、各家庭の事情により多様化し、加えて教育・保育の無償化等の施策により変化する子育てニーズに対応するため、教育・保育施設の整備やサービスを利用できる環境整備が求められています。

さらに、子育て中の保護者が家庭、地域、行政など多様な担い手に支えられ、社会全体で仕事と子育てが両立できる基盤づくりが求められています。

課題

本町においては、次代を担う子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもって心豊かに、たくましく成長できる環境づくりをめざし、子どもの成長過程に応じた子育てができるよう、家庭、地域、行政が連携し、妊娠・出産・産後・子育ての各期間における、それぞれのニーズに対し、切れ目ない支援を行うことが必要となっています。

めざすべき姿

- ・安心して子どもを産み、育てられ、子育てを通じて生活に喜びを実感できている町
- ・家庭・地域・行政が一体となり、社会全体で子育てを支援し、子どもたちの成長が温かく見守られている町
- ・将来の大磯町のまちづくりを担うすべての子どもたちが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもって心豊かに、たくましく成長している町

実現のための施策

大施策	中施策
子ども・子育て環境の充実	A-(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
	A-(2) 多様な子育て支援サービスの提供
	A-(3) 家庭や子どもへの自立支援の充実
	A-(4) 子どもの健全育成の推進

■ 用語解説

不育

妊娠はするものの流産や死産を2回以上くりかえし、赤ちゃんが得られない場合のこと。

A-(1) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

子ども笑顔かがやきプラン、けんこうプラン大磯

妊娠・出産・子育てへとつながる切れ目ない支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組みます。

出生数		
現状値		目標値
167 人		180 人以上

妊娠・出産に関する支援の充実

- ・妊娠中、産後の健康や育児不安への切れ目ない支援
- ・不妊・不育*等への支援

医療体制の確保と子どもの健康増進

- ・救急医療、周産期、小児医療の確保
- ・乳幼児健診、予防接種の推進、食育の推進

地域における子育て支援体制の充実

- ・家庭教育への支援や子育てに関する相談、情報発信の充実

A-(2) 多様な子育て支援サービスの提供

子ども笑顔かがやきプラン、男女協働参画推進プラン

子育て家庭が必要とする多様な支援サービスの提供に取り組みます。

「つどいの広場」利用者数		
現状値		目標値
13,807 人		15,000 人以上

多様な子育て支援サービスの提供

- ・多様な子育てニーズに対応した支援サービスの充実
- ・子育て支援センターの機能拡充

仕事と生活の調和の実現

- ・男女が協力し子育てするための支援・啓発活動
- ・子育て世代の社会参加を促す支援

A-(3) 家庭や子どもへの自立支援の充実

子ども笑顔かがやきプラン、障がい者福祉計画、いじめ防止基本方針

悩みを抱えた家庭や子どもが社会的に自立できるよう支援の充実を図ります。

子ども発達相談員による相談数		
現状値		目標値
321 人		370 人以上

配慮が必要な子どもへの対応

- ・配慮を必要とする子どもを見守る人材配置や相談体制の充実

児童虐待防止体制の充実

- ・児童虐待の未然防止体制の整備
- ・児童虐待の早期発見・支援体制の整備

いじめや不登校への対応

- ・専門職の適切な配置と保護者、児童への相談体制の充実

経済的な支援

- ・障がいのある子どもやひとり親家庭等への経済支援

A-(4) 子どもの健全育成の推進

子ども笑顔かがやきプラン、生涯学習推進計画、高齢者福祉計画、けんこうプラン大磯

学校教育との連携により、学習機会や情報提供を推進するとともに、安全・安心な居場所を確保し、子どもの健全育成を図ります。

放課後子ども教室の参加者数		
現状値		目標値
5,746 人		6,000 人以上

心と体の健康づくり

- ・性や薬物などに対する正しい知識の普及啓発
- ・地域社会と連携した子どもの健全育成の推進

放課後の居場所づくり

- ・学童保育や放課後子ども教室の充実

地域の人材を生かした子育て支援

- ・地域社会と連携した子どもの健全育成の推進

部門5 生きがいづくり・社会参加

現況

人口減少・少子・超高齢社会が進行する中、本町においてもおよそ3人に1人が高齢者となり、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。2018年（平成30年）2月に閣議決定された高齢社会対策大綱では、今後到来する本格的な超高齢社会を見据え、高齢期になっても就業・社会参加などに意欲のある方に対して、その能力を発揮できる環境整備を進めることとされています。

課題

団塊世代のすべてが後期高齢者となる2025年（令和7年）を見据え、行政として関係団体等との連携を図りながら、高齢者が培った経験や知識、技能といった社会資源の発掘や情報を周知し、高齢者が地域社会から孤立しないよう、住み慣れた地域の中で生きがいづくりや社会参加の場を創出していく必要があります。また、社会の担い手として活躍を希望する高齢者への支援に取り組んでいくことが重要になっています。

めざすべき姿

- ・高齢者が今まで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かしながら仕事や生涯学習活動、ボランティア活動などを行い、地域の中でいきいきとくらしている町
- ・高齢者が充実した人生を送るために、個々の人生設計にあわせて社会参加しやすい環境が整備されている町

実現のための施策

大施策	中施策
生きがいづくりの推進	A-(1) 生きがいづくり活動の推進
	A-(2) 人材活用の推進
	A-(3) 生涯学習活動の推進
社会参加の促進	B-(1) 就労機会の促進

■ 用語解説

大磯ENばんく

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ってくらせるよう、地域で活動しているボランティアや趣味のグループなどの情報を掲載したインターネット上のウェブサイト。

A-(1) 生きがいづくり活動の推進

高齢者福祉計画、生涯学習推進計画

高齢者本人のニーズにあった生きがい活動支援に取り組みます。

生きがいマップ登録団体数		
現状値		目標値
99 団体		110 団体以上

ボランティア活動や福祉活動・支え合いの促進

- ・高齢者相互の交流や社会活動に関する情報の提供
- ・生きがいマップの更新
- ・大磯E Nばんく*による情報提供
- ・老人クラブ活動への支援

地域での世代間交流の促進

- ・地域や学校などに積極的に参加できる環境づくり
- ・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流の促進

A-(2) 人材活用の推進

生涯学習推進計画、高齢者福祉計画

様々な知識や技術を持つ方の地域での活躍支援に取り組みます。

65歳以上の生涯学習人材登録制度等の登録者数		
現状値		目標値
63 人		70 人以上

人材の発掘と情報提供

- ・人材の募集・登録と情報提供

知識や経験などの次世代への伝承

- ・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流の促進
- ・高齢者の知識や経験を多世代に伝える機会の提供

A-(3) 生涯学習活動の推進

生涯学習推進計画、高齢者福祉計画

高齢者が生涯学習を行うことへの支援に取り組みます。

おおいそシニア教室受講者満足度		
現状値		目標値
90%		90%以上

学習機会の提供

- ・生きがいづくりを目的とした講座の開催

高齢者のニーズに対応した講座開催

- ・講座アンケートの実施

高齢者の活躍機会の充実

- ・健康づくり・介護予防活動への支援

運動・スポーツに挑戦する機会の提供

- ・健康づくり・介護予防としての各種運動教室の開催

B-(1) 就労機会の促進

高齢者福祉計画

働く意欲のある高齢者の就業機会を拡大するため、就労支援の充実を図ります。

シルバー人材センター会員登録者数		
現状値		目標値
130 人		150 人以上

シルバー人材センターの支援

- ・シルバー人材センター活動への助言・支援

部門6 保健・医療

現況

ライフスタイルの変化等による生活習慣病の増加や家族・地縁の変化、社会的ストレスの増大が、あらゆる年代の健康に大きな影響を及ぼしています。

また、今後、高齢化が進む中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築とともに、生きがいにつながる健康づくりとかかりつけ医や在宅医療の推進、医療介護連携などが求められています。

課題

「生涯健康でこころ豊かにいきいきと暮らせるまち」を基本的な考えとして地域の中で町民が主体的に健康づくりを推進していく必要があります。

ライフステージ（乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階）に適した健康づくりを、関連する福祉施策と連動して推進するとともに、疾病の早期発見をめざした各種健診（検診）事業の充実、健診（検診）結果やKDBシステム（国保データベースシステム）を活用した健康づくりが必要となっています。また、健やかに安心して生活できる社会を実現するために、地域医療体制、救急医療体制の確保が重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民が主体的に地域の中で、生きがいを感じながら健康づくりを推進している町
- ・地域医療、救急医療体制が充実し、地域包括ケアシステムの中で「健康づくりや介護予防」「医療」が「すまい」「介護」「生活支援」と連携して一体的に提供されている町

実現のための施策

大施策	中施策
健康づくりの充実	A-(1) 地域ぐるみの健康・生きがいづくり
	A-(2) ライフステージに合わせた健康づくり
	A-(3) 疾病予防を重視した健康づくり
地域医療の充実	B-(1) 医療体制の強化
	B-(2) 感染症対策の推進

■ 用語解説

通いの場

地域の高齢者が、自主的に継続して介護予防等の活動を行う場の総称のこと。

フレイル

加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。

A-(1) 地域ぐるみの健康・生きがいづくり

けんこうプラン大磯、高齢者福祉計画・介護保険事業計画

地域で健康・生きがいづくりに取り組む団体の活性化を推進します。

おあしす 24 から地域主体の通いの場*への転換数

現状値		目標値
0件		3件

様々な地域の集まりの場を活用した健康づくりの推進

- ・おあしす 24 から地域に根差した通いの場の創出
- ・地域の集まりへの健康づくりの視点の導入支援

いつでもどこでも運動できる環境づくり

- ・おいそ骨太体操・大磯こゆるぎ体操の普及啓発

食育の推進

- ・地域に密着した食育に関する意識啓発活動の推進
- ・食生活改善推進団体の活動支援

A-(2) ライフステージに合わせた健康づくり

けんこうプラン大磯、自殺対策計画

各ライフステージの健康課題に合わせた事業を展開します。

4か月児健康診査受診率

現状値		目標値
98.3%		100%

妊娠・出産・子育ての切れ目ない継続的支援

- ・妊娠期からの個別支援
- ・出産に向けた健康教育や乳幼児健康診査の充実

健康づくり事業の推進

- ・口腔の大切さの普及啓発
- ・こころの健康づくりの推進（自殺予防対策）
- ・フレイル*予防の普及啓発

A-(3) 疾病予防を重視した健康づくり

けんこうプラン大磯、国民健康保険データヘルス計画

健診（検診）の受診率向上、健診（検診）結果の生活習慣病予防への活用を図ります。

特定健診受診率

現状値		目標値
35.4%		40%以上

健診（検診）体制の充実

- ・特定健診、がん検診、成人歯科健診受診率向上の取組み

健診（検診）結果を生かした生活習慣病予防の保健指導

- ・生活習慣病の重症化予防に重点をおいた保健指導

KDBシステムの分析結果を生かした保健指導

- ・特定健診・後期高齢者健診と保健指導、介護予防事業を通じた疾病予防の推進

B-(1) 医療体制の強化

けんこうプラン大磯

救急医療・地域医療を整備するとともに、救急医療体制を維持し、かかりつけ医を持つことを推進します。

休日急患当番医制対応医療機関数

現状値		目標値
23 施設		23 施設

救急医療体制の確保

- ・初期救急医療体制の見直し
- ・広域二次救急医療体制の確保

地域医療機関の充実

- ・かかりつけ医、在宅医療推進の普及啓発
- ・地域医療における多様な診療科目の維持・確保

B-(2) 感染症対策の推進

けんこうプラン大磯、新型コロナウイルス等対策行動計画

予防接種の実施による感染症対策の推進、新型コロナウイルス感染症等まん延時などの対策を整備します。

予防接種の接種率（麻しん風しん第2期）

現状値		目標値
95.1%		100%

予防接種の実施

- ・小児の予防接種率の維持及びその他予防接種の受診促進

新型コロナウイルス等感染症対策の整備

- ・新型コロナウイルス等の感染症対策体制の整備
- ・感染症対策としての消毒薬等の備蓄

部門7 健康づくり・スポーツ

現況

家事や仕事で体を動かしたり、適度な運動をすることは、メンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められています。また、生活習慣病の原因となる肥満の予防をはじめ、高齢者の認知機能や運動器機能などの社会生活を維持するための機能の低下を防ぐことにもつながることから、健康寿命の延伸に有効であると考えられており、健康な体を維持するためには体を動かすことや運動習慣が必要です。

そのため、運動やスポーツの役割が高まっていることから、各種スポーツ大会やスポーツ教室を実施し、幼児期から親しむ機会を多く提供するなどスポーツ活動の振興に努めています。

課題

ライフステージにより、スポーツへの関心や運動能力に違いがあることから、それぞれのライフステージに応じ、いつでも誰でも主体的、継続的に楽しめるスポーツを推進していく必要があります。特に、子どもの体力向上や高齢者の運動器機能の維持等に向けた取り組みをさらに充実させていく必要があります。

めざすべき姿

- ・スポーツと健康を視点として、誰もが参加できる多様なスポーツ教室やイベント等を実施し、町民のスポーツ推進及び健康増進が図られている町
- ・町民と協働しながら、誰もが気軽に健康づくりやスポーツに取り組み、学ぶことができる環境が整備されている町
- ・生涯にわたり健康・食・運動を通じて、健康寿命の延伸、生きがいのづくり、生活の質の向上をめざして健康づくりを推進している町

実現のための施策

大施策

中施策

スポーツ・レクリエーション活動の推進

A-(1) 誰もが参加できる活動環境の充実

A-(2) 団体・指導者の育成、指導体制の充実

A-(3) 公共施設の利活用の推進

A-(1) 誰もが参加できる活動環境の充実

けんこうプラン大磯

ライフステージに応じた誰もが気軽に参加できる健康づくりやスポーツの機会を提供します。

スポーツ教室・町体育協会主催大会数

現状値

393 回



目標値

410 回

健康づくり・スポーツ活動機会の充実

- ・各種スポーツ教室やスポーツ大会の実施
- ・健康づくりの機会の提供

スポーツ活動の情報提供

- ・地域におけるスポーツやサークル活動の情報提供
- ・各種スポーツ教室の情報提供による活動促進

疾病予防のための運動習慣の奨励

- ・運動による生活習慣病予防、ロコモ予防、フレイル予防などの周知

A-(2) 団体・指導者の育成、指導体制の充実

けんこうプラン大磯

スポーツ指導者やボランティアを育成するとともに、スポーツ関係団体の育成、連携を進めます。

スポーツ指導者バンク登録者数

現状値

11 人



目標値

13 人

関係団体との連携した指導者等の育成

- ・指導者やボランティアなどの人材養成
- ・地域の人材発掘による指導者の確保

総合型地域スポーツクラブの支援

- ・総合型地域スポーツクラブの普及啓発
- ・各種教室の支援推進

スポーツ推進委員の積極的支援

- ・スポーツ推進委員協議会の自主開催イベントの支援
- ・スポーツ推進委員の活動への支援・普及啓発

A-(3) 公共施設の利活用の推進

けんこうプラン大磯

気軽にスポーツ活動ができる環境づくりとして、既存の施設の利活用を図ります。

スポーツ施設利用件数（町立武道館、学校施設開放）

現状値

3,191 件



目標値

3,300 件

学校体育施設の有効活用

- ・体育協会による各種スポーツ大会の実施支援
- ・スポーツ推進につながる地域における有効活用の検討

近隣市町とのスポーツ施設の相互利用の促進

- ・スポーツ施設利用団体等への周知

指定管理者との連携

- ・イベントや町民ニーズに応じた各種教室等による効果的な施設利用の促進



チャレンジデー



大磯チャレンジフェスタ

部門8 地域福祉

現況

少子高齢化の急速な進展、核家族の増加、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、社会環境が大きく変化する中で、町民の生活ニーズが多様化するとともに、地域で支え合い、助け合いながら生活する、地域のつながりが薄れつつあります。また、公共施設のバリアフリー化を推進するなど、福祉環境の整った都市基盤の整備が求められています。

課題

誰もが住み慣れた地域で、社会から孤立することなく、将来にわたり安心して生活を送れるよう、地域や関係機関との連携により地域福祉活動を推進するとともに、「大磯町地域福祉計画」の策定を進め、包括的な福祉施策を計画的に取り組み、共生社会を推進することが必要です。

めざすべき姿

- ・誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支え合っている町
- ・様々な関係機関が連携し合い、ともに支え合う自助・共助・公助のバランスがとれた安心してくらせる町

実現のための施策

大施策	中施策
地域福祉体制の充実	A-(1) 地域福祉の推進
	A-(2) 地域福祉ネットワークの充実・強化
地域福祉環境の整備	B-(1) バリアフリー社会の推進

■ 用語解説

中核機関

成年後見制度の利用促進を図るための、地域連携ネットワークの中核となる機関で、地域の権利擁護を果たす役割を担う。

心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるよう、高齢者や障がいのある人に対する理解を深め、お互いに支え合う考え方・行動のこと。

A-(1) 地域福祉の推進

地域において人々が安心してくらせるよう、総合的・計画的な地域福祉施策を推進します。

中核機関*の設置数		
現状値		目標値
0 か所 (未設置)		1 か所

地域福祉計画の策定

- ・大磯町地域福祉計画の策定

福祉教育の推進

- ・福祉教育を体験学習する機会の提供
- ・行事等を通じた世代間の交流の場づくり

相談支援体制の充実

- ・関係機関との連携による生活困窮者等への相談支援体制の強化
- ・関係機関からの情報収集、支援サービスの情報提供

成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度・相談窓口の周知・啓発
- ・中核機関の設置の検討

A-(2) 地域福祉ネットワークの充実・強化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、事業者やボランティア団体等との連携を強化し、地域の支援ネットワークづくりを推進します。

ボランティア団体数		
現状値		目標値
26 団体		30 団体

社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携

- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員の社会福祉活動の推進

地域福祉活動や社会貢献活動の支援

- ・ボランティア団体の活動支援
- ・ボランティア人材の発掘・育成
- ・地域の拠点となる居場所づくりの推進

B-(1) バリアフリー社会の推進

バリアフリー基本構想

まちづくりとひとづくりの両面から、誰もがくらしやすい地域づくりを推進します。

バリアフリー化された公園トイレ数		
現状値		目標値
7 か所		10 か所

公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ・駐車場や道路から建物出入口及び公園トイレのバリアフリー化の推進

バリアフリー化の促進

- ・大磯駅周辺地区・国府支所周辺地区における生活関連施設等のバリアフリー化の促進

「心のバリアフリー*」の推進

- ・広報やチラシの配布などの啓発、広報活動の推進



民生委員・児童委員活動強化週間



民生委員・児童委員定例会

部門9 障がい者福祉

現況

住み慣れた地域で、社会的に自立した生活を送り、安心してくらすことを願う障がい者が増えていることに加え、障がいの状況に応じた様々な支援サービスを必要とする利用者のニーズが高まっています。こうした社会環境の変化に対応すべく、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念とした「大磯町障がい者福祉計画」を策定し、また、神奈川県が定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念にも基づき、共生社会の実現に向けた各種施策や事業を推進しています。

課題

障がいのある人が地域の中で自立し、安心してくらすことができるよう、総合的な障がい者相談支援体制の充実や就労支援による社会参加の促進を図ることが必要となっています。また、地域社会における障がい者への理解と交流機会の提供などの環境整備も求められています。

めざすべき姿

- ・幅広い障がい者ニーズに応えるための総合的な相談支援体制の充実、関係機関と連携し一般就労を希望する障がい者への支援や多様な福祉的就労先の確保が実現できている町
- ・障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる環境が整備され、障がいに対する理解が地域全体で深まっている町

実現のための施策

大施策

障がい者の自立支援

中施策

A-(1) 自立支援体制の推進

A-(2) 社会参加の促進

A-(3) 障がい者福祉環境の整備

■ 用語解説

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障がいに対応した総合的な相談業務を行うとともに、町内の相談支援事業者や関係機関などと連携し、地域の相談支援の充実をめざす役割を担う。

A-(1) 自立支援体制の推進

障がい者福祉計画

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心してくらすための支援に取り組みます。

基幹相談支援センター*による相談支援件数

現状値		目標値
3,810 件		4,200 件以上

相談支援体制の充実

- ・相談事業の充実

在宅生活を支援するサービスの充実

- ・地域生活支援事業の充実

A-(2) 社会参加の促進

障がい者福祉計画

障がい者がいきいきと社会参加できるまちづくりに取り組みます。

障がい者雇用率（平塚職業安定所管内）

現状値		目標値
1.94%		2.2%以上

障がい児支援体制の整備

- ・児童発達支援事業の充実

障がい者の就労支援と事業主への理解促進

- ・福祉施設から一般就労への移行促進

スポーツ・文化活動への参加促進

- ・障がい者スポーツ大会への参加支援

A-(3) 障がい者福祉環境の整備

障がい者福祉計画

地域社会の中で支え合い、共に生きるまちづくりに取り組みます。

研修会等の実施回数

現状値		目標値
1 回		1 回以上

地域ぐるみのネットワークの整備

- ・地域活動支援センターの運営

障がいへの理解と普及啓発

- ・障がい者福祉研修会等の開催

権利擁護の推進

- ・成年後見制度の利用支援



福祉ショップ「あおばと」

部門 10 高齢者福祉

現況

高齢化率が一層高まる中で、高齢者の単独世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加などに伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増えています。今後「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、「大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種施策や事業を推進しています。

課題

高齢者が安心して地域でいきいきとくらすように、介護保険事業の推進や医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムの基盤整備を推進していくことが求められています。また、認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者の増加に伴う総合的な支援の仕組みづくりを整備するとともに、社会の担い手として期待される元気な高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりを整備することが必要となっています。

めざすべき姿

・社会全体でともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきとくらすことができている町

実現のための施策

大施策	中施策
高齢者福祉の推進	A-(1) 地域包括ケアシステムの基盤整備
介護予防と生活支援の推進	B-(1) 介護予防と生活支援対策の推進
	B-(2) 見守り体制の充実

■ 用語解説

認知症カフェ

認知症高齢者や介護している家族、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場。

A-(1) 地域包括ケアシステムの基盤整備

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者が要介護状態・要支援状態になっても、在宅で安心してくらせる社会を形成します。

在宅医療・介護連携研修会の開催数

現状値

2回



目標値

2回

医療・福祉・介護サービスの充実

・在宅医療・介護連携の推進

高齢者福祉に関する専門職の確保

・地域包括支援センターの機能強化

B-(1) 介護予防と生活支援対策の推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

介護予防の推進により、要支援、要介護認定率の上昇を抑制します。

65歳以上の要支援、要介護認定者の割合

現状値

15.7%



基準値

18.4%以下

介護予防・生活支援の充実

・介護予防教室・認知症予防教室等の開催

・介護予防・生活支援に関する社会資源の把握と育成・マッチング

・健康寿命延伸のための保健指導活動の促進

・家族介護者教室等の開催

自主的な健康づくり活動への支援

・通いの場の活動への支援

B-(2) 見守り体制の充実

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

地域による高齢者見守り体制の充実を図ります。

認知症サポーターの人数

現状値

2,993人



目標値

4,000人以上

認知症施策の充実

・認知症サポーター養成講座の実施

・認知症キャラバンメイトの増員

・認知症カフェ*の開催

・認知症等行方不明SOSネットワークの普及啓発

高齢者のみ世帯への不安の軽減

・ごみ出し支援などによる安否確認の実施



介護予防教室



認知症対策への取り組み

部門 11 保険

現
況

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などに伴い、医療や介護に係る費用は増加し続けており、保険財政に大きな影響を及ぼしています。国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度において、保健予防施策を充実させ、増加する医療費や介護給付費の抑制に努め、将来にわたり安定した財政基盤を築いていく必要があります。

課
題

増加する医療費については、特定健診事業及び特定保健指導事業を充実し、生活習慣病などを要因とする病気に係るリスクを減らす保健事業を推進していくほか、レセプト点検体制の強化及びジェネリック医薬品の啓発のために差額通知の発送などによる医療費の適正化を推進していく必要があります。

また、自立した生活が続けられるよう、フレイル予防や介護予防の普及啓発を行い、加齢による心身機能の低下を防ぐことが重要となってきます。

め
ざ
す
べ
き
姿

- ・国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度が適正かつ健全に運営され、町民が安心した生活を営めるようになっている町

実
現
の
た
め
の
施
策

大施策

中施策

社会保障制度の適正な運営

A-(1) 国民健康保険制度の適正な運営

A-(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

A-(3) 介護保険制度の適正な運営

A-(1) 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険データヘルス計画

KDBシステムを活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組めます。

一人当たりの医療給付費（国民健康保険）

現状値

32.2 万円



基準値

37 万円以下

国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

- ・ 事業費納付金を見据えた適切な保険税率の設定
- ・ 保険税の収納率向上

医療費適正化の推進

- ・ レセプト点検体制の強化
- ・ 医療費通知・ジェネリック医薬品の情報提供の充実

保健事業の推進

- ・ 特定健康診査の未受診者勧奨等による受診率向上
- ・ フォローアップ事業、健康教育、健康相談、保健指導の充実

広報活動の推進

- ・ 事業運営の周知及び制度案内、健康づくりなどの広報の充実

A-(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

KDBシステムを活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組めます。

一人当たりの医療給付費（後期高齢者医療保険）

現状値

77.1 万円



基準値

85 万円以下

後期高齢者医療保険料の収納率の向上

- ・ 保険料の収納率向上

医療費適正化の推進

- ・ レセプト点検体制の強化
- ・ 医療費通知・ジェネリック医薬品の情報提供の充実

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取り組み

- ・ 高齢者の特性を踏まえた健康支援

広報活動の推進

- ・ 後期高齢者医療制度の理解及び啓発活動の推進
- ・ 制度案内、健康づくりなどの広報の充実

A-(3) 介護保険制度の適正な運営

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進し、増加する介護給付費の抑制に取り組めます。

一人当たりの介護給付費

現状値

149 万円



基準値

170 万円
以下

介護保険料の収納率の向上

- ・ 保険料の収納率向上

介護給付費適正化の推進

- ・ 介護給付費通知の発送

介護予防施策の推進

- ・ 介護予防事業の充実
- ・ 通いの場の活動への支援

広報活動の推進

- ・ 介護保険制度の理解に向けた啓発活動

部門 12 町民参画・協働

現況

少子高齢化の進展、価値観の多様化、国際化の進展など地域社会をとりまく環境が変化している中で、地域における課題は多様化しており、町民と行政が課題解決のため協働で取り組むことが重要となっています。町では、まちづくりや世代間交流など町民活動の促進を図るため、補助制度を導入し、町民活動の一層の活性化に取り組んでいます。

また、従来から地域活動の主体を担っている自治会においては、災害時等において地域コミュニティの役割や重要性が改めて見直されている中で、加入者の減少や構成員の高齢化による担い手不足が生じています。

課題

地域における町民活動の促進を図るため、自治会や各種団体などの活動を支援する取り組みを進めるとともに、必要な情報の共有化を進め、町政への町民参画機会を充実させる必要があります。

めざすべき姿

- ・子どもから高齢者までのすべての町民が自分たちのくらす地域に関心を持ち、積極的にまちづくりに参画している町

実現のための施策

大施策	中施策
町民参画・協働の推進	A-(1) 町民参画の推進
	A-(2) 町民活動環境の充実
	A-(3) 活動団体や人材の育成
地域コミュニティ活動の推進	B-(1) 地域コミュニティ活動の支援

A-(1) 町民参画の推進

町民の参画と協働によるまちづくりの推進に努めます。

職員出前講座の開催数		
現状値		目標値
18 件		25 件

まちづくりに対する参画意識の高揚の促進

- ・職員出前講座の開催
- ・防災・行政ナビや広報を通じたまちづくり活動情報の提供

町民参画によるまちづくりの推進

- ・町民が参画できる機会の充実
- ・まちづくりへの町民参画の推進

A-(2) 町民活動環境の充実

町民活動における環境整備や情報提供に努めます。

町民活動団体登録数		
現状値		目標値
82 団体		100 団体

活動環境の整備の推進

- ・町民活動の機会の確保

町民活動に関する情報提供の充実

- ・町民活動団体の情報提供
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）の普及啓発

A-(3) 活動団体や人材の育成

町民活動における団体や人材の育成に努めます。

町民活動推進補助金申請件数		
現状値		目標値
4 件		10 件

自立的な町民活動の促進

- ・町民活動団体の育成や支援
- ・町民活動推進補助制度の啓発

地域主体の地域づくり活動の促進

- ・地域における町民活動の育成や支援
- ・町民活動における人材発掘や育成の推進

B-(1) 地域コミュニティ活動の支援

地域のコミュニティ活動を支援します。

地区活動の紹介支援		
現状値		目標値
2 地区		24 地区

地域コミュニティ活動に対する意識の高揚の促進

- ・地域コミュニティ活動の啓発
- ・区長連絡協議会との連携

地域コミュニティ活動に対する支援の強化

- ・自治会などの地域づくりの取組みへの支援
- ・地域コミュニティ活動への参加促進

地域コミュニティ活動の環境整備

- ・地域の自主的な活動への支援

部門 13 広報・広聴・情報化

現況

広報やホームページ、またSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアを活用し、町民へ様々な行政情報を提供し、情報の共有化を図っている一方、多様化する町民ニーズへ迅速に対応するよう努めています。

また、2019年（令和元年）には「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手法）」が施行され、行政のデジタル化及び行政手続きのオンライン化を図るとともに、高度化・多様化する情報化社会における情報セキュリティの脅威に対応できる体制の維持が必要とされています。

課題

町民の知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、様々な方法で町民へ伝えたい情報、町民が求めている情報などを分かりやすく提供し、情報の共有化を図るとともに、町民意識や動向を的確に把握するため、広聴活動を推進し、町政への反映を図る必要があります。

また、高度化・多様化する情報化社会に対応したサービス提供体制を整備するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、専門部署の確立や職員への教育を推進することが必要です。

めざすべき姿

- ・多様な行政情報が共有化されている町
- ・身近な情報端末機器を利用して必要な行政情報の取得や行政手続きがいつでも、どこでもできる町
- ・情報化推進に係る専門職員が確保され、職員の情報セキュリティ意識の高い町

実現のための施策

大施策	中施策
広報・広聴活動の推進	A-(1) 広報・情報発信の充実
	A-(2) 広聴活動の充実
情報化の推進	B-(1) 情報化環境の整備
	B-(2) 情報セキュリティの推進

■ 用語解説

オンライン・コミュニケーションツール

インターネット上でのウェブ会議など、直接会わずに、職場内や自治体間、町民等との会話などを実現させる手段。近年、官民間問わずその活用が広がっている。

A-(1) 広報・情報発信の充実

町政に関する様々な情報について、的確で分かりやすい情報発信に努めます。

町ホームページのアクセス数		
現状値		目標値
88.5 万回		140 万回以上

町民参加の広報紙の作成

- ・広報カメラマンとの協力
- ・ボランティア団体との協力による「声の広報」の作成

様々な情報手段を活用した情報提供の充実

- ・ケーブルテレビ、SNSの利用
- ・ホームページのリニューアル
- ・広報掲示板の適切な維持管理

町政情報の発信

- ・町民情報コーナーの充実
- ・インターネットによる情報発信の推進

A-(2) 広聴活動の充実

町民の声を聴く機会の確保に努めます。

町民との対話機会の参加者数		
現状値		目標値
400 人		470 人

町民ニーズを把握する機会、手段の確保

- ・町民との継続的な対話機会の確保
- ・町政への意見・提案の収集
- ・アンケート調査の実施

B-(1) 情報化環境の整備

高度化・多様化する情報化社会への対応に取り組みます。

電子申請利用件数		
現状値		目標値
429 件		500 件

電子自治体の推進

- ・電子申請システムの推進
- ・施設予約システムの推進
- ・オンライン・コミュニケーションツール*の活用の推進

ICT機器の更新

- ・パソコン機器、サーバ機器の定期的な更新

町村情報システムの共同運営

- ・基幹系・内部情報系システムの共同利用の推進

B-(2) 情報セキュリティの推進

情報セキュリティの脅威に対応できる組織づくりに取り組みます。

情報セキュリティ上の脅威となる事象の発生件数		
現状値		目標値
0 件		0 件

情報セキュリティ環境の整備

- ・ウイルス対策ソフトの適正な更新
- ・情報セキュリティ対策の仕組みの維持

情報セキュリティ知識の向上

- ・職員向け研修会の開催
- ・外部セキュリティ研修会への参加

② 前期基本計画（2021年～2025年）

持続可能な行財政の運営

部門 14 行財政運営

現況

人口減少・少子・超高齢社会の到来、住民のライフスタイルの多様化、地方分権の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、行政需要は複雑多様化しています。また、財政運営については、生産年齢人口が減少したことで、町税収入が伸び悩んでいることに加え、医療関係や公共施設老朽化対策に要する歳出経費の増加により、財政の硬直化を招いています。

課題

複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、広域連携や未来技術*の活用等を推進するとともに、業務改善や職員の意識改革を促し新しい生活様式（働き方改革）につなげ、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していく必要があります。

また、健全な財政を維持するため、財政収支の均衡を図りつつ、事務事業の継続的な見直しを行うとともに、新たな財源確保に向けた取組みを積極的に推進する必要があります。

さらに、新庁舎建設を見据え、公共施設の計画的な管理と適正な施設規模により事業費の縮減を図りつつ、個別施設計画に基づき具体的な取組みを進めるとともに、計画的な基金の積立等に努めるなど、持続可能な行財政運営の取組みを進める必要があります。

めざすべき姿

- ・複雑多様化する行政需要に対応できる組織体制が整備されているとともに、自治体間の広域連携や未来技術の活用等により、効率的で多様な行政サービスを受けることができている町
- ・健全で効率的な財政運営が継続的に実現できている町
- ・公共施設の総合的なマネジメントが構築されている町

実現のための施策

大施策	中施策
行財政改革の推進	A-(1) 行政運営改革の推進
	A-(2) 行政の組織力向上
	A-(3) 財政運営改革の推進
	A-(4) 公共施設のマネジメント

■ 用語解説

未来技術

科学技術の進展を踏まえ、将来実用化が期待される科学技術。ロボットや人工知能（AI）、医療、防災といった生活に身近なものから宇宙や生命に関する基礎科学まで多岐にわたる。

A-(1) 行政運営改革の推進

行政経営プラン

総合計画を実施していくためのPDCAサイクルを確立し、事業費確保に取り組めます。

歳入増・歳出減の効果額		
現状値		目標値
—		24億6,800万円 (5年累計)

事務事業の整理合理化

- ・行政経営プランによる取組みの推進
- ・行政評価の実施

行政運営の効率化

- ・民間活力導入の推進や未来技術の利活用の検討
- ・多様な主体との協働による事業の推進

広域行政の推進

- ・広域連携事業の推進と施設の相互間利用の促進

A-(2) 行政の組織力向上

定員適正化計画、人材育成基本方針

職員の心身の健康の保持増進を図り、職員のやる気を引き出す組織風土の醸成に努めます。

職員の健康診断受診率		
現状値		目標値
90.2%		100%

人材活用の推進

- ・人材の効率的な活用の推進
- ・人事評価制度の適正な運用

人材育成の推進

- ・各種研修を活用した人材育成の推進

職員の健康保持と増進

- ・職員の健康管理体制の充実

A-(3) 財政運営改革の推進

行政経営プラン、町税等滞納削減のための行動プラン

自立した財政運営の維持と人件費の適正化を図ります。

経常収支比率		
現状値		目標値
90.0%		88%

自立した財政運営の推進

- ・効果的・効率的な予算配分や執行
- ・財務情報の公開や有効活用

収入の確保

- ・使用料や手数料の見直しによる受益者負担の適正化
- ・町有財産の有効活用
- ・町税等の徴収率の向上

人件費の適正化の推進

- ・職員給与水準や諸手当等の適正な維持

A-(4) 公共施設のマネジメント

公共施設等総合管理計画、公共施設等第1期個別施設計画

公共施設について持続可能で適正な施設規模や予防保全による財政負担の平準化を図ります。

第1期個別施設計画に基づく庁舎の複合化数		
現状値		目標値
0施設		1施設

公共施設マネジメントの推進

- ・公共施設の総量の縮減
- ・予防保全型の管理とコスト削減
- ・投資的経費の平準化
- ・公共施設の長寿命化、再編・有効活用

部門 15 自然環境・公園

現況

2000年（平成12年）に「大磯町環境基本条例」を制定し、2008年（平成20年）に「大磯町景観条例」を制定したほか、2015年（平成27年）に小淘綾海岸松林を風致地区及び特別緑地保全地区*に指定し、自然と調和した町並み・風景に配慮するとともに、樹林地や水辺地などの保全対策、保存樹木等の指定を行うなど豊かな自然環境の保全に努めています。

また、2004年（平成16年）には町民のスポーツ活動などの拠点となる大磯運動公園を整備、さらに、2019年（平成31年）には、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）などの歴史的建築物や庭園とその周辺の緑地を一体とした特殊公園（歴史公園）として「明治記念大磯邸園」を大磯都市計画公園に追加し、整備を進めています。

課題

豊かな自然を守り育て、適正に管理し、次世代に引き継いでいくことが重要となっています。町民、行政、事業者が一体となり、自然環境保全意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境を保全・再生していくための体制を整備し、人と自然がふれあい、楽しめる環境づくりを進めていく必要があります。また、地域のニーズや周囲の自然環境などに合わせた特色ある、幅広く利用される公園整備を行っていくことが重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民、行政、事業者の連携のもと、豊かな自然環境の保全・再生が行われ、自然とのふれあいを楽しめる町
- ・自然と調和した地域の歴史・文化などへの町民の理解が深まり、地域の緑を守り育てる活動が根付いている町
- ・町民協働のもと、地域のニーズや周囲の自然環境、歴史・文化などを生かした特色ある公園整備が進められている町
- ・多世代の交流を育み、地域活動に幅広く利用される公園整備が進められている町

実現のための施策

大施策	中施策
自然環境の保全・再生	A-(1) 保全・再生活動の推進
緑化の推進	B-(1) 緑地の保全・再生
	B-(2) 資源を生かした自然環境の形成
特色ある公園づくり	C-(1) 公園づくり・管理運営

用語解説

特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状を凍結する制度。これにより豊かな緑を将来的に継承することができる。

自伐型林業

比較的小規模で低コストな施業方法により、地域住民や山林所有者が、地域の山林や所有山林において持続的に実施する自営型の林業。

A-(1) 保全・再生活動の推進

環境基本計画、鳥獣被害防止計画、森林整備計画

自然環境への理解を促進するとともに、豊かな自然環境と生態系の保全・再生を推進します。

有害鳥獣被害防止対策活動の実施箇所数

現状値

1 か所



目標値

2 か所以上

自然とのふれあい活動の推進

- ・環境ワークショップの実施

野生鳥獣対策の推進

- ・有害鳥獣被害防止対策の推進
- ・有害鳥獣の駆除の実施
- ・傷病野生鳥獣保護活動の推進

森林保全・再生及び活用の推進

- ・自伐型林業*などによる森林整備の推進

海岸環境の保全

- ・自動車乗り入れ禁止の徹底
- ・海岸管理者等への海岸浸食対策等の推進に向けた取組み

B-(1) 緑地の保全・再生

緑の基本計画

市街地における緑地を保全・再生し、地域の緑を守り育てる活動を推進します。

一人当たりの施設緑地面積

現状値

57.62 m²/人

目標値

61.92 m²/人

町に残された自然環境の保全

- ・みどり基金積立金の活用
- ・建築協定や緑地協定の活用

緑化に対する意識の高揚

- ・保存樹木奨励制度の普及促進

宅地内の緑化の推進

- ・いけがき設置奨励制度の普及促進
- ・シンボルツリー奨励制度の普及促進

まちぐるみでの緑化運動の推進

- ・花いっぱい運動などの実施団体への支援

B-(2) 資源を生かした自然環境の形成

景観計画

豊かな自然と良好な町並みの風景を創出します。

風致地区数

現状値

1 か所



目標値

2 か所

自然風景の保全と創出

- ・都市計画法の地域地区の指定などによる自然風景の保全と創出

良好な町並み風景の形成

- ・景観計画などによる良好な町並み風景の形成

歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用

- ・景観重要建造物の指定などによる積極的な保存と活用

C-(1) 公園づくり・管理運営

緑の基本計画、明治記念大磯邸園基本計画、運動公園施設長寿命化計画

町民意向を反映し、町民参加による公園づくりを推進します。

運動公園施設利用者数

現状値

12.6 万人



目標値

15 万人以上

特色ある公園づくりの推進

- ・明治記念大磯邸園の整備及び活用
- ・公園トイレ、遊具・植栽等の整備

多世代の利用ニーズに応える施設環境の整備

- ・遊具の更新・新設及び維持管理

新たな手法を用いた公園づくりの推進

- ・借地公園方式の活用

協働による管理運営体制の推進

- ・公園緑地里親（アダプト）制度の推進

民間活力を生かした管理運営の継続

- ・指定管理者による利用サービスの向上、管理業務の効率化
- ・運動公園施設長寿命化対策事業の推進
- ・利用者ニーズを満たすパークマネジメントの推進

部門 16 地域環境

現況

地球温暖化、異常気象など様々な環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代へ引き継ぐことが求められています。

環境の保全と創造を推進するため、「大磯町環境基本条例」に基づき、町民、行政、事業者が一体となり、深刻化する様々な環境問題に取り組んでいます。

また、環境問題に対する町民の関心の高まりから、2011年（平成23年）に「大磯町美しいまちづくり条例」を制定し、さらに、東日本大震災を機に災害に強いまちづくりへの関心の高まりもあり、2014年（平成26年）に「大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例」を制定するなど、町全体で環境施策の展開を図っています。

課題

環境保全に向けた取組みを町民、行政、地域社会が一体となり推進していくため、観光客を含めた町民への啓発活動やマナー向上に努めていくことが必要となっています。また、町民へ環境保全に資する条例の周知啓発を行い、環境問題を地域の環境問題としてとらえ、町全体で環境保全の取組みを広げていくことも重要となっています。

めざすべき姿

- ・町民、行政、事業者が環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷が少なく、生物多様性の保全に資する持続可能な循環型社会の形成に向けて、連携しながら取り組むことができる町
- ・環境美化やペットの責任ある飼育など、地域の生活環境の保全に対して町民が高い意識とモラルを持ちながら自発的に取り組むとともに、観光客にも環境保全の意識が浸透している町

実現のための施策

大施策	中施策
環境保全・環境意識向上の推進	A-(1) 資源エネルギー対策
	A-(2) 公害対策の推進
	A-(3) 環境美化の推進
	A-(4) 動物愛護・適正飼育の推進

A-(1) 資源エネルギー対策

環境基本計画

省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に取り組みます。

スマートエネルギー設備補助件数		
現状値		目標値
11 件		11 件以上

環境に優しい生活様式の定着促進

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する普及啓発
- ・スマートエネルギー設備導入費補助制度の推進

A-(2) 公害対策の推進

環境基本計画

環境負荷の軽減に取り組みます。

大気調査測定値（二酸化窒素濃度）		
現状値		目標値
環境基準値 以下		環境基準値 以下

大気汚染物質の排出抑制

- ・低公害車導入等の普及啓発
- ・屋外燃焼行為などへの指導

公害監視の推進

- ・環境測定の実施
- ・公害情報の提供

A-(3) 環境美化の推進

環境基本計画

地域の生活環境への意識とモラルの向上を図り環境美化活動を推進します。

不法投棄件数		
現状値		目標値
37 件		10 件

環境美化活動の推進

- ・美しいまちづくり条例の普及啓発
- ・美化活動の推進

不法投棄防止活動の推進

- ・不法投棄パトロール活動と監視体制の強化

A-(4) 動物愛護・適正飼育の推進

環境基本計画

ペットの責任ある飼育と飼い主のモラルの向上に取り組みます。

狂犬病予防接種率		
現状値		目標値
85.3%		90%以上

ペットの適正飼育の推進

- ・飼い犬登録や狂犬病予防接種の実施
- ・適正な飼育や飼い主のモラル向上の啓発

飼い主のいない猫対策の推進

- ・不妊去勢手術費助成制度の活用推進

部門 17 河川・下水道・生活排水

現況

本町の河川は、公共下水道の整備・供用開始と合併処理浄化槽の普及拡大により水質保全を図るとともに、治水能力の向上と地域環境に配慮した管理・保守を行っています。

公共下水道は、相模川流域関連公共下水道事業として、整備面積を 638.7ha、計画処理人口を 29,600 人、目標年次を 2030 年度（令和 12 年度）とした全体計画の中で事業を進めています。2019 年度（令和元年度）末までに、約 449ha の供用を開始し、下水道処理人口普及率は 79.6% となっています。また、大雨による浸水被害が懸念される箇所について、雨水管の整備を重点的に行っています。

公共下水道区域外においては、生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽への転換の促進に努めています。

課題

水環境の向上と快適で衛生的な生活が享受できるよう、引き続き河川の適正な管理、公共下水道の接続促進及び合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。公共下水道については、将来人口や経済性、地域社会構造を考慮した事業計画へ見直しを行い、将来にわたり安定的な事業を継続していく必要があります。

めざすべき姿

- ・河川の治水対策と公共下水道整備及び合併処理浄化槽による生活排水対策が進み、水環境が向上し快適で衛生的な生活が享受できる町

実現のための施策

大施策	中施策
河川の保全・保守	A-(1) 治水対策・環境保全の推進
生活排水対策の推進	B-(1) 公共下水道事業の推進
	B-(2) 個別処理対策の推進

■ 用語解説

BOD

BOD（生物化学的酸素要求量）は、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、この値が大きいほど水の汚れの度合いが高いといえる。

A-(1) 治水対策・環境保全の推進

環境基本計画、公共下水道全体計画

河川の治水対策と環境保全を推進します。

河川水質調査測定値（BOD*）		
現状値 環境基準値 以下		目標値 環境基準値 以下

治水対策の推進

- ・ 定期的な施設点検と必要に応じた修繕の実施
- ・ 雨水処理対策の推進

河川の水質保全

- ・ 水質改善に対する普及啓発
- ・ 河川の美化活動の実施

河川環境の監視

- ・ 環境測定の実施

B-(1) 公共下水道事業の推進

公共下水道全体計画、一般廃棄物処理基本計画

公共下水道全体計画区域の早期整備を進めます。

下水道整備区域面積		
現状値 471.67ha		目標値 638.7ha

整備計画の適正管理

- ・ 汚水管整備の推進
- ・ 雨水管整備の推進

下水道施設の維持管理

- ・ 特定施設からの排水の水質検査・指導の実施
- ・ 既設下水道施設の適切な維持管理の推進

公共下水道接続の推進

- ・ 供用開始区域内の接続工事に対する助成及び啓発による接続の促進

B-(2) 個別処理対策の推進

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

合併処理浄化槽への転換を進めます。

合併処理浄化槽補助件数		
現状値 0基		目標値 2基

浄化槽の整備

- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用促進
- ・ 水質改善に対する啓発活動の実施
- ・ 浄化槽法定検査の受検促進



公共下水道工事

部門 18 廃棄物処理

現況

1市2町（平塚市、大磯町、二宮町）でごみ処理の広域化を行っており、社会経済情勢や今後の国の動向を踏まえ、2021年（令和3年）に「第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、数値目標を掲げて資源化、減量化に努めています。

2019年度（令和元年度）で1年間に10,900t、一人1日当たり952gのごみが排出されています。一方、資源化率は、2019年度（令和元年度）で28.8%となるなど、効果は表れていますが、さらなる資源化、減量化に向けてごみ収集のあり方の研究など取組みを継続していく必要があります。

また、し尿処理については、し尿及び浄化槽汚泥の処理需要が見込まれることから、引き続き適正な処理が求められています。

課題

ごみの減量化の目標値である一人1日当たり869g以下をめざし、廃棄物の発生、排出を抑制するとともに、資源化率32.9%以上の目標値の達成をめざし、広域処理施設のリサイクルセンターを円滑に運営し、制度の変更や不透明な社会経済情勢への対応を含め分別の徹底やごみの資源化によるリサイクルを促進していく必要性があります。

し尿処理施設については、老朽化が進む中、広域的な処理の観点などから、適正規模の施設整備を行う必要があります。

めざすべき姿

- ・町民、行政、事業者が連携し、ごみの減量化、資源化の推進による循環型地域社会を形成しながら、それぞれが自分事ととらえ取り組むことができている町
- ・広域処理の観点から、施設の適正な整備・運営が行われている町

実現のための施策

大施策	中施策
廃棄物処理の推進	A-(1) 減量化の推進
	A-(2) 資源化の推進
	A-(3) ごみ処理広域化の推進
	A-(4) し尿処理体制の推進

A-(1) 減量化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみの排出抑制を推進し、ごみ排出量を削減します。

一人1日当たりのごみ排出量		
現状値		目標値
952 g		869 g 以下

ごみの排出抑制

- ・ごみの排出抑制に関する普及啓発
- ・おおいそ廃棄物減量化等推進員制度の推進
- ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の最適化
- ・ごみの排出抑制を促進する施策の調査・研究

生ごみ減量化の推進

- ・生ごみ処理機のあっせん販売制度の活用
- ・電動生ごみ処理機の購入費補助制度の活用

A-(2) 資源化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみの再利用・再生利用を推進し、資源化率の向上をめざします。

資源化率		
現状値		目標値
28.8%		32.9%以上

資源化の普及促進

- ・ごみの資源化に関する普及啓発
- ・資源回収協力制度の活用
- ・ごみの資源化に資する施策の研究・実践

資源化品目の質及び量の維持・向上

- ・リサイクルセンターの活用
- ・新たな資源化品目の調査・研究

A-(3) ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみ処理広域化実施計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備及び円滑な運営を行います。

ごみ処理広域化実施計画による施設整備数		
現状値		目標値
1 施設		2 施設

広域処理施設の整備

- ・汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の整備

広域処理施設の適正運営

- ・リサイクルセンターの円滑な運営

A-(4) し尿処理体制の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

既存し尿処理施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな施設整備を推進します。

処理水の水質状況		
現状値		目標値
施設設定値 範囲内		施設設定値 範囲内

既存施設の適正管理

- ・し尿処理施設の維持管理・運転管理委託の継続

広域処理による施設整備の推進

- ・新たな施設整備に向けた各種調査の実施
- ・民間活力導入による施設整備及び運営の検討

部門 19 土地利用

現況

本町では、「都市計画法」に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）を包含した「大磯町まちづくり基本計画」に基づき、計画的な土地利用を進めてきました。

土地利用状況は農林地が減少傾向にあり、住宅地については増加傾向にあります。市街化区域では都市的土地利用が約8割、市街化調整区域では自然的土地利用が約8割となっており、豊かな自然環境のもと、安定的な土地利用が図られています。

課題

今後は、人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、誰もが安心して健康で快適な生活をおくることができる環境を持続するとともに、海や山などの自然環境、松並木や歴史的建造物などの歴史・文化環境など、独特な素晴らしい風土を生かし継承していくことにより、地域特性を生かした地域の魅力が生きる持続可能な土地利用を実現する必要があります。

めざすべき姿

- ・地域の環境や土地利用状況に応じて、機能的で魅力あるコンパクトな市街地が形成され、それを取り囲むように緑豊かな自然環境が守られている町

実現のための施策

大施策

持続可能な土地利用の実現

中施策

A-(1) 計画的な土地利用の推進

A-(2) 地域特性を生かした土地利用の推進

A-(1) 計画的な土地利用の推進

まちづくり基本計画

まちづくり基本計画や関連する個別計画に基づき、町の土地利用を総合的・計画的に進めます。

地区計画の指定数		
現状値		目標値
2件		3件

大磯町まちづくり基本計画の推進

- ・まちづくり基本計画に則した土地利用の推進

都市計画法の地域地区や地区計画等の推進

- ・地区計画等の指定

A-(2) 地域特性を生かした土地利用の推進

まちづくり基本計画、緑の基本計画

地域特性を生かし、環境に配慮した土地利用を図ります。

地区まちづくり計画、指針の策定数		
現状値		目標値
2件		3件

地区まちづくり協議会への支援

- ・地区まちづくり協議会への積極的な支援の推進

地区計画制度の活用支援

- ・地域地区見直しの検討や地区計画制度の活用の推進

地域の魅力を引き出す土地利用の推進

- ・各地域の特性を踏まえた土地利用の推進
- ・風致地区などの指定の推進

部門 20 住宅・住環境

現況

市街化区域における可住地の人口密度は約 89 人/ha と低く、ゆとりのある市街地が形成されています。市街地の多くが 1,000 m²未満の小規模開発であり、国府本郷や西小磯地区における専用住宅の開発が多くなっています。一方、人口減少に伴い、適正な管理がなされていない空き家が増加しているため、安全・安心な住環境への影響が問題となっています。

課題

都市基盤整備が遅れたまま、老朽化した住宅などが建て込んでいる地区などにおける既存市街地の改善を図る必要があります。

また、新しい生活様式に対応するための都市基盤の整備を既存ストックを活用しながら進める必要があります。

めざすべき姿

- ・「大磯町まちづくり基本計画」に基づき、低層住宅地を中心とした自然環境に恵まれた良好な住環境が維持されている町
- ・町民が地域のまちづくりに積極的にに関わり、町民が主体となって身近な地域におけるきめ細かい土地利用のルールが作られている町

実現のための施策

大施策

良好な居住空間の形成

中施策

A-(1) 良好な住宅・住環境の整備

A-(2) 都市防災機能の整備

A-(3) 空き家等対策の推進

■ 用語解説

空き家バンク

空き家を有効活用することで、地域の活性化を図り、良好な住環境を維持するため、空き家の所有者と空き家を必要とする人をつなぐ制度。

A-(1) 良好な住宅・住環境の整備

まちづくり基本計画、バリアフリー基本構想

多様なニーズに対応し、地域特性に応じた住宅・住環境を整備します。

建築協定、緑地協定の件数		
現状値		目標値
7件		8件以上

コンパクトなまちづくりの促進

- ・拠点整備の促進
- ・生活サービス施設の集約化

バリアフリー化の促進

- ・大磯駅周辺地区・国府支所周辺地区における生活関連施設等のバリアフリー化の促進

自然環境に恵まれた良好な住宅・住環境の形成と創出

- ・地区計画の活用
- ・建築協定、緑地協定の活用

A-(2) 都市防災機能の整備

まちづくり基本計画、耐震改修促進計画

誰もが安心して生活することができる災害に強いまちづくりを推進します。

住宅の耐震化率		
現状値		目標値
73.1%		90%

住宅の耐震化の推進

- ・住宅耐震化補助制度の推進
- ・危険ブロック塀撤去の促進

防災減災対策の推進

- ・津波・洪水・土砂災害に対する防災意識の向上

木造密集市街地の改善

- ・住宅耐震化補助制度の推進
- ・住環境整備事業の地区計画などの活用

A-(3) 空き家等対策の推進

まちづくり基本計画

住宅地の良好な景観を維持するとともに、空き家等の適切な管理や利活用を促進します。

空き家バンク*の登録・活用件数		
現状値		目標値
5件		10件以上

空き家等の適正な管理及び利活用の促進

- ・空き家等の実態把握（データベース整備）・適切な管理の促進
- ・空き家バンクによる空き家利活用の推進



大磯の町並み

部門 21 景観形成

現況

1988年（昭和63年）に策定した「大磯町景観形成計画」に基づき、都市の景観向上に向けた施策を展開し、2005年（平成17年）には、「景観法」に基づく景観行政団体となりました。その後、明治以降に多くの政財界人が構えた別荘群が2007年（平成19年）に「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれ、2009年（平成21年）には、「大磯町景観計画」を策定しています。

2012年（平成24年）には、大磯駅前洋館を「景観法」に基づく景観重要建造物に指定し、現在までに、鷗立庵及び敷地と日本基督教団大磯教会（礼拝堂、門柱及び塀）を指定しています。

2019年（平成31年）には、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）を中心に、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸などの歴史的建築物や庭園とその周辺の緑地を一体とした「明治記念大磯邸園」を特殊公園（歴史公園）として大磯都市計画公園に追加しています。

課題

「大磯町景観条例」や「大磯町景観計画」の運用による町並みの創造や強制力を持った対応によるまちづくりを推進していくことが求められています。また、町民、事業者、滞行者、行政が連携し、これまで受け継がれてきた自然や歴史・文化を継承する、風景の保全と創出に向けた施策を展開することが求められています。

めざすべき姿

- ・先人たちから受け継がれてきた象徴的な風景や地域の風景を特徴づける優れた建築物などが保存され、町並みを生かした魅力ある快適な都市空間が形成されている町
- ・「景観法」や「大磯町景観計画」及び「大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木、景観地区、景観協定などを活用した美しい景観が形成されている町

実現のための施策

大施策	中施策
地域特性を生かした景観形成	A-(1) 自然風景の保全と創出
	A-(2) 良好な町並みの保全と創出
	A-(3) 歴史的建造物などの保存と活用

■ 用語解説

特別用途地区

都市計画法により、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別の目的の実現を図るために定める地区。

パートナーシップ邸園

邸園の価値の普及と啓発、邸園文化を創造し発信するため、NPO法人等が、邸園所有者、神奈川県及び大磯町と協働して実施する、大磯町内の邸園の公開と運営を通じた邸園の新しい保全活用方策。

A-(1) 自然風景の保全と創出

まちづくり基本計画、景観計画

山並みや海などの自然風景を守り、育み、創ります。

保存樹木の指定本数		
現状値		目標値
13 本		18 本

自然風景の保全と創出

- ・保存樹木の指定などによる自然風景の保全と創出

丘陵や海岸沿いの自然風景の保全

- ・松くい虫被害対策による松の保全
- ・ナラ枯れ被害対策による丘陵地の保全

A-(2) 良好な町並みの保全と創出

まちづくり基本計画、景観計画

住宅地の町並みや緑などの豊かな風景を守り、育み、創ります。

いけがき設置奨励助成の総延長		
現状値		目標値
846m		1,000m

景観計画に基づく景観に配慮した取組みの推進

- ・景観計画区域や景観地区等の指定
- ・良好な町並みの保全と創出のための規制や誘導方策の検討

宅地内の緑化の推進

- ・いけがき設置奨励制度の普及促進
- ・シンボルツリー奨励制度の普及促進

A-(3) 歴史的建造物などの保存と活用

まちづくり基本計画、景観計画

歴史的または文化的価値の象徴となる建造物等の保全及び活用を図ります。

景観重要建造物の指定数		
現状値		目標値
3 件		6 件

歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用

- ・明治記念大磯邸園の整備と活用
- ・景観重要建造物の指定などによる積極的な保存と活用
- ・歴史的建造物等整備基金の運用
- ・特別用途地区*の指定及び活用
- ・パートナーシップ邸園*事業への支援



大磯駅前洋館（景観重要建造物）



明治記念大磯邸園

部門 22 幼児教育・保育

現況

これからの社会を生きる子どもたちにおいては、心豊かな人間性や健やかな身体を基本に、遊びを中心とした様々な経験を通じて、自己を確立し、調和の取れた人として成長していくための「生きる力」を家庭や地域で育むことが求められています。

また、仕事やライフスタイルに対する意識や価値観の変化に伴い、保護者の教育・保育に対するニーズは多様化してきており、幼児教育や保育環境のさらなる充実が求められています。

課題

すべての子どもの発達段階に応じた教育・保育の量と質の確保に努めるとともに、就学前の教育・保育から小学校教育への円滑な移行を進めることが必要となっています。

また、子どもに安全で快適な教育・保育環境を提供できるよう教育・保育施設・設備の維持管理を行うとともに、民間の力を活用しながら保育事業を推進することが必要となっています。

めざすべき姿

- ・すべての子どもが発達段階に応じて生きる力を育むことのできる町
- ・多様化するニーズに対応した教育・保育環境が整備されている町

実現のための施策

大施策

教育・保育環境の充実

中施策

A-(1) 教育・保育体制の推進

A-(2) 教育・保育環境の整備

A-(1) 教育・保育体制の推進

子ども笑顔かがやきプラン

教育・保育の質を確保し、心豊かな子どもの育成に取り組みます。

保育の資質向上支援研修実施回数

現状値

3回



目標値

3回以上

特長のある幼児教育・保育の充実

- ・保育士、教諭の質・能力の向上
- ・魅力ある教育・保育の推進

小学校教育への円滑な移行

- ・子ども同士の交流
- ・幼稚園、保育園、小学校のネットワーク強化

A-(2) 教育・保育環境の整備

子ども笑顔かがやきプラン

多様化するニーズに的確に対応できる教育・保育環境の整備に取り組みます。

待機児童数

現状値

15人



目標値

0人

教育・保育環境の整備

- ・老朽化した施設・設備の整備
- ・公立幼稚園・保育所のあり方の検討
- ・待機児童の解消
- ・保育士の確保

多様な保育サービスの提供・充実

- ・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の事業実施の支援
- ・認定こども園の活用



いそっこフェスティバル

公私連携幼保連携型認定こども園
(サンキッズ国府)

部門 23 学校教育

現況

少子高齢化やグローバル化、急速に進む技術革新等を受け、子どもたちを取りまく環境は大きく変化しています。学校教育にはこうした変化を乗り越え、自らの可能性を求め、新しい時代を心豊かに生きる人づくりが求められています。

町立学校を取りまく環境は、経験の浅い教職員の増加や慢性的な人員不足の現状にあり、専門性の高い人材の育成と働き方改革が求められています。また、ICTを活用した教育環境の向上と、学校教育施設の計画的な整備・保全を進めていく必要があります。

さらに、心身の健全な発達と食育を推進するため、義務教育期間を通じた学校給食の実施が求められています。

課題

児童・生徒が人と人との関わりの中で、知力・体力・共感力を育む学校教育を実現するため、教職員の指導力の向上及び学校組織の活性化、多様な体験・活動を行うことができるよう地域と協働し、教育環境の整備を行うことが重要となっています。さらに、いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校の要因・背景が複雑化・多様化しており、個に応じた適切な支援が求められています。

めざすべき姿

- ・知力・体力・共感力を育む教育が施され、子どもたちに確かな学力、健やかな体、心豊かな人間性が備わっている町
- ・子どもと教職員が地域と協働し、いきいきとしながら学校教育が運営できている町
- ・教育的ニーズをとらえながら安全・安心で特色ある教育環境が整備されている町

実現のための施策

大施策

教育内容の充実

教育環境の充実

中施策

A-(1) 知力を育む学校教育の推進

A-(2) 体力を育む学校教育の推進

A-(3) 共感力を育む学校教育の推進

B-(1) 学校施設環境整備の推進

B-(2) 学校給食の推進

■ 用語解説

スクールカウンセラー

各学校において支援体制の構築及び相談機能の充実、教職員との協力体制を密にする目的で教育研究所に配置した臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー

様々な課題を抱える児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、学校と関係機関等とのネットワークの構築・保護者や教職員等に対する支援や相談、情報提供等を行う社会福祉士。

スクールロイヤー

いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等の学校で起こる問題を法的に解決するために派遣される弁護士。

A-(1) 知力を育む学校教育の推進

教育大綱

関係機関と連携し、確かな学力を育む学校教育を推進します。

「授業が分かる」と回答した生徒の割合(中学3年生)

現状値		目標値
国語 60.3%		国語 80%以上
数学 82.4%		数学 85%以上

教職員の実践研究・研修の推進

- ・学びづくり推進研究や教育研究を通じた専門性の高い研修機会の充実

関係機関と連携した教育指導体制の推進

- ・幼保小中で連携した教育指導等の研究

確かな学力を支える学校教育の提供

- ・ICT環境を活用した効果的な教育の推進
- ・学校図書館を活用した読書活動の推進
- ・グローバル化に対応した英語教育の推進

A-(2) 体力を育む学校教育の推進

教育大綱、学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針

健やかな体を育む学校教育を推進します。

「中学校卒業後自主的に運動したい」と回答した生徒の割合

現状値		目標値
男子 60.4%		男子 70%以上
女子 53.9%		女子 60%以上

健康に関する正しい知識の啓発

- ・健康管理や適切な保健指導、食育活動の実施

生涯にわたり健康に生活できる体づくり

- ・体力向上に向けた取組みの推進

A-(3) 共感力を育む学校教育の推進

教育大綱、いじめ防止基本方針

地域と連携し、豊かな心を育む学校教育を推進します。

いじめの解消率

現状値		目標値
84.7%		100%

学校、PTA、地域等との協働・連携の推進

- ・地域社会とのつながりを育む様々な交流・体験活動の推進
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置

人権教育、いじめ問題対策の推進

- ・人権教育の推進
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期解決の推進

教育研究所における相談体制の推進

- ・相談体制の強化充実やネットワークの構築
- ・スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*、専任教諭の配置の充実

B-(1) 学校施設環境整備の推進

教育大綱

安全・安心な学校施設と次世代に対応した教育を推進するための環境の整備を進めます。

学校図書館図書標準達成率

現状値		目標値
86.9%		100%

安全・安心な学校施設環境の推進

- ・長寿命化計画に基づく計画的な学校施設の点検・修繕の実施
- ・老朽化する学校施設のあり方の検討
- ・特別教室への空調設備の推進
- ・学校施設の防災、防犯・安全対策の実施

学習活動を支える教育環境の推進

- ・学校図書館における蔵書の拡充や町立図書館との連携推進
- ・支援を要する児童・生徒への教育環境の充実
- ・校務支援ソフトの効果的活用

B-(2) 学校給食の推進

教育大綱

心身の健全な発達と食育を推進する学校給食を実施します。

地場産食材の使用割合(小学校)

現状値		目標値
17.4%		30%以上

小学校・中学校給食の実施

- ・地産地消や食育を推進する給食の実施
- ・自校式による中学校給食の導入

学校給食における管理運営の検討推進

- ・給食調理業務等の民間委託の検討
- ・給食費の公会計化の検討

部門 24 青少年

現況

青少年をとりまく環境は、情報機器の発達によるスマートフォン等への過度な依存やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめ、インターネット上の違法・有害情報の氾濫など、時代とともに急速に変化し、複雑化しています。

また、地域社会とのつながりの希薄化や子育てに関する親の意識の変化などから、親の地域内での孤立や子育てに関する悩みが増えています。

課題

青少年が次世代を担う社会の一員として、自覚と責任を持ち、社会的な自立が実現できる環境づくりや、家庭や学校、地域、関係機関、関係団体が連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進していくことが必要となります。

めざすべき姿

- ・家庭と学校、地域とが連携して、青少年の居場所が地域に設けられ、青少年がのびのびと育つ環境が整っている町
- ・青少年が自らの意志で気軽に地域社会に参加し、充実した生活を送ることができる町

実現のための施策

大施策

青少年健全育成の推進

中施策

A-(1) 健全な育成環境づくり

A-(2) 青少年活動の促進

A-(3) 家庭教育の充実

A-(1) 健全な育成環境づくり

生涯学習推進計画

青少年指導者や関係機関との連携により、健全な育成に向けた環境づくりを推進します。

青少年指導者研修参加延べ人数		
現状値		目標値
6人		12人

有害環境の改善

- ・社会環境実態調査の実施
- ・ファミリー教室の開催
- ・青少年健全育成連絡会の開催

指導者の養成

- ・青少年指導員連絡協議会の開催
- ・青少年指導員研修の実施

情報化社会への対応強化

- ・SNSの適正利用の周知・啓発

A-(2) 青少年活動の促進

生涯学習推進計画

青少年が参加できる事業の拡充を図ります。

青少年関連行事開催数		
現状値		目標値
5回		8回

青少年の活動機会の提供

- ・青少年おもしろ講座の開催
- ・成人式、新成人記念のつどいの開催

青少年活動の支援

- ・青少年おもしろ講座の安全管理
- ・新成人記念のつどいの支援

A-(3) 家庭教育の充実

生涯学習推進計画

ファミリー教室などを開催し、家庭教育に関する情報提供の充実を図ります。

ファミリー教室受講者満足度		
現状値		目標値
85%		90%

家庭教育学級の充実

- ・PTA家庭教育学級への支援

家庭教育に関する情報提供

- ・ファミリー教室の開催



ファミリー教室



成人式

② 前期基本計画（2021年～2025年）

つながりを育む生涯学習の推進

部門 25 生涯学習

現況

「人生100年時代」の到来など社会状況が大きく転換する中、町民一人ひとりが今以上に幸せで豊かな生活を営めるよう、自由に学ぶことができる環境の整備、学習機会や学習情報提供の充実が求められています。

また、人口減少や少子高齢化、地域のつながりが薄れつつある中で、地域に根ざした学びを促進し、学びを通じて地域のつながりを広げていくことが求められています。

課題

「大磯町生涯学習推進計画」及び「大磯町立図書館サービス計画 附 第四次大磯町子ども読書活動推進計画」に基づき、町民ニーズに対応できる多様な学習機会の提供と、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができ、自らが得た知識を地域に還元できる仕組みづくりを推進する必要があります。

めざすべき姿

- ・町民一人ひとりが継承した文化、自然に誇りを持ち、自らの学びの楽しさを伝え、学びが地域に生かされている町
- ・町民一人ひとりが主体的に生涯にわたって、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して、学ぶことができる環境が整っている町
- ・学びを通じて地域に生かす心豊かな人づくり、人とのつながりが広がっている町

実現のための施策

大施策	中施策
生涯学習の環境づくり	A-(1) 生涯学習施設の充実
生涯学習活動の活性化	B-(1) 学習機会・活動の充実
	B-(2) 人材の育成と活用・支援

用語解説

レファレンス機能

利用者の調査・研究に対して、職員が情報あるいは必要とされる資料を提供・回答することによって援助するサービス。

A-(1) 生涯学習施設の充実

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

施設環境を整備し、所蔵資料の充実を図ります。

生涯学習施設来館者数		
現状値		目標値
21.2 万人		21 万人以上

施設環境の整備

- ・生涯学習館の施設・設備の修繕と更新
- ・郷土資料館・旧吉田茂邸（郷土資料館別館）の施設・設備の修繕と更新
- ・図書館の施設・設備の修繕と更新

所蔵資料の充実

- ・郷土資料館の資料収集
- ・図書館の資料収集

学習機能の充実

- ・郷土資料館・旧吉田茂邸（郷土資料館別館）のレファレンス機能*の充実

B-(1) 学習機会・活動の充実

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

ライフステージに合わせた講座の実施により学習機会の提供を図るとともに、講座アンケートを実施し、講座内容の充実を図ります。

各種講座受講者満足度		
現状値		目標値
—		80%以上

世代毎に応じた学習機会の提供

- ・おいそシニア教室の開催
- ・O I S O 学び塾の開催
- ・パソコン講座の開催
- ・郷土資料館展示解説・講座の開催
- ・図書館教養講座の開催
- ・図書館児童文学講演会の開催
- ・児童向け体験教室「本といっしょ」の開催

町民ニーズに対応した講座開催

- ・講座アンケートの実施

B-(2) 人材の育成と活用・支援

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

生涯学習人材登録制度を活用し、活動機会を広げるため講座を開催します。

おはなしボランティア数		
現状値		目標値
54 人		55 人以上

学習指導者の育成推進

- ・生涯学習人材登録制度の周知
- ・神奈川県生涯学習情報システム（PLANETかながわ）の活用
- ・おはなしボランティア養成講座の開催

学習指導者の活用支援

- ・人材活用講座の開催
- ・神奈川県生涯学習情報システム（PLANETかながわ）の活用

学習相談業務の実施

- ・社会教育指導員の配置



古文書裏打ちクラブ



本といっしょの夏休み

部門 26 人権・男女共同参画

現況

人権については多種多様な問題が生じており、互いを思いやる気持ちや人権に対する認識の欠如などを背景とする、国籍や性の多様性（LGBTs*）による差別、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの暴力行為、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やインターネット環境を介した誹謗中傷・差別を助長する表現など、人権侵害が社会問題化しています。

また、ライフスタイルや価値観が多様化し、社会で活躍する女性が増えている中で、性別に関係なく、誰もがあらゆる分野において、平等に参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。

課題

人権に対する啓発活動や人権教育に取り組み、人権意識の高揚や多様性の尊重に向けた人権啓発活動を推進していく必要があります。また、人権侵害や暴力行為などに対し、安心して相談できる体制を整備することも重要となっています。

男女共同参画について理解を深める機会をつくり、性別により区別されない社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進していく必要があります。

めざすべき姿

- ・互いを思いやることを持ち、いかなる人も尊重され、自分らしくくらすことができる町
- ・あらゆる社会環境において、誰もが個性と能力を十分に発揮し活躍している町

実現のための施策

大施策	中施策
人権の尊重	A-(1) 人権教育の推進と擁護体制の充実
男女共同参画社会の実現	B-(1) 男女共同参画意識の推進
	B-(2) 男女共同参画推進体制の充実

■ 用語解説

LGBTs

多様な性的少数者を指す言葉。LGBTはLesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（性別越境者）の頭文字を取った性的少数者の総称のひとつ。

A-(1) 人権教育の推進と擁護体制の充実

生涯学習推進計画

人権に対する意識を高める人権教育を推進するとともに、人権擁護体制の充実を図ります。

人権に関する講演会の参加者数		
現状値		目標値
68 人		70 人

人権教育・啓発の推進

- ・人権教育講演会の開催
- ・人権教育に関する研修への参加
- ・パネル展示の実施

人権擁護体制の充実

- ・人権問題に対する対応状況などの情報収集
- ・定期的な相談窓口の設置

B-(1) 男女共同参画意識の推進

男女共同参画推進プラン

性別により区別されない平等意識の向上を推進します。

男女共同参画講演会の参加者数		
現状値		目標値
31 人		40 人以上

男女共同参画意識の向上

- ・講演会や講座の開催
- ・学校教育や生涯学習活動の場による啓発の実施
- ・広報等を活用した家庭生活における意識向上の推進
- ・性の多様性に関する啓発と理解の促進

B-(2) 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画推進プラン

性別により区別されない環境づくりを推進します。

審議会・協議会への女性参加率		
現状値		目標値
29.0%		40%

まちづくりにおける性別により区別されない社会参画の推進

- ・町の各種審議会や協議会への女性参画の推進
- ・町民活動への女性参画の推進

性別に区別されない社会参画における環境づくり

- ・相談、支援体制の整備
- ・就労や子育て、介護における環境づくりの啓発



人権教育講演会



男女共同参画講演会

② 前期基本計画（2021年～2025年）

先人から引き継いだ文化の継承と活用

部門 27 文化芸術・文化財

現況

町民による文化芸術活動への意識の高まりから、身近な地域で気軽に文化芸術活動に取り組み、活動成果を多くの人へ発表できる場として、おおいそ文化祭とおおいそ美術展を開催しています。歴史、民俗などの貴重な有形文化財や左義長、相模国府祭をはじめとした無形文化財についても、町民との協働体制により、適切な保護や保存及び活用に努めています。また、国府祭は県指定から国指定無形民俗文化財への格上げをめざしています。

旧吉田茂邸は一般公開開始から多くの観覧者を集めており、2024年（令和6年）以降に全面公開される明治記念大磯邸園との連携を見据え、近現代史の知識を深める町として、新たな町の魅力を高めていくことが期待されています。

課題

町民が歴史や文化芸術に親しむことができる場の充実に努め、自主的な文化芸術活動を推進するとともに、各種団体の活動の支援を行っていくことが求められています。また、「大磯町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用した文化財の保存・活用を進め、歴史的建造物等の見学を目的に、二度、三度と町に足を運んでもらえる魅力ある活動を進めていくことが重要です。

めざすべき姿

- ・伝統ある貴重な文化財が適切に保護され、次世代へ引き継がれる環境が整っている町
- ・町民が主体となって地域に根ざした文化芸術活動が活発に行われている町
- ・日本の近現代史を身近にふれることができる町

実現のための施策

大施策	中施策
文化芸術の振興	A-(1) 文化芸術活動の推進
文化財の保護・継承	B-(1) 文化財の保存
	B-(2) 文化財の活用

A-(1) 文化芸術活動の推進

生涯学習推進計画

町民を主体とした活動を支援し、文化芸術活動の振興を図ります。

おおいそ文化祭の参加団体数		
現状値		目標値
26 団体		32 団体

おおいそ文化祭・美術展の開催

- ・おおいそ文化祭運営委員会への支援
- ・開催会場の提供

文化芸術活動への支援

- ・広報活動への支援

公共施設の利活用

- ・公共施設の有効利用・利用促進

文化芸術を鑑賞・体感する機会の提供

- ・展示・ワークショップの開催

B-(1) 文化財の保存

生涯学習推進計画

貴重な文化財を後世へ引き継ぐため指定文化財を指定します。

指定・登録・記録選択文化財件数		
現状値		目標値
52 件		57 件

文化遺産の保存・活用の推進

- ・指定文化財保存管理奨励制度の推進
- ・指定文化財利活用奨励制度の推進

文化財の調査推進

- ・文化財専門委員会議の開催
- ・文化財調査依頼の推進

B-(2) 文化財の活用

生涯学習推進計画

民間活力の導入等により、文化財の活用促進を図ります。

旧吉田茂邸年間観覧者数		
現状値		目標値
38,755 人		49,000 人

文化財の活用促進

- ・旧吉田茂邸と明治記念大磯邸園との連携
- ・歴史的建築物の保存・活用制度による文化財の活用
- ・民間活力を生かした多分野での文化財の活用

郷土を知るための機会の創出

- ・ワークショップの開催
- ・文化財ウォーキングの開催



旧吉田茂邸



おおいそ文化祭



左義長（国指定無形民俗文化財）

部門 28 道路・交通

現況

町内の道路網は、広域的な交通網の役割を担う国道や県道、幹線町道を含め、南北に縦断する道路が少なく、また、道路や道路施設の老朽化が進んでいます。

交通環境については、電車、バス、タクシーなどの公共交通が中心となっており、一部地域の公共交通空白地の解消が求められています。また、交通弱者*や免許返納に係る高齢者、買い物弱者*への対策など、今後増加が見込まれる多様なニーズへの対応が求められています。

課題

誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成をめざし、町内を南北に縦断する新たな広域道路の実現を推し進めていくとともに、道路施設の長寿命化や道路環境の整備を図るため、定期的な点検に基づく計画的な維持管理や改良を行い、安全で快適な道路網を確保する必要があります。

公共交通を活用したネットワークを形成するとともに、地域で格差のない公共交通の充実を図る必要があることから、これからの時代にあった公共交通のあり方を検討するとともに、町民ニーズを踏まえた新たな移動手段を検討する必要があります。

めざすべき姿

- ・道路の安全性・快適性・利便性が確保され、快適に移動できる交通基盤が形成されている町
- ・多様な交通手段が共存し、移動の可能性が広がる交通環境が形成されている町
- ・新たな地域公共交通の導入により、子どもや高齢者、障がい者など誰もが安全で気軽に外出できる環境が整備されている町

実現のための施策

大施策	中施策
道路整備の推進	A-(1) 道路等の安全対策の推進
	A-(2) 道路・橋りょう等の整備
	A-(3) 道路網の整備
快適な交通サービスの形成	B-(1) 地域公共交通の充実

■ 用語解説

交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。

買い物弱者

人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買い物や生活に必要なサービスを受ける機会が十分に提供されない状況に置かれている人。

A-(1) 道路等の安全対策の推進

バリアフリー基本構想

道路拡幅やバリアフリー化等により安全に通行できる環境を整えるとともに、定期的な点検や維持管理により安全性の向上を図ります。

定期点検(2巡目)実施済み橋りょう数(全 69 橋)

現状値		目標値
0 橋		69 橋

狭あい道路の拡幅整備の推進

- ・狭あい道路整備事業の実施

道路等の定期点検の推進

- ・道路ストック定期点検の実施
- ・町民等との連携による道路パトロールの実施

道路施設の維持管理の推進

- ・街路樹や地下道排水ポンプの維持管理の実施
- ・町民等との連携による道路施設維持管理の実施

道路等バリアフリー化の推進

- ・バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の実施

A-(2) 道路・橋りょう等の整備

橋りょう長寿命化修繕計画、道路トンネル長寿命化修繕計画

道路、橋りょう等の計画的な修繕及び整備に取り組みます。

橋りょう長寿命化実施済み橋りょう数(全 69 橋)

現状値		目標値
4 橋		31 橋

道路等の修繕、整備の推進

- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕等の実施
- ・道路トンネル長寿命化修繕計画に基づく修繕等の実施
- ・舗装維持管理計画に基づく修繕等の実施
- ・道路照明灯維持管理計画に基づく修繕等の実施
- ・道路構造物長寿命化修繕計画に基づく修繕等の実施

A-(3) 道路網の整備

まちづくり基本計画

主要幹線道路網の整備・実現に取り組みます。

主要幹線道路構想

現状値		目標値
0 路線		1 路線

他市町にわたる主要幹線道路整備の実現

- ・湘南新道等の実現に向けた要望活動の実施

B-(1) 地域公共交通の充実

地域公共交通総合連携計画

町民と協働し、多様化するニーズに応じた新たな公共交通の導入を図ります。

新たな公共交通サービスの導入数

現状値		目標値
1 件		2 件

新たな公共交通による交通網の整備の推進

- ・新たな公共交通の検討及び導入
- ・補助路線バスの見直し
- ・公共交通ネットワークの構築

② 前期基本計画（2021年～2025年）

地域の特性を生かした産業の活性化

部門 29 産業（農業・漁業・商工業）

現況

本町の産業は、温暖な気候と海や丘陵部などの恵まれた自然環境を生かした農業や漁業が営まれています。農業では耕作放棄地や鳥獣被害の増加、漁業では気候変動等に伴う収入の不安定化など、とりまく環境は厳しさを増しています。また、商工業では小売業を中心とした小規模店が多く立地していますが、産業構造の変化や消費者ニーズの多様化など、急速に経営環境が変化しています。こうした背景や高齢化の影響により、町の産業における担い手・後継者不足が深刻化しています。

課題

社会経済情勢に柔軟に対応した産業の活性化を図るため、農業については、近年、町内外からの新規参入の相談件数が増加傾向にあるため、新規参入者及び法人への支援体制をさらに強化し、生産力の維持・向上を図る必要があります。

漁業については、若手漁業者の育成・確保に努めながら、水産資源の確保に向けて、稚魚の放流を通じた「つくり・育てる」漁業の推進を図る必要があります。

商工業については、多様化する消費者ニーズへの対応をはじめ、後継者及び担い手の育成を図り、経営基盤の強化や経営環境の安定化に向け、地域経済の活力を生み出す基盤を整備する必要があります。

めざすべき姿

- ・農地の集約化と担い手の育成が進み、安定的な農業経営が継続できている町
- ・若手漁業者が生まれ育ち「つくり・育てる」豊かな漁場がつくられている町
- ・意欲的な後継者や担い手が生まれ育ち、元気と活力ある経済活動が行われている町

実現のための施策

大施策	中施策
農業経営基盤の強化	A-(1) 農業を支える基盤整備
	A-(2) 農地の有効活用促進
漁業経営基盤の強化	B-(1) 漁業を支える基盤整備
	B-(2) 水産資源の確保
商工業経営環境の安定化	C-(1) 活力を生む経営基盤の強化

用語解説

人農地プラン

地域農業における生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、各地域・集落における合意形成をもとに中心的担い手への農地集積を促す地域の将来計画。

キャッシュレス決済

クレジットカードや電子マネー、口座振替など現金以外の利用により、支払いを行う決済方法。

A-(1) 農業を支える基盤整備

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、鳥獣被害防止計画

経営基盤の支援と担い手の確保・育成を促進し、農業を支える基盤整備に取り組みます。

新規参入件数		
現状値		目標値
3件		15件 (5年累計)

基盤の整備

- ・農業用排水路、農業用ため池、農道・林道の改善・改良
- ・鳥獣被害対策の強化

担い手確保・育成の促進

- ・担い手の確保と関係機関と連携した指導体制の充実
- ・新規参入者、新規参入法人への技術的、経済的な支援
- ・人農地プラン*に位置づけるべき中心経営体への支援
- ・認定農業者の確保や経営支援の拡充

生産性向上への支援体制の整備

- ・農地集約や圃場整備の促進
- ・農地を確保するための森林整備

A-(2) 農地の有効活用の促進

農業振興地域整備計画

多様な農地の活用を図ることで、適正な農地の保全・再生を図ります。

耕作放棄地面積		
現状値		目標値
17.2ha		15.0ha

農地の保全及び有効活用の推進

- ・耕作放棄地の農地中間管理機構を活用した農地貸借の促進
- ・新規参入者をはじめとする農地貸借希望者へのあっせん
- ・各地区での人農地プランの作成

ふれあい交流による体験型農業の推進

- ・遊休農地を活用した市民農園、滞在型市民農園、観光農園、農業体験の機会の提供
- ・生産者と消費者が交流できる農業の推進

B-(1) 漁業を支える基盤整備

漁業協同組合を支援し、若手漁業者の育成や確保に努め、経営基盤の整備を進めます。

漁業協同組合員数		
現状値		目標値
44者		50者

漁業協同組合の経営安定

- ・漁業協同組合との連携による水産業再生委員会の継続設置
- ・大磯二宮漁業協同組合漁業振興対策補助制度の推進
- ・賑わい交流施設を活用した販路の拡大推進
- ・広域水産業再生委員会設置の促進
- ・漁業近代化資金利子補給事業費補助制度の推進
- ・経営基盤の整備支援

担い手確保・育成の促進

- ・経営の安定と後継者の確保
- ・若手就業者・新規就漁者への支援策の実施

B-(2) 水産資源の確保

稚魚の放流を通じた「つくり・育てる」漁業の推進を図り、資源の確保をめざします。

年間漁獲量		
現状値		目標値
376 t		445 t

水産資源の育成管理

- ・水産資源の育成管理の重要性の啓発
- ・稚魚放流のさらなる促進

漁場の環境保全

- ・不法投棄防止と海岸清掃の実施
- ・漁業関係者等との漁場環境美化活動の普及啓発

C-(1) 活力を生む経営基盤の強化

商工業者の経営基盤の強化、経営の安定化を支援します。

金融対策支援融資利用件数		
現状値		目標値
13件		18件

融資制度等の活用促進

- ・中小企業への融資制度、信用保証料補助制度、金融対策資金利子補給制度等による支援

経営改善指導や相談体制、担い手育成指導の充実

- ・商工会及び金融機関等と連携した創業者及び後継者の育成に対する支援

消費拡大に向けた環境強化

- ・多言語化及びキャッシュレス決済*化等への支援

部門 30 勤労・就業

現況

労働者人口の高齢化、「働き方」の多様化、さらに新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式など、勤労者環境は転換期を迎えています。

また、様々なハラスメントやメンタルヘルスの不調などの新たな社会問題が浮き彫りになっています。勤労者環境の変化に対応した環境整備、就労情報の提供や雇用促進に努めていく必要があります。業界団体や事業者に対しては、労働条件の改善、労働安全衛生対策、福利厚生の実施などの普及啓発を行うことが求められています。

課題

勤労者の勤労意欲を高めるとともに、新しい生活様式を見据えた多様な働き方の選択、働く人が能力を発揮できる環境整備の促進などに取り組む必要があります。働くすべての方を対象に、健康の維持促進や未病対策といった保健福祉等と緊密に連携を図ることが重要となっています。

また、大磯港賑わい交流施設を中心としたみなとオアシスエリアを、町が活性化を図るべき重要な区域として、働く機会や場の創出を推進していく必要があります。

めざすべき姿

- ・新しい生活様式に対応し、ワーク・ライフ・バランスが取れた勤労者環境が整っている町
- ・働く人が能力を生かしながら、心身ともに健康で働くことができる町

実現のための施策

大施策	中施策
就業機会の確保・創出	A-(1) 働く機会や場の創出
勤労者福祉の充実	B-(1) 勤労者の生活環境支援

■ 用語解説

テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務の総称。
ワーケーション	英語のWork（仕事）とVacation（休暇）の合成語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。
シェアオフィス	複数の企業や個人が、オフィス空間や設備などの働く環境を共有するオフィス。

A-(1) 働く機会や場の創出

町内で働く機会や場を生み出します。

多様な働き方への取組み件数		
現状値		目標値
0件		5件

多様な働き方の創出

- ・テレワーク*業務の導入やワーケーション*・シェアオフィス*の促進
- ・柔軟な勤務環境の構築
- ・良好な環境を生かした企業誘致

みなとオアシスの推進

- ・みなとオアシスエリアの活性化
- ・みなとオアシスにおける雇用創出の推進

B-(1) 勤労者の生活環境支援

働く人の就労環境の向上や生活環境の改善を支援します。

勤労者金融対策支援件数		
現状値		目標値
30件		36件

就労情報の提供及び就労条件の改善

- ・関係団体との連携による就労情報の提供
- ・商工会等との連携による就労条件改善の普及啓発

就労者向け融資制度の活用促進

- ・勤労者生活資金融資制度、勤労者住宅資金利子補給制度による支援

労働衛生相談支援

- ・労働衛生相談医の活用の推進



みなとオアシスエリア

大磯港賑わい交流施設
(OISO CONNECT)

就労等に関する情報提供

部門 31 観光

現況

2013 年（平成 25 年）から「新たな観光の核づくり」の地域として、神奈川県からの支援を受け「知ってもらう」「足を運んでもらう」きっかけづくりをはじめ、観光の「核」となる拠点や周遊を促す環境の整備などを進めてきたことにより、2018 年（平成 30 年）には、入込観光客数が 100 万人に達しています。

課題

港工エリアの核となる「大磯港賑わい交流施設」を活用し、町民や来訪者へ地場産の周知啓発、直売機能を活用した地産地消の拡大に取り組むとともに、町民・事業者との協働による催しの開催など、農水産資源を活用したふれあい機能の充実を図る必要があります。

さらに、町内の小規模店の「独自性」や「特別感」の創出等を促進し情報発信や空間づくりなどを高めることにも取り組む必要があります。

本町の恵まれた自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、点である「核」を「食べる・買う・泊まる」という視点でつなぎ、魅力ある「面」としてステップアップさせることで、町内への交流や周遊を通じた消費行動へとつながる機会や場を生み出し、地域経済の循環の向上を図る必要があります。

めざすべき姿

- ・地域特性を生かした産業と地域資源を生かした観光が連携し、活力ある取組みが行われ多彩な観光の取組みと住環境とのバランスがとれている町
- ・地域経済の好循環により「大磯らしい賑わい」が生まれ、「町民の潤い」が持続する町

実現のための施策

大施策	中施策
持続可能な連携と活力の創出	A-(1) 地域資源の保全と充実
	A-(2) 計画的な観光の振興
	A-(3) 元気が出る経営環境の創出

■ 用語解説

ビジネスマッチング

資金や人材、製造先・販売先等の取引先といった自社の不足資源を得るための相手方と引き合わせることに。

A-(1) 地域資源の保全と充実

大磯らしい潤いづくり計画

地域資源及び観光施設の保全と充実を進めます。

入込観光客数		
現状値		目標値
97.9 万人		100 万人以上

民間活力による施設の管理運営

- ・指定管理者制度などを活用した嶋立庵、旧島崎藤村邸、ポートハウス等がさき、大磯港賑わい交流施設の利活用の推進

地域資源及び観光施設の保全と充実

- ・多目的な海岸の活用
- ・地域資源の発掘と保全、観光施設の維持及び充実、観光客への防災対策の充実
- ・来訪者目線での情報の発信及び啓発、受入れ体制の構築

A-(2) 計画的な観光の振興

大磯らしい潤いづくり計画

通年誘客及び地域経済の形成に向けて「大磯らしい潤いづくり」を促進します。

繁閑差率		
現状値(H30)		目標値
36%		50%以上

魅力の発信及び周知活動

- ・観光協会及び商工会をはじめ、関係団体等との連携の強化

民間資本及び団体等による事業の展開

- ・通年での誘客に向けた事業への支援
- ・大磯らしい賑わいを生み出す協働組織づくりへの支援

A-(3) 元気が出る経営環境の創出

大磯らしい潤いづくり計画

地域特性を生かした働く場や活力の創出を支援します。

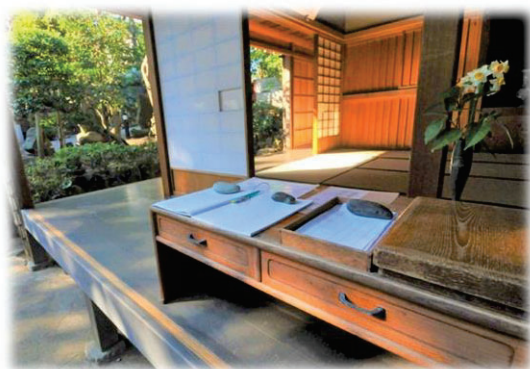
町内事業者数		
現状値		目標値
1,259 件		1,259 件

地域資源を生かした産業の創出

- ・農業、漁業、商工業、観光の連携促進
- ・第1次産業と連携した6次産業化への支援
- ・農水産物や加工品、新商品及びサービスの開発、PR支援

販路拡大に向けた流通環境の充実

- ・商工会及び金融機関等によるビジネスマッチング*等に対する支援
- ・地域ブランド認証による高付加価値化への支援
- ・ICTを活用した販路開拓・拡大への支援
- ・賑わい交流施設やイベントとの連携による出店の促進



嶋立庵



地域資源を生かした新商品開発

② 前期基本計画（2021年～2025年）

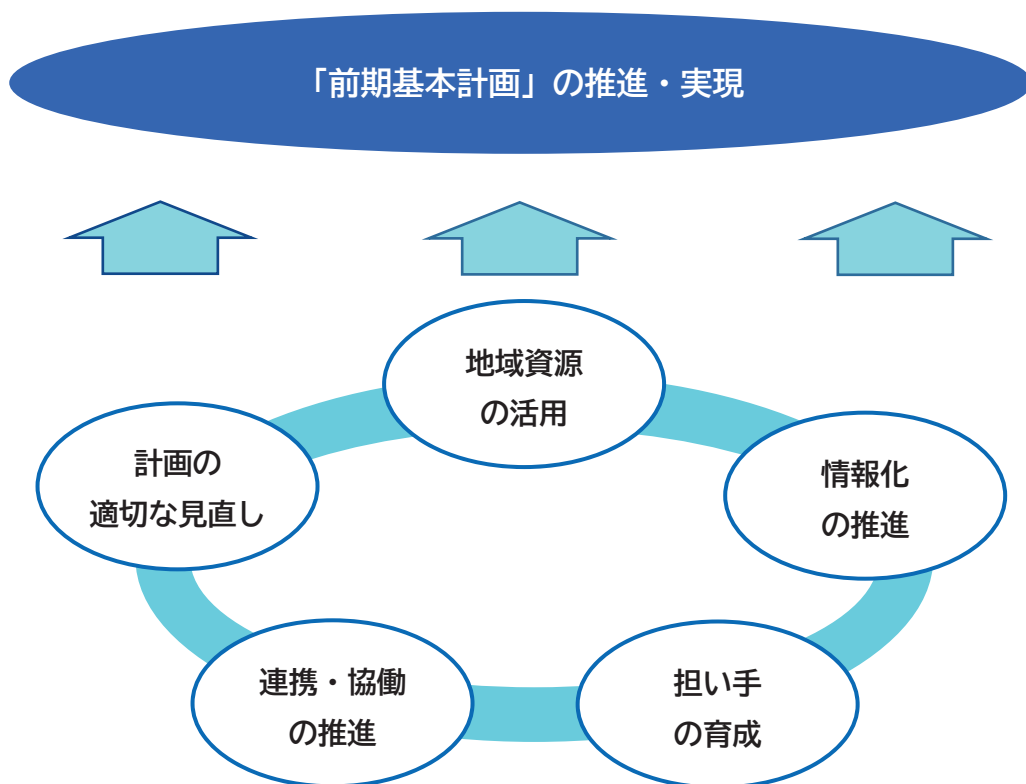
❖ 6 実現化方策（計画の推進に向けて）

基本計画の「重点プロジェクト」や「部門別計画」を推進し、実現していくための「進め方の方針」として、基本理念を考慮しつつ、次の5つの実現化方策を設定します。

【実現化方策】

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 地域資源の活用 | 【自然、歴史・文化、環境】 |
| 2 情報化の推進 | 【情報化・ICT化】 |
| 3 担い手の育成 | 【コミュニティ】 |
| 4 連携・協働の推進 | 【協働、ネットワーク】 |
| 5 計画の適切な見直し | 【行財政運営】 |

5つの実現化方策は、計画を推進していくために必要となる共通の基盤であるとともに、計画を実現していくエンジンでもあります。また、5つの実現化方策が相互に連携することで相乗効果を生み出し、成果を高めていくことをめざします。



1 地域資源の活用 【自然、歴史・文化、環境】

(1) 魅力の向上

自然や歴史・文化、環境といった地域資源を大切に守りながら町民とともに磨くことで、新たな価値を創出するとともに大磯ならではの魅力をさらに高めます。

(2) 地域資源の再発見

町内外や世代を超えた様々な人たちが多角的な視点から、大磯が有する「ヒト・コト・モノ」といった多様な地域資源を掘り起こしていきます。

(3) 価値を高めるネットワークの形成

地域資源から生み出される価値を地域の活動や活力へと還元しながら、新たな地域資源を創出し、つなげ育むネットワークの形成を進めます。

2 情報化の推進 【情報化・ICT化】

(1) 情報へのアクセスの向上

公共公益的な場所での受発信など、ICT技術なども活用して情報へのアクセスを容易にし、新しいライフスタイル・ワークスタイルの普及や交流を促進します。

(2) 情報の共有

町民、行政、事業者の連携に向け、多様な伝達手段による双方向的な情報の受発信体制を高め、適切な情報共有を推進します。

(3) 情報の活用

地域や行政などの情報を活用することにより、町民や団体などの交流のきっかけや活動の広がりへと発展させ、継続的なまちづくりの取組みへとつなげていきます。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

3 担い手の育成 【コミュニティ】

（１）活動の担い手づくり

既存の団体や組織に加えて、個人でも気軽に参加できる場や機会を創出していきながら、まちづくりの担い手を幅広く育成していきます。

（２）新たな人材の発掘

働き方の多様化により時間的余裕のできた世代や、町外の住民や事業者なども含め、計画を推進する中で新たな人材の発掘を進めます。

（３）地域活動の推進

地域活動と連動した取組みを推進し、実施過程で得られた成果や経験などを地域と共有することで、地域活動の推進につながる取組みをめざします。

4 連携・協働の推進 【協働、ネットワーク】

（１）町民、事業者との連携と協働

産業振興などの行政だけでは推進が難しい分野をはじめ、原則として町民、行政、事業者の連携や協働により取組みの推進を図ります。

（２）人的ネットワークの形成

課題やテーマに基づく多様なネットワークを形成することにより、町民、行政、事業者の良好な信頼関係や協力関係を築くことで、取組みの広がりや継続性の向上を図ります。

（３）新たな活動や価値の創出

連携と協働を通じて生まれる関係やネットワークの中から、新たな活動や価値を創出し、より効果的な取組みの実現につなげていきます。

5 計画の適切な見直し 【行財政運営】

(1) 適切な評価と検証

町民が安全安心にいきいきとくらすことができるように、持続可能なまちづくりの視点から適切な評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら成果を高めていきます。

(2) 組織横断的な実施体制

組織横断的に計画の推進を図るとともに、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応したマネジメントができる庁内体制を構築します。

(3) 職員意識の醸成

計画の実現のため、職員一人ひとりの政策立案思考や能力を高めるとともに、効果的・効率的な施策展開を可能とする職員の質・能力の向上を図ります。

② 前期基本計画（2021年～2025年）

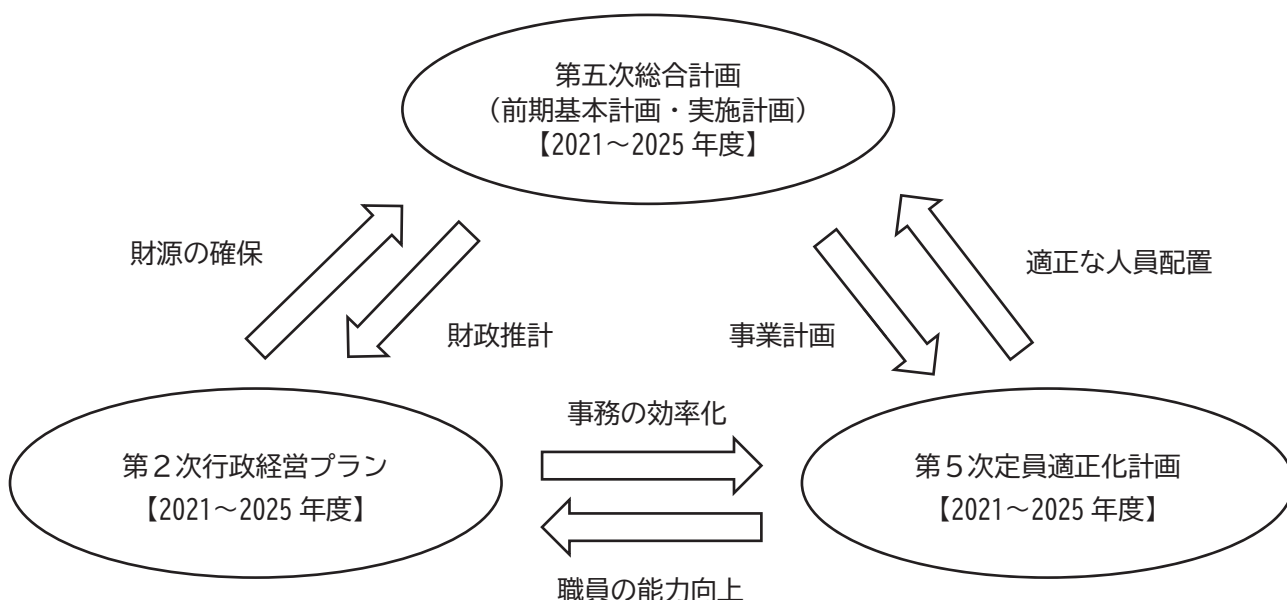
❖ 7 実効性の向上

日本の景気動向は、景気回復局面が2018年（平成30年）10月で途切れ、景気後退に入ったとされており、以降は世界経済の減退や新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの見えない不安定な状況が続いています。さらに、人口減少・少子・超高齢社会の進行による人口構成の変化により、歳入面では町税収入の減少、歳出面では社会保障関連経費の増加など、厳しい財政状況に置かれることが見込まれています。

本計画期間中においては、現時点で想定する歳出事業費に対して、歳入においては、町税や使用料・手数料といった自主財源はもとより、地方交付税や国県支出金、町債などの依存財源も含め想定できるあらゆる財源を見込んでいますが、毎年財源不足が生じる見通しとなっています。

また、人口構成の変化は経済動向やまちづくりなどにも様々な影響をもたらし、これらの課題に立ち向かうためには、総合計画に基づく各施策を着実に推進していくことが必要です。

「第五次総合計画前期基本計画」においては、計画期間中に見込まれる財源不足の解消をめざす「第2次行政経営プラン」を推進するとともに、「第5次定員適正化計画」の推進により職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に継続して提供することで、総合計画の実施体制確保に向けた施策を推進し、実効性の向上を図っていきます。



【参考】計画期間中の財政見通し（一般会計）

重点プロジェクトに掲げる町民一人ひとりの「あなただけの大磯らしいライフスタイル」を実現するためには、本計画に位置づける施策を着実に推進していくことが不可欠であり、計画期間中に見込まれる財源不足を解消しなければなりません。本計画では、この財源不足を財源確保目標額としてとらえ、行政改革の観点から既存事業の見直しなどによる経常経費の削減や受益者負担の適正化、さらには町税の徴収体制の強化などにより財源の確保に努めます。

（単位：千円）

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	自主財源	5,537,000	5,544,000	5,533,000	5,481,000	5,470,000
	町税	4,645,000	4,747,000	4,736,000	4,681,000	4,670,000
	使用料・手数料ほか	892,000	797,000	797,000	800,000	800,000
	依存財源	3,777,000	3,636,000	3,662,000	3,689,000	3,717,000
	地方譲与税ほか	663,000	663,000	663,000	664,000	664,000
	地方交付税	695,000	680,000	665,000	650,000	635,000
	国・県支出金	1,859,000	1,712,000	1,731,000	1,750,000	1,771,000
	町債	560,000	581,000	603,000	625,000	647,000
	歳入合計	9,314,000	9,180,000	9,195,000	9,170,000	9,187,000

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳出	義務的経費	5,087,000	5,085,000	5,105,000	5,102,000	5,124,000
	人件費	2,498,000	2,479,000	2,445,000	2,450,000	2,457,000
	扶助費	1,854,000	1,883,000	1,914,000	1,945,000	1,978,000
	公債費	735,000	723,000	746,000	707,000	689,000
	投資的経費	673,000	530,000	530,000	530,000	530,000
	普通建設事業費ほか	673,000	530,000	530,000	530,000	530,000
	物件費	1,467,000	1,485,000	1,497,000	1,493,000	1,502,000
	繰出金	1,762,000	1,745,000	1,754,000	1,797,000	1,842,000
	その他の経費	818,000	814,000	814,000	714,000	714,000
	歳出合計	9,807,000	9,659,000	9,700,000	9,636,000	9,712,000

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財源確保目標額	493,000	479,000	505,000	466,000	525,000

【歳入】 自主財源：自主的に歳入することができる財源

依存財源：国や県などから交付される財源

【歳出】 義務的経費：経常的に支出が義務付けられている経費

投資的経費：社会資本整備などの支出効果が長期にわたる経費（総合計画前期基本計画実施計画事業を見込む）

その他の経費：義務的経費、投資的経費、物件費、繰出金以外の経費（補助費等、維持補修費など）

【財源確保目標額】 行政改革などの取組みによる歳入確保と歳出削減で確保しなければならない目標額

【推計条件】 ・2020年（令和2年）10月時点で想定できるあらゆる歳入・歳出を見込み、直近の実績及び税制改正等を加味して補正

・原則として町負担の発生しない事業は推計には含めない

（国勢調査事業費、国・県選挙費、明治記念大磯邸園整備事業費など）

❖ 1 大磯町第2期人口ビジョン

(1) 大磯町第2期人口ビジョンの位置づけ

「大磯町人口ビジョン」は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえ、大磯町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、大磯町における地方人口ビジョンとなります。

大磯町では、2016年（平成28年）に「大磯町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、人口減少の抑制、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成に向けて、各種施策を講じてきました。

「大磯町第2期人口ビジョン」は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が2019年（令和元年）12月に改訂されたことを受け、大磯町における直近の人口動態や社会経済情勢の変化を考慮したうえでの見直しを行い、2060年（令和42年）までの40年間を展望する新たな地方人口ビジョンとするものです。

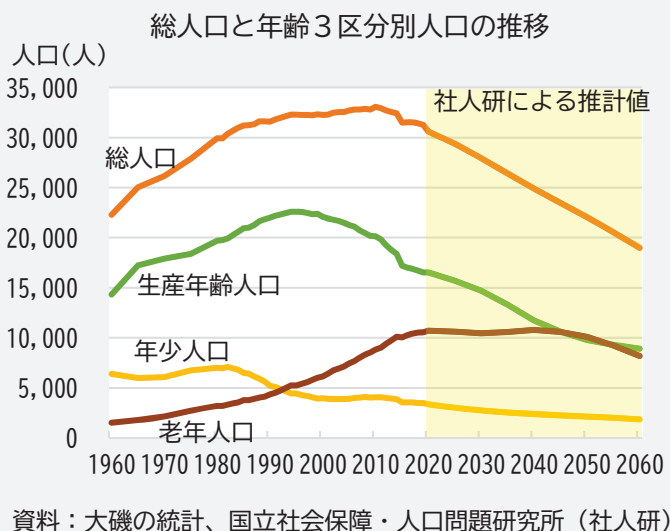
(2) 人口の現状分析

■ 人口減少期に突入

大磯町の人口は、2010年（平成22年）に頂点に達し、それ以降は緩やかに人口が減少しています。一般的に人口減少は、3つの段階を経て進行するとされており、大磯町は第1段階にあると考えられます。

【参考：人口減少の3段階】

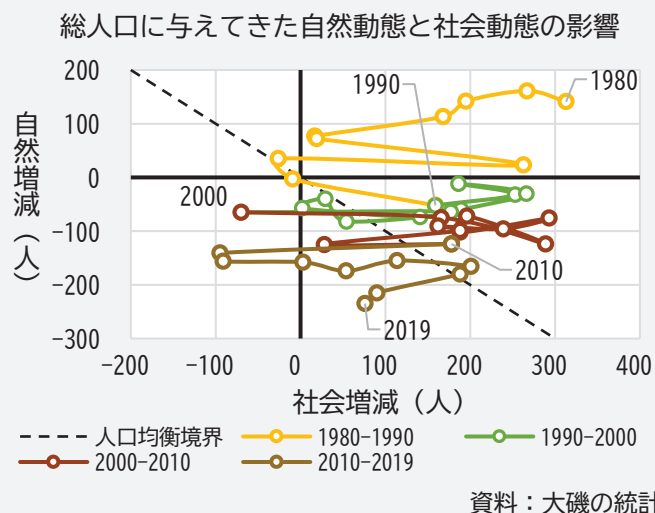
- 第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）
- 第2段階：老年人口の維持・微減
- 第3段階：老年人口の減少



■ 自然減の拡大が人口減少の主要因

1980年代は自然動態（出生と死亡による増減）・社会動態（転入と転出による増減）ともに自然増・社会増の傾向にありましたが、1990年代・2000年代は自然動態が徐々に減少に転じ、人口増加のスピードが緩くなってきました。2010年代に入ると、さらに自然減が進むとともに、社会増も縮小したことで、人口均衡境界を下回る状況となっています。

自然動態の減少量が拡大したことが人口減少の主要因となっています。

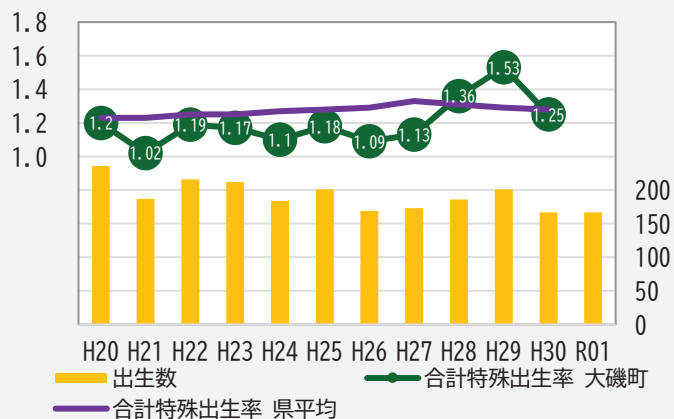


■ 合計特殊出生率に回復の兆し

合計特殊出生率は、2014 年（平成 26 年）における 1.09 から、「大磯町人口ビジョン・総合戦略」に基づく様々な子育て支援施策の実施によって 2017 年（平成 29 年）には 1.53 にまで上昇しています。

また、大磯町の人口規模では単年度の数値だけでは変動が大きくなる傾向にありますが、直近の5年間の平均値（1.27）と、さらに前の5年間の平均値（1.13）を比較しても、近年は回復の兆しが見えています。

出生数（右軸）と合計特殊出生率（左軸）の推移



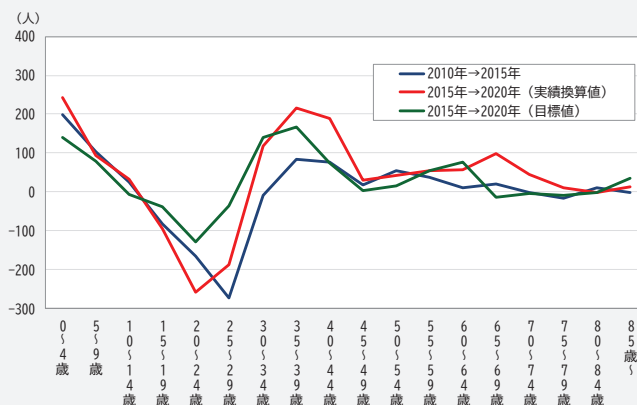
資料：神奈川県衛生統計年報

■ 子育て世代の社会増を背景に、社会増減は好転

直近5年間の実績（2015 年→2020 年：赤線）と、さらに前の5年間の実績（2010 年→2015 年：青線）との比較では、一部の年齢階層を除き、社会動態（転入と転出による増減）の推移は上向いている傾向があります。

増加が顕著なのは 30 歳代～40 歳代前半までの子育て世代の社会増であり、これに伴い 14 歳未満の子どもの社会増も見られています。一方で、10 歳代後半～20 歳代は依然として転出超過の状況が続いています。

年齢階級別社会増減の状況



資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告

（3）人口の将来展望

■ めざすべき将来の方向

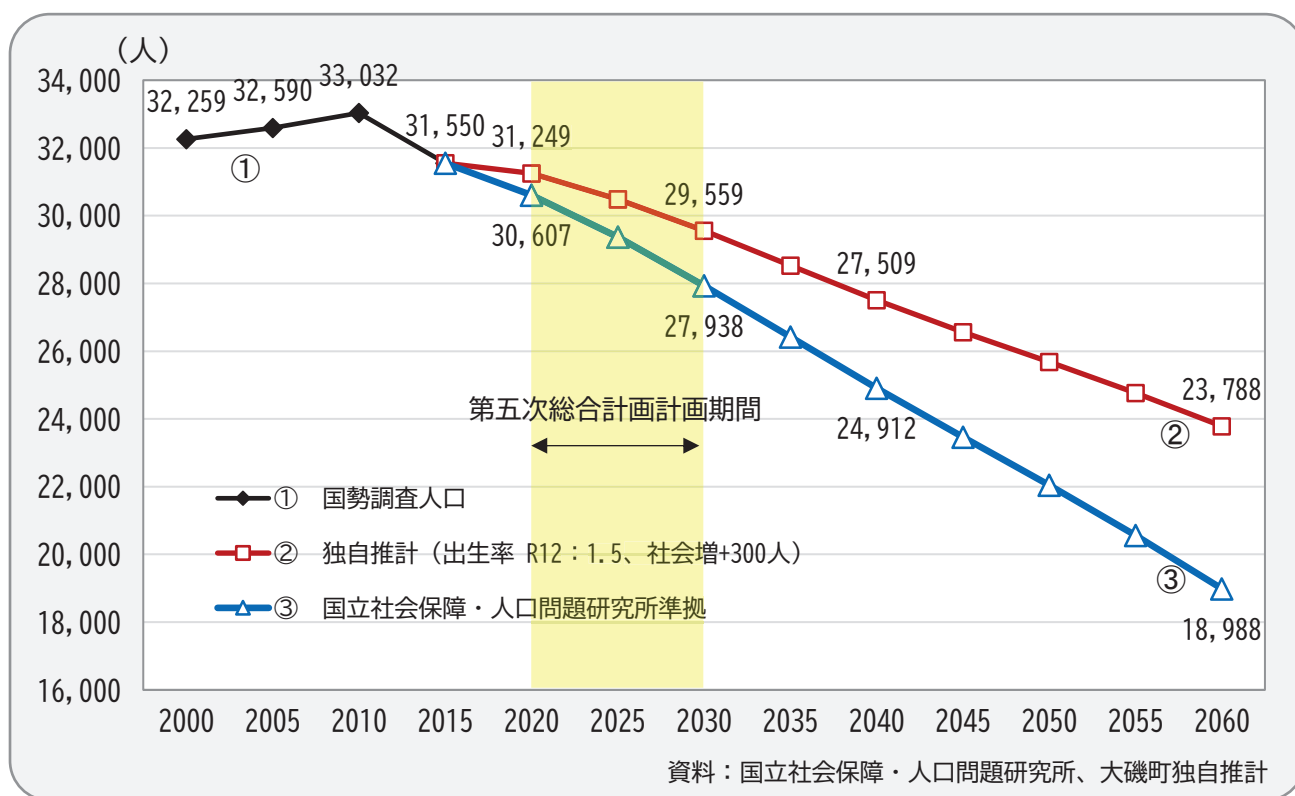
大磯町の合計特殊出生率は直近5年間の平均で 1.27 と、県の平均値に回復しつつあります。しかしながら、国がめざす 1.8 や 2.07 といった目標値を短期的に達成するのは非常に困難であるため、当面の目標として 2030 年（令和 12 年）までに直近5年間の最高値である 1.5 まで向上させ、以降もその水準を維持することをめざします。

2030 年（令和 12 年）までに合計特殊出生率を 1.5 に。それ以降も 1.5 を維持

「大磯町人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計による 300 人程度の社会増に加え、さらに 300 人の社会増をめざしていましたが、目標を上回る推移が見られています。子育て世代の社会増が多いという特色をより前進させていくとともに、10 歳代後半～20 歳代の転出抑制などを図ることで、引き続き推計値から 300 人の社会増となることをめざします。

社人研推計の純移動率に加え、5年間で 300 人の社会増をめざす

将来目標人口



(1) 推計方法

- 基準人口：平成 27 年国勢調査の人口を使用
- 推計方法：コーホート要因法*を採用

(2) 推計条件

図中「②独自推計」の推計条件

- 合計特殊出生率：2030 年（令和 12 年）までに合計特殊出生率を 1.5 に上昇、それ以降も 1.5 を維持
- 生残率：国立社会保障・人口問題研究所準拠の数値を適用
- 純移動率：国立社会保障・人口問題研究所準拠の純移動率に加え、5 年間で 300 人の社会増を見込む

図中「③国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件

- 合計特殊出生率：2015 年（平成 27 年）の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と大磯町の子ども女性比との比をとり、その比がおおむね維持されるものと仮定。
- 生残率：55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と神奈川県 の 2010→2015 年（平成 22→27 年）の生残率の比から算出される生残率を県内市町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて、神奈川県と大磯町の 2000→2010 年（平成 12→22 年）の生残率の比から算出される生残率を適用。
- 純移動率：2010～2015 年（平成 22～27 年）の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040 年（令和 22 年）以降も継続すると仮定。

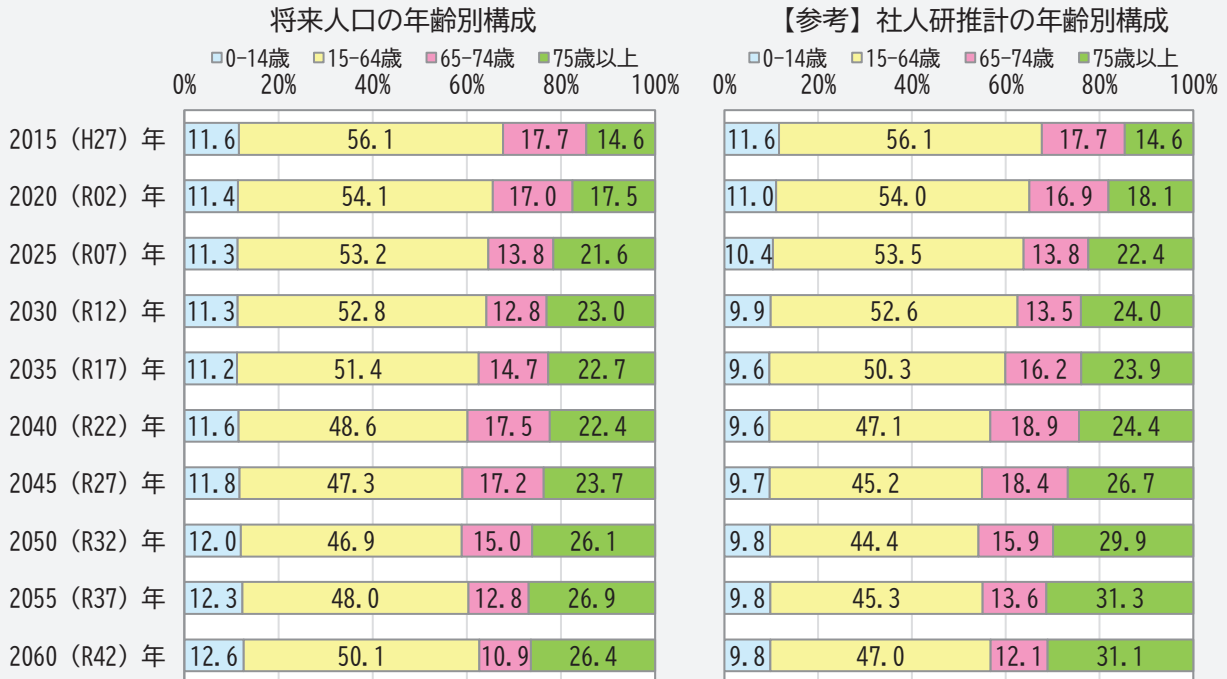
■ 用語解説

コーホート要因法

コーホートとは、一定期間に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）に基づいて人口の変化を推計する方法をいう。コーホートの人口は、死亡数と移動数によって変化し、コーホートの発生は出生による。そのため、将来における人口を推計するためには、①合計特殊出生率、②出生性比、③生残率、④純移動率という 4 つの仮定値を設定する必要がある。

独自推計に基づく分析結果

将来人口推計と国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計の年齢別人口構成比の比較



資料：国立社会保障・人口問題研究所、大磯町独自推計

■ 合計特殊出生率の上昇と転入促進により一定の人口規模を維持

合計特殊出生率を2030年（令和12年）までに1.5に上昇させることで、出生数の増加をめざすとともに、5年間で300人の社会増をめざすことで、2060年（令和42年）時点での人口は国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計結果に比べ、5,000人弱多く、2015年（平成27年）比では75%の人口を維持できます。

■ 社会を支える生産年齢人口を維持

社会の中核を担う生産年齢人口比率は2050年（令和32年）には46.9%に低下するものの、その後回復し、2060年（令和42年）には50%を上回るものと推計されます。

■ 将来の大磯町を担う子どもの比率を維持

子どもの多寡は、地域の活力にも大きく影響しますが、0～14歳の年少人口比率は11～12%台で推移し、2035年（令和17年）以降は上昇傾向が続くものと推計されます。

■ 高齢者人口比率は最大で41.1%に

65歳以上の高齢者人口比率は、2050年（令和32年）の41.1%をピークに減少に転じるものと推計され、国立社会保障・人口問題研究所準拠のピークに比べると4.7ポイント低く抑えられます。75歳以上では、2055年（令和37年）の26.9%がピークであり、国立社会保障・人口問題研究所準拠の31.3%に比べて4.4ポイント低減されます。

❖ 2 主な個別計画体系

第五次総合計画（基本構想・前期基本計画）	行財政	Ⅱ14 行政経営プラン（政策課・財政課）
		Ⅱ14 公共施設等総合管理計画（総務課）
	安全・安心	I 1 国民保護計画（危機管理課）
		I 1 地域防災計画（危機管理課）
		I 1 Ⅲ20 耐震改修促進計画（都市計画課）
	環境	Ⅲ15, 16, 17 環境基本計画（環境課）
		Ⅲ17, 18 一般廃棄物処理基本計画（環境課）
		Ⅲ18 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（環境課）
		Ⅲ17 公共下水道全体計画（下水道課）
	都市・交通	I 1 Ⅲ19, 20, 21 V28 まちづくり基本計画（都市計画課）
		I 3 交通安全計画（町民課）
		Ⅲ15 明治記念大磯邸園基本計画（都市計画課）
	産業	V29 農業振興地域整備計画（産業観光課）
		V29 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（産業観光課）
		Ⅲ15 森林整備計画（産業観光課）
		Ⅲ15 V29 鳥獣被害防止計画（産業観光課）
		V31 大磯らしい潤いづくり計画（産業観光課）
	健康・福祉	I 6, 11 国民健康保険データヘルス計画（町民課）
		I 4, 5, 6, 10, 11 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（福祉課）
		I 4, 9 障がい者福祉計画（福祉課）
		I 4, 6, 7 けんこうプラン大磯（スポーツ健康課）
		I 6 新型インフルエンザ等対策行動計画（スポーツ健康課）
	子育て	I 4 IV22 子ども笑顔かがやきプラン（子育て支援課）
	教育	IV23 教育大綱（政策課・学校教育課）
		IV23 学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針（学校教育課）
		I 4 IV23 いじめ防止基本方針（学校教育課）
	学生生涯	I 4, 5 IV24, 25, 26, 27 生涯学習推進計画（生涯学習課）
	分野横断	I 4 IV26 男女共同参画推進プラン（町民課）
		I 6 自殺対策計画（スポーツ健康課）

II 14	人材育成基本方針（総務課）
II 14	定員適正化計画（総務課）
II 14	町税等滞納削減のための行動プラン（税務課）
II 14	公共施設等第1期個別施設計画（総務課）
III 15	運動公園施設長寿命化計画（都市計画課）
V 28	橋りょう長寿命化修繕計画（建設課）
V 28	道路トンネル長寿命化修繕計画（建設課）
V 28	舗装維持管理計画（建設課）
V 28	道路照明灯維持管理計画（建設課）
V 28	道路構造物長寿命化修繕計画（建設課）

III 15, 19	緑の基本計画（都市計画課）
III 15, 21	景観計画（都市計画課）
I 8 III 20 V 28	バリアフリー基本構想（都市計画課）
V 28	地域公共交通総合連携計画（都市計画課）

IV 25	図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画（図書館）
-------	------------------------------

※「大磯町」「大磯」等は計画等の名称から省略しています。

❖ 3 S D G s（持続可能な開発目標）

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2001年（平成13年）に策定されたMDG s（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。『S D G sがめざす目標と今後町がめざすまちづくりとは方向性を共有するものである』ことから、重点プロジェクト（P18～P25）、部門別計画の各柱（P26～P89）に関連するS D G sの目標を記載しています。

※資料 国際連合広報センター、外務省

1 貧困をなくそう 	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	2 飢餓をゼロに 	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	3 すべての人に健康と福祉を 	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに 	【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう 	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	6 安全な水とトイレを世界中に 	【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	8 働きがいも経済成長も 	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10 人や国の不平等をなくそう 	【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。	11 住み続けられるまちづくりを 	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	12 つくる責任 つかう責任 	【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を 	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	14 海の豊かさを守ろう 	【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	15 陸の豊かさを守ろう 	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16 平和と公正をすべての人に 	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	17 パートナシップで目標を達成しよう 	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

❖ 4 策定経過

(1) 総合計画審議会

○ 総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	備考
○ 成田 康昭	立教大学	会長
○ 山岡 義卓	神奈川大学	
濱名 三代子	大磯町教育委員会	平成29年度
○ 長嶋 徹	大磯町教育委員会	平成30年度～
○ 戸塚 昭雄	大磯町農業委員会	
○ 尾白 佳隆	大磯町区長連絡協議会 東海大学	平成29年度 平成30年度～
○ 西ヶ谷 修司	大磯町区長連絡協議会	平成30年度～
竹内 京三	大磯町社会福祉協議会	平成29年度～平成30年度
依田 勝也	大磯町社会福祉協議会	令和元年度
○ 小林 淳子	大磯町社会福祉協議会	令和2年度～
吉川 喜徳	大磯町商工会	平成29年度
○ 佐藤 一樹	大磯町商工会	平成30年度～
○ 大倉 祥子	大磯町観光協会	
○ 加藤 孝	大磯二宮漁業協同組合	
○ 奥野 和夫	大磯町消防団	
古川 環	大磯町立学校PTA連絡協議会	平成29年度
○ 鈴木 一成	大磯町立学校PTA連絡協議会	平成30年度～
○ 船瀬 裕康	公募町民	
秋山 和紀	中南信用金庫	平成29年度
岡崎 良介	中南信用金庫	平成30年度
○ 小清水 吉宏	中南信用金庫	令和元年度～
○ 名久井 啓祐	株式会社 湘南ジャーナル社	

※現任の委員は氏名の前に『○』を表示しています。

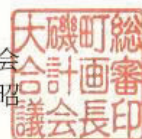


総合計画審議会会長から町長へ答申手交

○ 第五次総合計画基本構想（素案）答申

令和2年7月6日

大磯町長 中 崎 久 雄 殿

大磯町総合計画審議会
会 長 成 田 康 昭

大磯町第五次総合計画基本構想（素案）について（答申）

令和2年4月30日付け、磯政第7号にて諮問を受けた「大磯町第五次総合計画基本構想（素案）」について、当審議会において慎重に審議した結果、社会経済情勢や町民等の意見が十分に考慮されており、その内容はおおむねふさわしいものと評価し、ここにその旨を答申します。

なお、基本計画及び実施計画の策定並びに計画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されるよう要望します。

記

1 まちの将来像について

まちの将来像として掲げる「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をめざし、自然や歴史・文化といった特色を磨き上げるとともに、大磯ならではの取り組みを進め、まちの魅力をより輝かせるようなまちづくりに努めること。

2 社会経済情勢について

変化の激しい時代にあって、社会や価値観などが大きく変わろうとしていることから、新たな行政需要や想定を超えるような事態にも柔軟に適應できる実施体制を構築すること。

3 将来人口について

全国的に進行する少子高齢化への対応は喫緊の課題であり、将来人口で掲げる目標の達成に向けて若い世代に選ばれる町となるよう、時代に即した積極的な施策を展開すること。

4 あらゆる主体の力を生かすまちづくり

計画策定過程において町民等からもまちづくりに前向きな意見が多くみられており、町民をはじめとする町に関わるあらゆる主体が連携・協働し、その活力を生かせるよう留意すること。

5 町民等意見について

これまでの策定経過の中で得られた町民の皆さんからの貴重な意見や提案、また、当審議会の審議を十分に踏まえ、基本計画や実施計画を策定すること。

以上

○ 第五次総合計画前期基本計画（素案）答申

令和2年12月25日

大磯町長 中 崎 久 雄 殿

大磯町総合計画審議会
会 長 成 田 康 昭



大磯町第五次総合計画前期基本計画（素案）について（答申）

令和2年11月2日付け、磯政第38号にて諮問を受けた「大磯町第五次総合計画前期基本計画（素案）」について、当審議会において慎重に審議した結果、社会経済情勢や町民等の意見が十分に考慮されており、その内容はおおむねふさわしいものと評価し、ここにその旨を答申します。

なお、基本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されるよう要望します。

記

1 時代の潮流に合わせたまちづくりについて

近年は社会経済情勢が変化していく速度は加速しており、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、今後も予測のできない変化が起こることも否定できない状況にある。「人口減少・少子・超高齢社会への適応」と「定住人口の安定化」という前期基本計画の目的が達成できるよう、社会の変化に柔軟に対応しながら実現をめざすこと。

2 計画の周知について

今後の人口減少・少子・超高齢社会の中では、町民、行政、事業者の一人ひとりが力を出し合いながらまちづくりを進めていく必要があるため、町民にも分かりやすい言葉や方法で計画内容の十分な周知を行い、まちづくりの方針の共有に努めること。

3 計画の実施体制について

本計画で位置付けた各施策を着実に推進していくため、町の財政状況等の見通しを考慮しながら必要な財源の確保に努めるとともに、計画を実行していくことのできる体制を整え、全ての部署の横断的な連携により各施策が連動して効果が発揮できるよう努めること。

4 前期基本計画の実現に向けて

前期基本計画の策定過程の中で得られた貴重な意見や提案、また、当審議会での審議を十分に踏まえるとともに、引き続き町民等の意見やニーズなどを積極的に把握しながら、実施計画及び分野別の個別計画において具体化し、今後の取り組みへの反映に努めること。

以上

(2) 策定の経過

年度	日付	内容	分類
平成30年度	11月2日	第1回総合計画審議会（策定方針（たたき台）の意見聴取）	審議
	11月8日	第8回政策会議（策定方針の政策決定）	庁内
	11月30日	総務建設常任委員会協議会（策定方針の報告）	議会
	1月28日	町長と大磯中学校生徒会との意見交換会（参加者11名）	町民
	1月29日	町長と国府中学校生徒会との意見交換会（参加者6名）	町民
	3月15日 ～28日	町民アンケート調査（対象1,500件、回収447件） 転入者アンケート調査（対象500件、回収191件）	町民
	3月25日	第2回総合計画審議会（策定方針の報告、意見聴取）	審議
令和元年度	7月6日～ 10月26日	卓話集会（10年後の大磯町を考えよう～次期総合計画の策定に向けて～） （町内24地区、参加者延べ400名）	町民
	10月6日	第1回ワークショップ（参加者17名）	町民
	10月20日	第2回ワークショップ（参加者8名）	町民
	10月30日	第1回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告、意見聴取）	審議
	11月3日	第3回ワークショップ（参加者12名）	町民
	11月17日	第4回ワークショップ（参加者13名）	町民
	11月27日	町内活動団体との意見交換会（体育協会、参加者11名）	町民
	12月10日	町内活動団体との意見交換会（商工会、参加者11名）	町民
	12月12日	町内活動団体との意見交換会（大磯小学校PTA役員、参加者10名）	町民
	1月11日	第五次総合計画町民報告会（参加者16名）	町民
	1月14日	町内活動団体との意見交換会（消費者の会、参加者9名）	町民
	1月15日	第1回総合計画策定委員会（基本構想（素案）の検討）	庁内
	1月20日	第13回政策会議（基本構想（素案）の協議）	庁内
	1月21日	町長と大磯中学校生徒会との意見交換会（参加者8名）	町民
	1月29日	第2回総合計画審議会（基本構想（素案）の意見聴取）	審議
	1月31日	総務建設常任委員会協議会（計画策定の進捗状況の報告）	議会
	2月5日	町長と国府中学校生徒会との意見交換会（参加者6名）	町民
	2月19日	町内活動団体との意見交換会（観光協会、参加者17名）	町民
	3月17日	第2回総合計画策定委員会（基本構想（素案）の検討）	庁内
	3月26日	第3回総合計画審議会（基本構想（素案）の意見聴取）	審議

年度	日付	内容	分類
令和2年度	4月7日	第3回総合計画策定委員会（基本構想（素案）の検討）	庁内
	4月14日	第1回政策会議（基本構想（素案）の政策決定）	庁内
	4月24日	総務建設常任委員会協議会（基本構想（素案）の報告）	議会
	4月30日	第1回総合計画審議会（書面開催）（基本構想（素案）の諮問）	審議
	5月1日～ 6月1日	パブリックコメント（基本構想（素案）についての意見募集） （意見提出者7名、意見19件）	町民
	7月6日	第2回総合計画審議会（基本構想（素案）への答申）	審議
	7月7日	第4回総合計画策定委員会（基本構想（素案修正案）、前期基本計画の検討）	庁内
	7月14日	第6回政策会議（基本構想（案）の政策決定）	庁内
	8月4日	第5回総合計画策定委員会（基本構想（案）の報告、前期基本計画の検討）	庁内
	8月17日	総務建設常任委員会協議会（基本構想（案）の報告）	議会
	9月1日	9月定例会（基本構想の提案）	議会
	9月3日	総務建設常任委員会（基本構想の審議）	議会
	9月29日	9月定例会（基本構想の可決）	議会
	10月6日	第6回総合計画策定委員会（前期基本計画（素案）の検討）	庁内
	10月19日	第10回政策会議（前期基本計画（素案）の政策決定）	庁内
	10月29日	総務建設常任委員会協議会（前期基本計画（素案）の報告）	議会
	11月2日	第3回総合計画審議会（前期基本計画（素案）の諮問）	審議
	11月2日～ 12月1日	パブリックコメント（前期基本計画（素案）についての意見募集） （意見提出者6名、意見22件）	町民
	12月25日	第4回総合計画審議会（前期基本計画（素案）への答申）	審議
	1月5日	第7回総合計画策定委員会（前期基本計画（素案修正案）の検討）	庁内
	1月12日	第14回政策会議（前期基本計画（素案修正案）の報告）	庁内
	1月21日	総務建設常任委員会協議会（前期基本計画（素案修正案）の報告）	議会
	1月26日	第8回総合計画策定委員会（書面開催）（前期基本計画（案）の検討）	庁内
	2月2日	第16回政策会議（前期基本計画の政策決定）	庁内

※分類は町民参画を「町民」、議会を「議会」、総合計画審議会を「審議」、庁内会議を「庁内」としています。

卓話集会



中学校生徒会との意見交換会



ワークショップ



町民報告会



策定委員会





大磯町第五次総合計画基本構想・前期基本計画

令和3年3月 発行

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183 TEL 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991

編集 大磯町 政策総務部 政策課 制作 (株)地域計画建築研究所

表紙デザイン 290 MATCH DESIGN

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。